

トルコ
知的財産法
2016年12月22日施行

目次

序

目的、範囲、定義及び保護の受益者

第1条 目的及び範囲

第2条 定義

第3条 保護の受益者

第1編 商標

第1章 商標権及び範囲

第4条 商標を構成することができる標識

第5条 商標登録拒絶の絶対的理由

第6条 商標登録拒絶の相対的理由

第7条 商標により付与される権利の範囲及びその例外

第8条 参考図書における商標の使用

第9条 商標の使用

第10条 代理人の名義で登録された商標に関する請求

第2章 出願、異議申立及び審判請求

第1部 出願、優先権及び審査

第11条 出願条件、分類及び分割

第12条 優先権及びその効力

第13条 優先権効果の請求及びその効力

第14条 マドリッド議定書に基づいてなされる国際商標出願

第15条 手続的審査、欠陥の是正及び出願日

第16条 拒絶の絶対的理由に関する出願審査及び公告

第2部 第三者の意見、異議申立及び審判請求並びに異議申立及び審判請求の審査

第17条 第三者の意見

第18条 公告に対する異議申立

第19条 公告に対する異議申立の審査

第20条 審判請求

第21条 審判請求の審査

第3章 登録，保護期間及び更新

第22条 登録

第23条 保護期間及び更新

第4章 ライセンス

第24条 ライセンス

第5章 権利の終了

第1部 無効及び取消

第25条 無効理由及び無効請求

第26条 取消理由及び取消請求

第27条 無効及び取消の効力

第2部 他の終了条件及びその効果

第28条 終了及びその効果

第6章 商標権侵害

第29条 商標権の侵害とみなされる行為

第30条 商標侵害に関する刑事規定

第7章 団体標章及び証明標章

第31条 証明標章及び団体標章

第32条 証明標章又は団体標章に係る技術規約

第2編 地理的表示及び伝統的特産品保護

第1部 地理的表示及び伝統的特産品保護の権利

第33条 保護の範囲内にある製品

第34条 原産地呼称，原産地名称及び伝統的特産品保護

第35条 登録されない名称

第2部 出願及び異議申立

第1章 地理的表示及び伝統的特産品保護の出願

第36条 出願権

第37条 出願条件

第38条 出願の審査及び公告

第39条 外国を原産地とする出願

第2章 異議申立及び異議申立の審査

第40条 異議申立及び審査

第3部 登録及び補正請求

第41条 登録

第42条 補正請求

第43条 出願人又は登録当事者の変更

第4部 権利の範囲，使用及び管理

第44条 地理的表示の保護の取得及び登録から生じる権利の範囲

第45条 伝統的特産品保護の取得及び登録から生じる権利の範囲

第46条 登録された地理的表示及び伝統的特産品保護の使用

第47条 善意の使用

第48条 商標との関係

第49条 使用の管理

第5部 権利の終結

第1章 無効

第50条 無効請求及び無効理由

第51条 無効の効力

第2章 権利及び義務の放棄

第52条 登録により与えられる権利及び義務の放棄

第6部 権利の侵害

第53条 地理的標識の権利の侵害とみなされる行為

第54条 伝統的産物名の権利の侵害とみなされる行為

第3編 意匠

第1章 意匠権及びその範囲

第55条 意匠及び製品

第56条 新規性及び独自性

第57条 開示

第58条 保護の範囲及び保護の範囲外の条件

第59条 意匠権の範囲及びその制限

第60条 先使用から生じる権利

第2章 出願，審査及び登録

第1部 意匠出願，優先権及び審査

第61条 出願要件，分類及び複合出願

第62条 優先権主張及びその効力

第63条 優先権及びその効力

第64条 審査

第2部 登録及び公告

第65条 登録及び公告

第66条 公告の延期

第3部 異議申立及び異議申立の審査

第67条 決定及び登録に対する異議申立

第68条 異議申立の審査

第4部 保護期間及び更新

第69条 意匠の保護期間及び更新

第3章 権利の所有権及び侵奪

第70条 権利の所有権

第71条 意匠の侵奪

第72条 侵奪の終結の効果

第4章 従業者意匠

第73条 役務関係及びその他の業務関係における所有権

第74条 従業者により創作された意匠に関する権利の価格決定

第5章 ライセンス

第75条 ライセンス

第76条 権利の移転又はライセンスの付与から生じる責任

第6章 権利の消滅

第1部 無効

第77条 無効

第78条 無効請求

第79条 無効の効力

第2部 他の消滅条件及びその効果

第80条 消滅及びその効果

第7章 意匠権の侵害

第81条 意匠権の侵害とみなされる行為

第4編 特許及び実用新案

第1章 特許権

第1部 特許性の条件

第82条 特許性のある発明及び特許性の例外

第83条 新規性，進歩性，産業上の利用可能性

第84条 発明又は考案への特許又は実用新案付与に影響を及ぼさない公表

第2部 特許権の範囲

第85条 特許権の範囲及びその制限

第86条 発明の間接的実施の防止

第87条 先使用により付与される権利

第88条 法的独占

第89条 保護の範囲

第2章 出願，特許付与及び異議申立

第1部 出願及び優先権

第90条 特許出願の必要書類及び出願日の確定

第91条 発明の単一性及び分割出願

第92条 発明の説明，明細書，クレーム及び要約

第93条 優先権及びその効力

第94条 優先権の主張及び関係規定

第2部 特許付与

第95条 発明の方式条件の遵守についての分析

第96条 調査請求，調査報告書の作成及び公開

第97条 出願の公開及びその効力

第98条 審査請求，審査報告書の作成及び特許付与

第3部 異議申立及び異議申立の評価

第99条 異議申立及び異議申立の評価

第100条 庁の決定に対する異議申立

第4部 保護期間及び年金

第101条 保護期間及び年金

第3章 特許処理に関する手続

- 第102条 第三者による特許出願及び特許の分析
- 第103条 特許出願及び特許においてなされる補正及び訂正
- 第104条 特許出願の実用新案出願への変更及び実用新案出願の特許出願への変更
- 第105条 特許出願の取下げ
- 第106条 登録及びその規定
- 第107条 処理の継続及び権利の再認定
- 第108条 誤処理

第4章 権利の所有権及び侵奪

- 第109条 特許請求権
- 第110条 特許出願における権利の所有権に関する処理
- 第111条 特許侵奪及び侵奪の終了の結果
- 第112条 パートナーシップ関係及び特許の非分割性

第5章 従業者発明

- 第113条 職務発明及び独立発明
- 第114条 職務発明の通知義務
- 第115条 発明に係る使用者の権利及び権利を主張する場合の額
- 第116条 職務発明の特許出願
- 第117条 従業者発明に関する規定の強制的事項及び衡平性の条件
- 第118条 特許出願に関する当事者の権利及び義務
- 第119条 独立発明、通知義務及び申出義務
- 第120条 従業者の先買権
- 第121条 高等教育機関においてなされた発明
- 第122条 国家が支援するプロジェクトにおいてなされた発明

第6章 追加特許及び秘密特許

- 第123条 追加特許
- 第124条 秘密特許

第7章 ライセンス

第1部 契約によるライセンス

- 第125条 契約によるライセンス
- 第126条 情報開示義務
- 第127条 権利の移転及びライセンス許諾から生じる義務
- 第128条 ライセンスの申出

第2部 強制ライセンス

- 第129条 強制ライセンス

- 第 130 条 不実施の場合における強制ライセンス
- 第 131 条 特許の主題の従属性の場合における強制ライセンス
- 第 132 条 公益性から生じる強制ライセンス
- 第 133 条 強制ライセンスの法的性質及び信頼関係
- 第 134 条 追加特許における強制ライセンスの範囲
- 第 135 条 強制ライセンスの移転
- 第 136 条 強制ライセンスの条件変更及び取消の請求
- 第 137 条 契約によるライセンスの条件の適用性

第 8 章 権利の終結

第 1 部 無効

- 第 138 条
- 第 139 条 特許の無効の効力

第 2 部 他の終結状況及びその効果

- 第 140 条 終結及びその効果

第 9 章 特許権の侵害

- 第 141 条 特許権又は実用新案権の侵害としてみなされる行為

第 10 章 実用新案

- 第 142 条 実用新案により保護することができる考案及びその例外
- 第 143 条 実用新案における方式審査，調査請求，反論及び権利付与
- 第 144 条 実用新案の無効
- 第 145 条 特許に関する規定の適用性及び二重保護

第 5 編 共通規定及び他の規定

第 1 章 共通規定

- 第 146 条 期間及び通知
- 第 147 条 共通代理人
- 第 148 条 法的行為
- 第 149 条 工業所有権を侵害された権利所有者がなすことができる請求
- 第 150 条 補償
- 第 151 条 逸失利益
- 第 152 条 権利の消尽
- 第 153 条 訴訟の対象とすることができない者
- 第 154 条 非侵害に係る法的手続及び条件
- 第 155 条 先の権利の効力
- 第 156 条 受任及び管轄裁判所

- 第 157 条 時効
- 第 158 条 ライセンサーによる法的手続及び条件
- 第 159 条 中間差止命令の請求及び中間差止命令の範囲
- 第 160 条 授權代理人及び通知
- 第 161 条 手数料，納付期間及び結果
- 第 162 条 決定の執行
- 第 163 条 早期破棄手続
- 第 164 条 伝統的産物名に適用される規定
- 第 165 条 規則

第 2 章 他の規定

- 第 166 条
- 第 167 条
- 第 168 条
- 第 169 条
- 第 170 条
- 第 171 条
- 第 172 条
- 第 173 条
- 第 174 条
- 第 175 条
- 第 176 条
- 第 177 条
- 第 178 条
- 第 179 条
- 第 180 条
- 第 181 条
- 第 182 条
- 第 183 条
- 第 184 条
- 第 185 条
- 第 186 条
- 第 187 条
- 第 188 条
- 第 189 条
- 第 190 条 言及
- 第 191 条 廃止法規
- 経過第 1 条 法令 No. 551, 554, 555 及び 556 の規定の実施
- 経過第 2 条 現行規則の実施
- 経過第 3 条 侵害商品の破棄
- 経過第 4 条 裁判所により行使される取消権限

経過第 5 条 更新請求

経過第 6 条 係争中の法的手続

第 192 条 発効

第 193 条 執行

序

目的、範囲、定義及び保護の受益者

第1条 目的及び範囲

(1) 本法の目的は、商標、地理的標識、意匠、特許、実用新案及び伝統的産物名に関する権利を保護し、それにより、技術的、経済的及び社会的進歩に寄与することである。

(2) 本法は、商標、地理的標識、意匠、特許、実用新案及び伝統的産物名に係る出願、登録及び登録後の手続並びにこれらの権利の侵害に関する法的及び刑事的制裁を包含する。

第2条 定義

(1) 本法の施行上、

a) 記章とは、地理的表示及び伝統的産物名が本法の規定に則して登録されている旨を表示する庁により制定された記章であって、製品若しくはその包装においてそれが登録されている名称とともに使用され、又は製品の特徴により、製品若しくはその包装において使用することができない場合は、権利所有者により見やすい方法で適用され、地理的標識の場合に使用することが必須であるものをいう。

b) 植物品種とは、1又は2以上の遺伝子型から生じる様々な特徴の発現により定義される最下位の分類階級内にある植物群であって、少なくとも1の典型的な特徴により同一種の他の遺伝子型から識別され、その変化のない繁殖への適合性について一単位とみなされるものをいう。

c) 生物学的材料とは、遺伝情報を含み、かつ、自己繁殖するか又は生体系において繁殖させることができる材料をいう。

ç) 公報とは、公告媒体に拘らず、本法に定める主題が公告される関係公告物をいう。

d) 従業者とは、私法契約又は類似の法的関係により他人の役務に従事し、かつ、この法的関係に関して使用者により与えられた一定の業務を遂行する個人的義務を負う者をいう。

e) 庁とは、トルコ特許商標庁をいう。

f) 委員会とは、再審査評価部門内の委員会をいう。

g) 商標代理人とは、商標、意匠、地理的標識及び伝統的産物名に関する分野において、庁に対して権利所有者を代理する者をいう。

ğ) パリ条約とは、1883年3月20日付けの工業所有権の保護に関するパリ条約及びトルコ共和国により正式に施行されたこの条約の修正条項であって、1975年8月8日付けの閣僚会議令第7/10464号により承認されたものをいう。

h) 特許代理人とは、特許、実用新案及び意匠権に関する分野において、庁に対して権利所有者を代理する者をいう。

ı) 工業所有権とは、商標、地理的標識、意匠、特許及び実用新案をいう。

i) 登録簿とは、工業所有権及び伝統的産物名に関する情報を含む記録媒体を意味する。

j) 手数料とは、その関係規定に従って庁により決定される本法の範囲内にある業務に関する費用であって、税金及び手数料(もしあれば)を含めたものをいう。

第3条 保護の受益者

(1) 次の者は、本法による保護の利益を享受する。

- a) トルコ共和国の国民
- b) トルコ共和国の国境内で居住しているか又は商工業活動に従事している自然人又は法人
- c) パリ条約又は世界貿易機関設立協定による出願権を有する者
- ç) 相互主義の原則に従って、トルコ国民に対して工業所有権の保護を与える国の国民権を有する者

第1編 商標

第1章 商標権及び範囲

第4条 商標を構成することができる標識

(1) 商標は、人名を含む語、図形、色彩、文字、数字、音声及び商品の形状又はその包装のような標識から構成することができる。ただし、当該標識が、ある事業体の商品又はサービスを他の事業体の商品又はサービスから識別することができ、かつ、その所有者に与えられる保護の明確かつ正確な主題を決定する方法で登録簿に表示することができることを条件とする。

第5条 商標登録拒絶の絶対的理由

(1) 以下に定める次の標識は、商標として登録されないものとする。

- a) 第4条に従って商標とすることができない標識
- b) 識別性を欠く標識
- c) 商品又はサービスの種類、型、特徴、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又はその他の特徴を指定するために取引上使用される標識又は表示から専ら構成されるか又はそれらを本質的要素として含む標識
- c) 同一の商品及びサービス又は同種の商品及びサービスに関して、登録されているか又は登録出願されている商標と同一又は識別できない程類似の標識
- d) 商圏内のすべての者により使用される又は特定の専門的、職業的若しくは商業的集団の構成員を他の者から識別するために使用される標識又は表示から専ら構成されるか又はそれらを本質的要素として含む標識
- e) 商品自体の性質から生じる形状若しくはその他の特徴又は技術的成果を得るために必須であるか若しくは商品に実質的な価値を与える形状若しくはその他の特徴から専ら構成される標識
- f) 例えば、商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して、公衆を欺くことになる標識
- g) パリ条約第6条の3に従って拒絶される標識
- g) パリ条約第6条の3が適用される標識以外であるが、公益性を有し、かつ、歴史的、文化的価値及び管轄当局の同意が与えられていない記章、徽章又は盾を含む標識
- h) 宗教的価値又は象徴を含む標識
- i) 公の秩序又は認められた道徳律に反する標識
- i) 登録された地理的標識から構成されるか又は登録された地理的標識を含む標識

(2) 商標が、出願対象である商品及びサービスにつき、出願前に使用されており、かつ、この使用により識別性を取得している場合は、この商標の登録は、(1)(b)、(c)及び(d)に従って拒絶することができない。

(3) 出願登録に対する先の商標所有者の明確な同意を示す公証書類が庁に提出された場合は、商標出願は、(1)(c)に従って拒絶することができない。同意書に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第6条 商標登録拒絶の相対的理由

(1) 商標登録出願は、先の商標との同一性又は類似性及び対象の商品又はサービスの同一性又は類似性により、先の商標を連想させる可能性を含め、公衆の側に混同の可能性がある場合は、異議申立により拒絶されるものとする。

(2) 商標所有者の同意なく、かつ、正当な理由なく、代理商又は代理人により自己の名義でなされた同一又は識別できない程類似の商標の商標登録出願は、商標所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(3) 未登録商標又は業として使用される他の標識に対する権利が、出願日又は商標登録出願につき主張された優先日の前に取得された場合は、商標出願は、当該先の標識の所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(4) パリ条約第6条の2の文脈における周知標章と同一又は類似の商標出願は、同一及び類似の商品又はサービスにつき、異議申立により拒絶されるものとする。

(5) 先の登録商標又は出願と同一又は類似の商標出願は、先の商標の出願又は登録対象の商品又はサービスが、後者の商標の出願対象の商品又はサービスと同一であるか、類似であるか又は類似でないかに拘らず、正当な理由のない後者の商標の使用が、先の商標がトルコにおいて得ている評判により、先の商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害することになる場合は、当該先の商標の所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(6) 商標登録出願は、商標が他人の人名、商号、写真、著作権又はその他の知的所有権から構成される場合は、権利所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(7) 不更新による団体標章又は証明標章の保護の満了後3年以内になされた、団体標章又は証明標章と同一又は類似の商標の同一又は類似の商品又はサービスでの登録出願は、先の権利所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(8) 不更新による登録商標の保護の満了後2年以内になされた、登録商標と同一又は類似の商標の同一又は類似の商品又はサービスでの登録出願は、商標がこの期間中に使用されていることを条件として、先の商標所有者の異議申立により拒絶されるものとする。

(9) 悪意でなされた商標出願は、異議申立により拒絶されるものとする。

第7条 商標により付与される権利の範囲及びその例外

(1) 本法により与えられる商標保護は、登録により取得されるものとする。

(2) 商標登録から生じる権利は、専ら、商標所有者に付与されるものとする。商標所有者は、同意なく実施された場合は、以下に定める行為の防止を請求する権原を有する。

a) 商標と同一の標識を、登録範囲内にある商品又はサービスに使用すること

b) 登録商標と同一又は類似であり、かつ、登録商標と同一又は類似の商品又はサービスを対象とする標識を使用し、それにより、当該標識と商標との連想の可能性を含め、公衆の側に混同の可能性を生じさせる虞があること

c) 対象の商品又はサービスが同一であるか、類似であるか又は異なるかに拘らず、登録商標と同一又は類似の標識を使用し、正当な理由のない当該標識の使用が、商標がトルコにおいて得ている評判により、商標の識別性又は評判を不当に利用するか又は害する場合

(3) 以下に定める事項は、標識が商圏内で使用される場合は、(2)に従って禁止することができる。

a) 商品又はその包装に標識を付すこと

- b) 標識の下で商品を市場化し、引渡可能なものとして提供し、若しくはこれらの目的で在庫すること又は標識の下でサービスを提供すること
 - c) 標識の下で商品を輸入又は輸出すること
 - c) 営業書類及び事業体の広告において標識を使用すること
 - d) 標識を使用する者が当該標識の使用につき権利又は法的関係を有さないことを条件として、同一又は類似の標識を、インターネット媒体上で、ドメインネーム、ルータコード、キーワードとして又は商業上の印象を与える類似の方法で使用すること
 - e) 商号又は会社名として標識を使用すること
 - f) 法律に違反する方法で比較広告において標識を使用すること
- (4) 商標によりその所有者に付与される権利は、商標登録の公告日から第三者に対して効力を発するものとする。ただし、商標出願人は、公報における商標出願の公告日後に発生した行為につき、当該行為が、商標登録の公告後に、当該公告により禁止されることになる場合は、補償を求める法的手続を提起する権原を有する。裁判所は、登録が公告される前に、提起された請求の有効性について決定することはできない。
- (5) 商標所有者は、自己の商標の第三者による以下に定める方式での業としての誠実な使用を防止することができない。
- a) 自然人が自己の名称又は住所を表示すること
 - b) 商品又はサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期又はその他の特徴に関して説明をすること
 - c) 特に、付属品若しくは予備部品又は同等製品としての、製品又はサービスの用途を表示することが必要である状況

第8条 参考図書における商標の使用

(1) 登録商標が、それが登録商標である旨の表示なく、印刷形態又は電子形態で辞書、百科事典又は類似の参考図書において公開され、かつ、それが商標登録対象の商品又はサービスの一般名称を構成するとの印象を与える場合は、当該図書の出版者は、商標の所有者の請求により、電子出版物の場合は直ちに又は印刷出版物の場合は請求後最初に発行される版において、それが登録商標である旨を表示することにより誤りを修正し、又は当該商標を参考図書から削除するものとする。

第9条 商標の使用

(1) 登録日後5年の期間内に、商標が、商標所有者により、登録対象の商品若しくはサービスに関連してトルコにおいて真正な使用に供されていない場合又は係る使用が継続して5年間中止されていた場合は、商標は、取り消されるものとする。ただし、不使用の正当な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 以下に定める事項もまた、(1)の意味における商標の使用とみなされる。

- a) 標章の識別性を変更しない異なる要素を有する商標の使用
- b) 専ら輸出目的の商品又は包装における商標の使用

(3) 商標所有者の同意のある商標の使用は、商標所有者による使用を構成するものとみなされる。

第10条 代理人の名義で登録された商標に関する請求

(1) 商標所有者の同意なく、代理人の名義で、同一又は識別できない程類似の商標が登録された場合は、代理人に正当な理由がない限り、商標所有者は、裁判所に対し、自己の商標の使用の禁止を請求することができ、前記登録の自己への移転を請求することもできる。

第2章 出願，異議申立及び審判請求

第1部 出願，優先権及び審査

第11条 出願条件，分類及び分割

- (1) 商標出願は，次のものから構成されるものとする。
- a) 出願人の身元証明に係る情報を含む出願様式
 - b) 商標の見本
 - c) 出願対象の商品又はサービスの一覧
 - c) 出願手数料が納付されたことを示す情報
 - d) 団体商標又は証明商標の出願がなされている場合は，第32条に従う技術規約
 - e) 優先権が主張されている場合は，優先権主張手数料が納付されたことを示す情報
 - f) 商標の複製においてラテン文字以外の文字が使用されている場合は，ラテン文字によるその翻字
- (2) 1出願につき1の商標登録のみを請求することができる。
- (3) 出願対象の商品又はサービスは，1995年7月12日付けの閣僚会議決定第95/7094号に従って批准された，標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に従って分類されるものとする。庁は，出願における商品及びサービスが属する分類及び分類番号に係る必要な修正を行うことができる。
- (4) 商品又はサービスは，同一の分類に属するとの理由で，類似であるとはみなされない。また，商品又はサービスは，異なる分類に属するとの理由で，類似でないとはみなされない。
- (5) 商標出願は，登録されるまでは，出願人の請求により，出願対象の商品又はサービスについて2以上の出願に分割することができる。
- (6) 商標出願の内容，商標の複製又は商品及びサービスの一覧の変更を含まない，綴りの誤り及び自明な誤りは，出願人の請求により補正されるものとする。
- (7) 出願，分類及び分割に関する手続及び原則は，規則により決定されるものとする。

第12条 優先権及びその効力

- (1) パリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の加盟国の1の国民である自然人，法人若しくはその権原承継人又は当該国の国民ではないが当該国において居住しているか若しくは実際の商業上の事業所を有する者は，パリ条約の規定の範囲内で，当該人が当該国の1における管轄当局に正規になした出願の日後6月以内に，トルコにおいて同一の商標及び同一の商品又はサービスの商標登録を出願するための優先権を享受する。この期間内に使用されない優先権は，喪失するものとする。優先権を享受するためには，最初の出願がなされた国の管轄当局からの優先権書類を入手することが必須である。
- (2) (1)に定める自然人若しくは法人又はその権原承継人は，当該人がパリ条約及び世界貿易機関設立協定の非加盟国において正規になした商標出願に基づいて，(1)に定める原則の範囲内で優先権を享受する。
- (3) 第3条に定める自然人又は法人であって，トルコにおける国内若しくは国際博覧会又はパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の加盟国における公式若しくは公認の博覧会で，商標出願対象の商品又はサービスを商標の下で展示し，かつ，商標の認証された複製を提示し

た者は、博覧会における展示後6月以内に、トルコにおいて同一の商標の登録出願をするに当たって優先権を享受する。

(4) 出願において指定された商標が使用される対象の商品又はサービスが、商標とともに、博覧会において公式開会日前に見ることができる方法で展示されている場合は、優先権期間は、商品が出展された日又はサービスが展示された日から開始するものとする。

(5) 博覧会において展示された商品又はサービスについて2以上の出願がなされている場合は、これらの商品又はサービスを最初に展示した者が、優先権の利益を享受する。商品又はサービスが同時に展示された場合は、最初の出願をなした者が、優先権の利益を享受する。

(6) 優先権に基づいて出願がなされた場合は、優先日後に第三者により出願され、かつ、同一又は類似の商品又はサービスで同一又は識別できない程類似の商標を対象とする出願は、拒絶されるものとする。

第13条 優先権効果の請求及びその効力

(1) 出願人は、出願とともに、請求手数料を納付することにより、使用を希望する優先権を主張するものとする。出願人が出願日後3月以内に優先権証明書を提出しない場合は、優先権の請求は、なされなかったものとみなされる。

(2) 優先権の効力及び効果は、第12条に定める日から付与されるものとする。

(3) 商標出願につき2以上の優先権が請求された場合は、優先権は、最初の有効な優先権の日から開始する。

(4) 優先権の請求に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第14条 マドリッド議定書に基づいてなされる国際商標出願

(1) 1997年8月5日付けの閣僚会議決定第97/9731号に従って批准された、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書の範囲内でなされた国際出願は、庁に対して直接なされた出願と同一の効果を有するものとする。当該出願は、国際出願日の最初の時間及び分に出願されたものとみなされる。同一日付の2以上の国際出願がある場合は、国際登録番号が小さい方の出願が、最初に出願されたものとみなされる。

(2) 国際出願は、国際出願の出願日又は優先日後に出願されたが、より早い日に庁に提出された商標出願又は登録商標に基づいて拒絶することができない。後の日付の商標出願は、先の日付の国際商標出願を考慮に入れて、第16条(1)の規定に従って再審査されるものとする。

(3) マドリッド議定書の範囲内で庁が行う手続につき受領される手数料は、公報により決定されるものとする。

第15条 手続的審査、欠陥の是正及び出願日

(1) 庁は、出願を第3条及び第11条の遵守について方式審査するものとする。欠陥がないと決定された場合は、出願は、その受領日の日付、時間及び分において確定するものとする。出願に欠陥がある場合は、出願人は、欠陥を是正するために2月の期間を与えられるものとする。

(2) 第11条(1)(a)、(b)、(c)及び(c)に関して欠陥がある場合は、出願は、欠陥の是正の日付、時間及び分において確定するものとする。第11条(1)(d)、(e)及び(f)に関する欠陥は、出願日の確定に影響を及ぼさないものとする。

(3) 欠陥が所定の期間内に是正されない出願は、取り消されるものとする。ただし、2以上の分類に及ぶ商品又はサービスにつき出願がなされており、かつ、分類に関する手数料の不納付が所定の期間内に是正されない場合は、出願は、納付された手数料が充当される分類につき審査されるものとする。第11条(1)(e)による優先権に関する欠陥を是正しない場合は、優先権を喪失する結果となるものとする。

(4) 第3条の範囲内にはない自然人又は法人による出願は、拒絶されるものとする。

第16条 拒絶の絶対的理由に関する出願審査及び公告

(1) 庁は、出願に方式上の欠陥がないと決定した場合は、出願を第5条に従って審査するものとする。審査の結果、出願範囲内にある商品又はサービスの一部又は全部につき出願を登録することができないとの結論が下された場合は、出願は、当該商品又はサービスにつき拒絶されるものとする。

(2) 出願の条件を満たしており、かつ、第15条及び本条(1)に従って拒絶されていない出願は、公報に公告されるものとする。

(3) 出願が公告後に第15条及び本条(1)に従って拒絶されると決定された場合は、この決定もまた、公報に公告されるものとする。

第2部 第三者の意見、異議申立及び審判請求並びに異議申立及び審判請求の審査

第17条 第三者の意見

(1) 商標出願の公告後、商標登録までは、何人も、第5条の(c)を除く各号の範囲内で商標出願を登録すべきでない旨の自己の意見を、理由を付して書面で庁に提出することができる。ただし、これらの者は、庁に対する手続の当事者となることはできない。

(2) 庁は、これらの意見を評価するものとし、これらの意見が正しいとの結論に達した場合は、商標出願を一部又は全部拒絶するものとする。

第18条 公告に対する異議申立

(1) 公報に公告されたが、第5条又は第6条に従って登録すべきでない商標出願に関する異議申立は、商標出願の公告後2月以内に、関係人によりなされるものとする。

(2) 異議申立は、庁に対して書面で理由を付してなされるものとする。異議申立の理由が(1)に定める期間内に庁に提出されない場合は、異議申立は、なされなかったものとみなされる。異議申立の審査のためには、異議申立手数料を異議申立期間内に納付すること及び手数料の納付に関する情報を当該期間内に庁に提出することが必須である。

第19条 公告に対する異議申立の審査

(1) 庁は、出願人に対し、異議申立に関する自己の意見書を所定の期間内に提出するよう請求するものとする。庁は、必要と認める場合は、当事者に対し、追加の情報及び書類を提出するよう請求することができる。意見書又は請求された追加の情報及び書類が所定の期間内に庁に提出されない場合は、異議申立は、既存の情報及び書類に従って審査されるものとする。

(2) 第6条(1)の範囲内でなされた異議申立に関しては、異議申立の理由である商標が、異

議申立がなされた出願の出願日又は優先日に少なくとも5年間登録されていることを条件として、出願人の請求により、異議申立人は、当該出願の出願日若しくは優先日前5年の期間中に、異議申立に係る商品及びサービスにおいて、自己の商標を真正に使用していたこと又は当該期間中に自己の商標を使用しない正当な理由があるか否かを証明する証拠を提出するよう請求されるものとする。異議申立人が前記事項を証明しない場合は、異議申立は、拒絶されるものとする。異議申立の理由である商標が、登録対象の商品又はサービスの一部のみにつき使用されていることが証明された場合は、異議申立は、使用が証明された商品又はサービスを考慮に入れて審査されるものとする。

(3) 審査の結果、出願対象の商品又はサービスの一部又は全部につき商標を登録すべきでないとの結論が下された場合は、出願は、これらの商品又はサービスに関して拒絶されるものとする。そうでない場合は、異議申立の拒絶が決定されるものとする。

(4) 庁は、必要と認める場合は、当事者に和解を促すことができる。和解に関する事項については、2012年6月7日付けのトルコ民事紛争調停法第6325号の規定が適用されるものとする。

(5) 公告に対する異議申立に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第20条 審判請求

(1) 本編の文脈における庁により下された決定から不利益を被る当事者は、庁に対し、決定に対する審判請求をすることができる。

(2) 審判請求は、決定通知日から2月以内に、庁に対して書面で理由を付してなされるものとする。審判請求の理由がこの期間内に提出されない場合は、審判請求は、なされなかったものとみなされる。審判請求の審査のためには、審判請求手数料を審判請求期間内に納付すること及び手数料の納付に関する情報を当該期間内に庁に提出することが必須である。審判請求期間の満了後は、審判請求の理由を変更することができず、新たな理由を追加することができない。

第21条 審判請求の審査

(1) 方式上の欠陥がない審判請求は、委員会により審査されるものとする。

(2) 委員会は、当事者に対し、審判請求に関する自己の意見書を所定の期間内に提出するよう請求するものとする。庁は、必要と認める場合は、当事者に対し、追加の情報及び書類を提出するよう請求することができる。請求された追加の情報及び書類又は意見書が所定の期間内に庁に提出されない場合は、審判請求は、既存の情報及び書類に従って審査されるものとする。

(3) 委員会は、必要と認める場合は、第19条(3)に基づく決定に対する審判請求につき、第19条(4)に従って当事者に和解を促すことができる。

(4) 委員会は、行うべき審査及び評価の結果、庁の最終決定を下すものとする。

第3章 登録、保護期間及び更新

第22条 登録

(1) 出願が、欠陥なくなされたか又はその欠陥が是正されており、第16条に従って審査及び公告されており、それに対して異議申立がなかったか又は当該異議申立が最終的に不成立となり、かつ、登録手数料が納付されたことを証明する情報を含め、不足書類を所定の期間内に庁に提出することによりすべての段階が完了している場合は、出願は、登録により登録簿に記録されるものとし、公報に公告されるものとする。商標登録に関する手数料を納付せず、納付に関する情報を所定の期間内に庁に提出しない場合は、出願は、却下されるものとする。

(2) (1)に定める段階が完了することなく登録された商標は、登録商標とはみなされない。その出願手続は、未完了の段階から継続されるものとし、この状況は、公報に公告されるものとする。これらの出願を再登録することが決定された場合は、登録手数料は、再度請求されないものとする。ただし、登録日から2年が経過した後は、商標登録は、未完了の段階の影響を受けないものとする。

(3) 登録簿は、公衆に公開されるものとする。請求があった場合は、手数料が納付されることを条件として、登録の謄本が提供されるものとする。

(4) 登録簿への記録、公告及び登録に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第23条 保護期間及び更新

(1) 登録商標の保護期間は、出願日から10年である。この期間は、10年の期間ごとに更新されるものとする。

(2) 更新請求は、保護の満了日前6月以内に商標所有者によりなされる必要があり、手数料の納付に関する情報を、当該期間内に庁に提出する必要がある。この期間内に請求がなされない場合又は更新手数料の納付に関する情報が庁に提出されない場合は、更新請求は、追加手数料が納付されることを条件として、保護の満了日後6月以内になすことができる。

(3) 商標は、その登録範囲内にある商品又はサービスの一部につき更新することができる。

(4) 団体商標の更新については、集団に含まれる会社の何れかの請求をもって十分とする。

(5) 更新は、先の登録が満了する日の翌日から効力を発するものとする。更新は、登録簿に記録され、公報に公告されるものとする。

第4章 ライセンス

第24条 ライセンス

(1) 商標権は、その登録対象の商品又はサービスの一部又は全部につきライセンスの対象とすることができる。

(2) ライセンスは、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスとして付与することができる。契約に別段の合意がない限り、ライセンスは、排他的でないものとする。非排他的ライセンス契約においては、ライセンサーは、商標を自身で使用することができ、又は第三者にライセンスを付与することができる。排他的ライセンス契約においては、ライセンサーは、他人にライセンスを付与することができず、権利が明白に留保されていない限り、商標を自身で使用することができない。

(3) 契約に別段の合意がない限り、ライセンシーは、ライセンスから生じる自己の権利を第三者に移転すること又はサブライセンスを付与することができない。

(4) ライセンサーは、ライセンシーにより生産される商品又は提供されるサービスの品質を保証するために措置を講じるものとする。ライセンシーは、ライセンス契約の条件を遵守する義務を負う。そうでない場合は、商標所有者は、ライセンシーに対して登録商標から生じる自己の権利を主張することができる。

第5章 権利の終了

第1部 無効及び取消

第25条 無効理由及び無効請求

(1) 第5条又は第6条にいう条件の1が存在する場合は、商標の無効が裁判所により決定されるものとする。

(2) 利害関係を有する者、公訴官又は関係公的機関は、裁判所に対し、商標の無効につき決定するよう請求することができる。

(3) 商標無効手続は、無効手続の提起日の時点で商標所有者として登録簿に登録されている者又はその権原承継人に対して請求されるものとする。庁は、商標無効手続の当事者として指定されないものとする。

(4) 商標が第5条(1)(b)、(c)及び(d)に反して登録されたが、商標に対する無効請求の前に、登録された商品又はサービスにつき、使用の結果識別性を取得している場合は、当該商標は、無効とされないものとする。

(5) 無効が商標登録対象の一部の商品又はサービスにつき部分的に請求された場合は、当該商品又はサービスのみにつき、一部無効に関する決定が下されるものとする。商標の見本を変更する結果となる無効決定は、下すことができない。

(6) 商標所有者が、後の商標の使用を、この状況を知りながら又は知っていた筈でありながら、継続して5年の期間黙認していた場合は、商標所有者は、自己の商標を無効理由として主張することができない。ただし、後の商標の登録が悪意による場合は、この限りでない。

(7) 第6条(1)に従って提起された無効手続においては、第19条(2)の規定を抗弁として主張することができる。この場合は、使用に関する5年の期間を決定するに当たって、手続の日を基準とするものとする。原告の商標が、無効が請求された商標の出願日又は優先権日に少なくとも5年間登録されている場合は、原告はまた、前記出願日又は優先権日に第19条(2)に定める条件が満たされていたことを証明するものとする。

第26条 取消理由及び取消請求

(1) 次の状況においては、請求により、商標の取消が庁により決定されるものとする。

a) 第9条(1)に定める条件が存在する場合

b) 商標が、商標所有者の行為により又は商標所有者が必要な措置を講じなかった結果、登録された商品又はサービスにつき一般的となった場合

(c) 商標が、商標所有者自身による又は商標所有者の同意のある使用の結果、その登録対象の商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤解を与える場合

(c) 商標が第32条に反して使用された場合

(2) 利害関係人は、庁に対し、商標の取消を請求することができる。

(3) 商標に関する取消請求は、請求日に商標所有者として登録されている者又はその権原承継人に対して主張されるものとする。

(4) 商標が、5年の期間満了と取消請求が庁に提出された日との間に、登録された商品又はサービスにつき真正な使用に供された場合は、(1)(a)に関する取消請求は、拒絶されるものとする。取消請求がなされるであろうことを考慮して当該使用が行われた場合は、請求を庁

に提出する前3月以内に行われた使用は、考慮に入れないものとする。

(5) 取消が商標登録対象の一部の商品又はサービスに関する場合は、当該商品又はサービスのみにつき、一部取消の決定が下されるものとする。商標の見本を変更する結果となる取消決定は、下すことができない。

(6) 取消の審査中に権利所有者が変更された場合は、手続は、権利所有者として登録簿に記載されている者に関して継続するものとする。

(7) 取消請求は、取消が請求された商標の所有者に通知されるものとする。商標所有者は、自己の証拠及び応答を1月以内に庁に提出するものとする。この1月の期間内に延長が請求された場合は、庁は、追加の1月を与えるものとする。庁は、必要と認める場合は、追加の情報及び書類を請求することができる。庁は、請求及び抗弁の範囲内にあるファイル並びに提示された証拠に関して決定を下すものとする。

第27条 無効及び取消の効力

(1) 第25条に従って商標の無効に関する決定が下された場合は、当該決定は、商標の出願日から効力を有するものとし、商標は、本法により与えられる保護を受けなかったものとみなされる。

(2) 第26条に従って商標の取消の決定が下された場合は、当該決定は、取消請求が庁に提出された日から効力を有するものとする。ただし、取消の条件がより早い日に発生していた場合は、請求により、取消決定が当該日から効力を有すると決定することができる。

(3) 商標所有者の過失又は悪意による損害を受けた当事者の補償請求を害することなく、(2)第2文に規定する無効又は取消に係る決定の遡及効果は、次の事項には影響を及ぼさないものとする。

(a) 決定前の、商標により与えられる権利の侵害により提起された手続における最終かつ執行された裁判所判決

(b) 決定前に締結され履行された契約

(4) (3)(b)の範囲内で契約に従って支払われた料金は、衡平に基づいて、一部又は全部返還するよう請求することができる。

(5) 商標の無効又は取消に関する最終決定は、すべての者に対して効力を有するものとする。

(6) 無効決定の確定後に、裁判所は、職権をもって、この判決を庁に送付するものとする。

(7) 無効又は取消決定の確定後に、商標は、登録簿から削除されるものとし、この状況は、公報に公告されるものとする。

第2部 他の終了条件及びその効果

第28条 終了及びその効果

(1) 商標権は、次の条件において終了するものとする。

a) 保護期間が満了し、商標を所定の期間内に更新しないこと

b) 商標所有者による自己の商標権の放棄

(2) 商標権の終了は、終了理由の発生時から効力を発するものとする。

(3) 商標所有者は、登録範囲内にある商品又はサービスの全部又は一部を放棄することができる。放棄は、庁に対して書面で宣言されるものとし、放棄による商標権の終了は、公報に

公告されるものとする。放棄は、登録簿への登録日に効力を発するものとする。

(4) 商標所有者は、登録簿に記録されたライセンシー及び権利所有者の同意なく、自己の商標権を放棄することができない。商標に係る権利の所有権が第三者により主張されており、この件に関して発せられた中間差止命令が登録簿に登録されている場合は、商標から生じる権利は、当該当事者の同意なく放棄することができない。

(5) 商標出願は、商標登録前に出願人が取り下げることができる。商標権の放棄に関する規定は、商標出願の取下げにも適用されるものとする。

第6章 商標権侵害

第29条 商標権の侵害とみなされる行為

- (1) 以下の行為は、商標権の侵害とみなされる。
- a) 商標所有者の同意なく、第7条に定めるように商標を使用すること
 - b) 商標所有者の同意なく、商標又は混同を生じる程類似の商標を使用することにより、商標を偽造すること
 - c) その商標が、商標又は混同を生じる程類似の商標の使用により偽造されたものであることを知りながら又は知っている筈でありながら、被侵害商標が付された製品を販売し、流通させ、異なる方式で市場化し、商業目的で所有し、輸入し、輸出すること又はこの製品に関する契約締結の申出をすること
 - c) ライセンスによって商標所有者により与えられた権利を、同意なく拡大すること又は第三者に移転すること
- (2) 第19条(2)の規定は、侵害手続において抗弁として使用することができる。この状況においては、使用に関する5年の期間を決定するために、手続の日を考慮に入れるものとする。

第30条 商標侵害に関する刑事規定

- (1) 引用又は混同の可能性により商標権を侵害しながら、生産若しくはサービスを提供し、市場化若しくは販売し、輸入若しくは輸出し、商業目的で購入し、保有し、輸送し、又は保管する者は、1年から3年の拘禁に処し、かつ、20,000日分までの司法上の罰金を科すものとする。
- (2) 商標保護を表示する標識を製品又は包装から権原なく除去する者は、1年から3年の拘禁に処し、又は5,000日分までの司法上の罰金を科すものとする。
- (3) 他人が所有する商標権を、移転、ライセンス許諾又は担保により、権原なく処分する者は、2年から4年の拘禁に処するものとし、かつ、5,000日分までの司法上の罰金を科すものとする。
- (4) 本条の規定に示す罪が法人の行為により犯された場合は、さらに固有の保全措置が講じられるものとする。
- (5) 本条に示す罪により処罰するためには、商標がトルコにおいて登録されていることが必須である。
- (6) 本条に示す罪の調査及び起訴は、告訴を条件とする。
- (7) 偽造製品を販売又は市場化する者が、当該商品を取得した場所についての情報を提出し、それにより、生産者の発見及び製品の差押に寄与した場合は、その者は、処罰されないものとする。

第7章 団体標章及び証明標章

第31条 証明標章及び団体標章

(1) 証明標章とは、標章の所有者の管理下で、事業体、当該事業体による生産方法、原産地及び品質の共通特徴の証明に使用される標識をいう。

(2) 商標所有者又は所有者と経済的に関係する事業体の商品又はサービスについての証明標章の使用は禁止される。

(3) 団体標章とは、生産者又は商社又はサービス提供者の事業集団により使用される標識をいう。

(4) 団体標章は、その事業体の商品及びサービスを他の事業体の商品及びサービスから識別するという目的に資する。

第32条 証明標章又は団体標章に係る技術規約

(1) 証明標章又は団体標章の登録出願をする場合は、標章の使用に係る手続及び原則を表示する技術規約を提出することが必須である。

(2) 証明標章の技術規約には、証明される商品及びサービスの共通特徴、標章を使用する方法、標章の使用に関する権利が付与された後に検査を行うべき方法及び頻度並びに技術規約に反する使用の場合に課される制裁を表示するものとする。

(3) 団体標章の技術規約には、団体標章を使用する権原を有する事業体及びこれらの事業体から構成される団体への加入条件、標章の使用条件並びにもしあれば、制裁を指定するものとする。集団内のすべての事業体は、団体標章の登録及び団体標章権の放棄につき団体で行為するものとする。

(4) 集団内の各事業体は、単独で法的手続を提起する権原を有する。

(5) 技術規約になされるべき修正は、庁により承認されるまでは適用されないものとする。

(6) 技術規約が、(2)及び(3)に定める要件を含まない場合又は公の秩序若しくは認められた道徳律に反する場合は、標章の所有者は、技術規約に必要な修正をなすよう庁により通知されるものとする。標章の所有者が、通知後6月以内に、必要な修正をなさず、技術規則を修正しない場合は、証明標章又は団体標章の登録請求は、拒絶されるものとする。

(7) 所有者が技術規約に反する団体標章又は証明標章の継続的使用を防止するために必要な措置を講じないとの理由で、関係人、公訴官又は関係公的機関の申立があった場合は、標章は、取り消されるものとする。ただし、前記技術規約に反する使用が所定の期間内には是正された場合は、この限りでない。

(8) 技術規約に関する手続及び原則は、規則により定められる。

第2編 地理的表示及び伝統的特産品保護

第1部 地理的表示及び伝統的特産品保護の権利

第33条 保護の範囲内にある製品

(1) 自然及び人的要因の統合から生じる食品、農産物、鉱業品、手工芸品及び工業品であつて、本編の規定を遵守するものは、登録されることを条件として、地理的表示又は伝統的特産品保護の保護に適格であるものとする。

第34条 原産地呼称、原産地名称及び伝統的特産品保護

(1) 地理的表示とは、外観の特徴、その評判又はその他の特性により、原産地とする場所、区域、地域又は国と関連するようになった製品を表示する標識をいう。地理的表示は、以下に定める特徴に応じて、原産地呼称又は原産地名称として登録されるものとする。

a) 指定された地理的境界を有する場所、地域又は例外的な場合は国を原産地とする製品を特定する名称であつて、そのすべて又は主要な特徴がこの地理的区域に専ら帰する自然又は人的要因から得られ、そこにおいて、その生産、加工及びその他すべての処理が行われるものは、原産地呼称である。

b) 指定された地理的境界を有する場所、地域又は例外的な場合は国を原産地とする製品を特定する名称であつて、外観の特徴、その評判又はその他の特性により、この地域と関連しており、そこにおいて、生産、加工又はその他の処理のうち少なくとも1の段階が指定された地理的区域の境界内で行われるものは、原産地名称である。

(2) (1)に定める条件を満たす製品を指定するために伝統的に使用される名称であつて、日常語において使用され、地理的名称を含まないものもまた、当該名称が地理的名称を含まない場合でも、原産地呼称又は原産地名称とみなすことができる。

(3) 原産地呼称又は原産地名称とはみなされないが、製品を説明するために関係市場において少なくとも30年間伝統的に使用されていると証明され、かつ、次の条件の少なくとも1を満たす名称は、伝統的特産品保護として特定されるものとする。

a) 伝統的な生産若しくは加工方法又は伝統的な組成から生じること

b) 伝統的な原料又は材料を用いて生産されること

第35条 登録されない名称

(1) 次のものは、地理的表示として登録されないものとする。

a) 第34条の範囲内でない名称

b) 製品の一般名称となった名称

c) 植物の種及び品種若しくは動物品種又はその他類似の名称であつて、製品の真正な原産地に関して公衆に誤解を与える虞があるもの

c) 公の秩序又は一般的道徳律に反する名称

d) 第3条に定める条件を満たす者により出願されているが、その保護期間が満了しているか又は自国において使用されていない、保護されていない名称

e) 登録されているか又は既に出願されている名称と全体的に又は部分的に同音異義であり、かつ、公衆に誤解を与える虞がある名称

- (2) 次のものは、伝統的特産品保護として登録されないものとする。
- a) 伝統的特産品保護に関して第 34 条に定める条件を満たさない名称
 - b) 製品の一般的特徴を表現する名称
 - c) 製品の特徴につき公衆に誤解を与える虞がある名称
 - ㉔) 公の秩序又は一般的道徳律に反する名称
 - d) 第 3 条に定める条件を満たす者により出願されているが、その保護期間が満了しているか又は自国において使用されていない、保護されていない名称

第 2 部 出願及び異議申立

第 1 章 地理的表示及び伝統的特産品保護の出願

第 36 条 出願権

- (1) 次の者は、地理的標識又は伝統的産物名の登録出願権を有する。
- a) 生産者集団
 - b) 公的機関及び製品又は製品の地理的区域に関する公的機関と認められた専門機関
 - c) 製品に関して公益のために活動しているか又はその構成員の経済的利益を保護する権原を有する団体、財団及び組合
 - ㉔) 製品が単一の生産者のみにより生産されている場合は、この事実を証明することを条件として、関係生産者
- (2) 本編の範囲内において、生産者とは、農産物、食品、鉱業品、手工芸品及び工業品を生産若しくは加工する者又は登録対象である製品の特徴に影響を及ぼす供給連鎖における何らかの行為を行う者を意味する。生産者集団とは、その法的方式又は構成に拘らず、同一の製品の生産者から構成される団体を意味する。

第 37 条 出願条件

- (1) 地理的表示出願は、次のものを含むものとする。
- a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
 - b) 出願している自然人又は法人が製品の唯一の生産者である場合は、この事実を証明する情報及び書類
 - c) 登録請求された地理的表示の名称、製品の原産地呼称又は原産地名称としての適格性、属する製品群及びその地理的表示の定義との合致についての情報及び書類
 - ㉔) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
 - d) 地理的区域の境界を明確に特定及び指定する情報及び書類
 - e) 製品の生産方法並びに適切な場合は、製品にその特殊性を与える地域の生産技術、慣行及び伝統に関する情報及び書類
 - f) 地理的表示の定義の意味における登録対象である製品の特徴、評判又はその他の特性と定義された地理的区域との間の関係を証明する情報及び書類
 - g) 指定された地理的区域における製品の歴史的背景に関する情報及び書類

- g) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
- h) 地理的表示の使用法並びにもしあれば、ラベル付け及び包装の手順を説明する情報
- 1) 出願手数料が納付されている旨の情報
 - (2) 伝統的特産品保護の出願は、次のものを含むものとする。
 - a) 出願人の身元証明及び第 36 条の意味における出願権を有する者に関して、出願人が関連している区分に係る情報を含む出願様式
 - b) 登録対象である伝統的特産品保護の名称及びその製品群並びにそれが第 34 条の記載に合致していることを証明する情報及び書類
 - c) 製品の説明、製品及び必要な場合は、その原料の物理的、化学的、微生物学的及び官能特性を説明する技術的情報及び書類
 - c) 生産方法の説明であって、製品中に存在する原料及びその他の成分を、その特性及び製品特徴を示す製品調製技術とともに説明するもの
 - d) 第 49 条の規定に従って管理手続を詳細に説明する情報及び書類
 - e) 伝統的特産品保護の使用法並びにラベル付け及び包装の手順(もしあれば)を説明する情報及び書類
 - f) 出願手数料が納付されている旨の情報
 - (3) 地理的表示及び伝統的特産品保護の出願に関する他の手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

第 38 条 出願の審査及び公告

- (1) 庁は、地理的表示又は伝統的特産品保護に係る出願を、第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条に従って審査するものとする。
- (2) 出願様式に出願人の身元証明に関する情報が不足している場合は、出願は、なされなかったものとみなされる。出願をなされなかったものとみなすことに係る庁の決定は、最終のものとし、第 40 条の範囲内で異議申立の対象とすることができない。
- (3) 出願人の身元証明に関する情報を除き、第 37 条に定める条件が満たされていないことが判明した場合は、庁は、これらの欠陥の是正を請求するものとする。不足している情報及び書類が所定の期間内に提出されない場合又は提出された情報及び書類が要件を満たさない場合は、出願は、拒絶されるものとする。請求があった場合は、欠陥を是正するために、2 回以下の追加期間が付与されるものとする。
- (4) 庁は、技術的情報を評価するために、関係機関の意見を請求することができる。関係機関により手数料が請求された場合は、当該手数料は、庁により納付されるものとする。
- (5) 本条に基づいて審査され、適格であると判断された出願は、公報に公告されるものとする。
- (6) 出願の審査及び公告に関する手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

第 39 条 外国を原産地とする出願

- (1) 国際協定の規定を害することなく、本法の規定を、外国を原産地とする地理的表示又は伝統的特産品保護の出願に適用するためには、第 37 条に定める条件に加え、次の条件もまた、求められるものとする。
 - a) 出願対象である地理的表示又は伝統的特産品保護が、原産国又は原産国が構成員である

国際共同体により保護されているか否か

b) 第 49 条に定める管理要件が、原産国において満たされているか否か

c) 原産国が、トルコからなされる地理的表示又は伝統的特産品保護の出願につき、同等の保護を与えているか否か

(2) 外国を原産地とする地理的表示又は伝統的特産品保護の出願が、トルコにおいて保護されている地理的表示又は伝統的特産品保護と同一である場合は、審査は、類似の名称の地域的及び伝統的使用並びに消費者による混同の虞を考慮に入れて行われるものとする。当該地理的表示又は伝統的特産品保護の使用は、原産国がラベル上に明確に表示され、見ることができるという条件下でのみ許可されるものとする。

第 2 章 異議申立及び異議申立の審査

第 40 条 異議申立及び審査

(1) 出願人は、第 38 条の範囲内で拒絶された出願に関して、決定通知日から 2 月以内に、理由を付して書面で異議申立をすることができる。

(2) 登録請求が第 33 条から第 37 条まで及び第 39 条を遵守していないことを主張する第三者又は登録請求が第 48 条を遵守していないことを主張する先の日付の商標の所有者は、登録請求の公報における公告から 3 月以内に、理由を付して異議申立書を提出することができる。出願人は、異議申立の情報を与えられるものとし、自己の意見を請求されるものとする。

(3) 異議申立手数料を所定の異議申立期間内に納付し、手数料が納付されている旨の情報を庁に提出することが必須である。そうでない場合は、異議申立は、なされなかったものとみなされる。公的機関によりなされた異議申立については、手数料は請求されないものとする。

(4) (1) 及び (2) に則してなされた異議申立は、施行規則が定める原則の範囲内で委員会により審査されるものとする。委員会は、異議申立において陳述された事項を評価するために、関係機関の意見を請求することができる。機関により手数料が請求された場合は、当該手数料は、異議申立人により納付されるものとする。

(5) 庁は、必要と認める場合は、当事者に和解を促すことができる。和解に係る事項に関しては、法律 No. 6325 の規定が適用されるものとする。

(6) 異議申立の審査時に、出願の方式又は内容に係る補正がなされた場合は、出願の最終版が、補正された部分も表示することにより、公報に公告されるものとする。この公告については、異議申立をすることができない。

(7) 異議申立により、出願が拒絶された場合は、その決定は、公報に公告されるものとする。

第 3 部 登録及び補正請求

第 41 条 登録

(1) 出願に対して公報におけるその公告から 3 月以内に異議申立がなされていないか若しくは出願に対してなされた異議申立が不成立の場合又は出願内容が異議申立の結果補正されている場合は、出願は、登録され、登録簿に登録され、公報に公告されるものとする。ただし、登録手数料が納付されており、かつ、その納付に係る情報が通知日から 2 月以内に庁に提出されていることを条件とする。

- (2) 登録簿は、公衆に公開される。請求により、登録簿の謄本が提供されるものとする。
- (3) 登録簿への登録、公告及び登録に関する手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

第 42 条 補正請求

- (1) 登録対象である出願の内容について変更がある場合は、正当な利害関係を有する当事者は、補正手数料が納付されていることを条件として、補正請求を提出することができる。
- (2) 補正請求は、第 38 条の規定内で審査されるものとし、適当であると判断された補正は、公報に公告されるものとする。補正に対して、その公告から 3 月以内に、書面で理由を付して異議申立をすることができる。これらの異議申立は、第 40 条に従って審査されるものとする。異議申立がなされていないか又はなされた異議申立が不成立の場合は、補正は、公報に公告され、その公告日の時点で最終となるものとする。補正は、遅くとも 1 年以内に、関係当事者により実行されるものとする。
- (3) 補正請求に関する手続及び規程は、施行規則により決定されるものとする。

第 43 条 出願人又は登録当事者の変更

- (1) 地理的表示若しくは伝統的特産品保護の出願人若しくは登録当事者が第 36 条及び第 49 条に定める要件を満たさないと裁判所が決定した場合、この状況が庁により職権をもって判断された場合又は出願人若しくは登録当事者により修正の宣言が書面で庁に提出された場合は、この決定、判断又は宣言は、公報に公告されるものとする。公告から 3 月以内に、第 36 条に定める条件を満たす関係当事者は、出願又は登録記録の修正請求を提出することができる。請求が提出されない場合又は提出された請求が不相当であると判断された場合は、地理的表示又は伝統的特産品保護により付与された権利は終結し、この状況は、公報に公告されるものとする。複数の請求があった場合は、庁は、施行規則が定める手続に従って最も適切な請求を受理するものとする。
- (2) 出願人又は登録人と第 36 条及び第 49 条に定める条件を満たす関係当事者との間の合意が得られた場合は、必要な書類が提出され、かつ、手数料が納付されることを条件として、記録の修正請求が庁に対してなされるものとする。請求が受理された場合は、修正は、公報に公告されるものとする。
- (3) 地理的表示又は伝統的特産品保護の登録人の名称、住所、企業の特徴又は権原の変更は、登録簿に記録され、公報に公告されるものとする。

第 4 部 権利の範囲、使用及び管理

第 44 条 地理的表示の保護の取得及び登録から生じる権利の範囲

- (1) 製品に関する地理的表示の保護は、本法の範囲内で登録により取得されるものとする。
- (2) 地理的表示の登録人及び登録された地理的表示を使用する権原を有する者は、第三者による次の行為の差止を請求する権利を有する。
 - a) 地理的表示又は第 46 条に則して使用することが想定されている記章を、製品が登録簿に定められた製品特性を満たさないにも拘らず、当該規定の範囲にあるか又は当該製品を連想させる虞がある関係製品としての評価の利益を享受するために直接的又は間接的に商業上使

用すること

b) 真正な原産地若しくは仕様又は製品の名称などの説明があり、様式、型、方法、～産と同様などの表現又はその他類似の説明を伴う場合でも、別の言語に翻訳されている場合でも、登録に指定された製品特性を満たさないか又は地理的表示を連想させる程類似の製品における、登録された地理的表示の誤解を与える使用又は模倣

c) 地理的表示が付された製品に関する内側若しくは外側の包装、販売促進及び広告資料又はあらゆる種類の文書における、登録に記載された製品の原産地及び性質又は本質的品質についての虚偽の又は誤解を与える説明又は表示の使用

d) 登録された地理的表示の記章の欺瞞的使用

(3) 地理的表示の登録により付与される第三者に対抗する権利は、公報におけるその公告日から効力を生じる。ただし、出願人は、公報における地理的表示の公告後に発生した行為につき、当該行為が、地理的表示の登録の公告後に、当該公告により禁止されることになる場合は、補償を求める法的手続を提起する権原を有する。裁判所は、登録が公告される前に、提起された請求の有効性について決定することはできない。

(4) 登録された地理的表示は、一般的となったものとはみなされない。

(5) 地理的表示の保護を受けている名称の一部が製品の一般名称から構成される場合でも、地理的表示により付与される保護は、当該一般名称には及ばないものとする。

(6) 一般名称とは、製品が最初に生産又は販売された地域又は場所に関係するが、この製品の通称となった名称をいう。名称が一般的となったか否かを決定するに当たっては、製品の消費地における公衆によるこの名称の使用及び他の関係法規を考慮に入れるものとする。

(7) 登録された地理的表示は、登録人に如何なる排他権も付与しないものとする。

第 45 条 伝統的特産品保護の取得及び登録から生じる権利の範囲

(1) 伝統的特産品保護は、本法の範囲内で登録により取得されるものとする。

(2) 伝統的特産品保護の登録人及び登録された伝統的特産品保護を使用する権原を有する者は、第三者による次の行為の差止を請求する権利を有する。

a) 第 46 条に則して使用することが想定されている記章を、伝統的特産品保護登録簿に指定された特性を有さない製品につき、その評判の利益を享受するために使用すること又は登録された製品に類似する製品において商業上使用すること

b) 登録された伝統的特産品保護の記章の欺瞞的使用

c) 製品の内側若しくは外側の包装、販売促進及び広告資料又は製品に関するあらゆる種類の文書において、製品が伝統的特産品保護登録簿に指定された特性及び登録された製品につき第 46 条に則して使用することが想定されている記章を有さないにも拘らず、製品が登録簿に指定された特徴を有する旨の誤解を与える説明又は表示をすること

(3) 伝統的特産品保護の登録により付与される第三者に対抗する権利は、公報におけるその公告日から効力を生じるものとする。ただし、出願人は、公報における伝統的特産品保護の公告後に発生した行為につき、当該行為が、伝統的特産品保護の登録の公告後に、当該公告により禁止されることになる場合は、補償を求める法的手続を提起する権原を有する。裁判所は、登録が公告される前に、提起された請求の有効性について決定することはできない。

(4) 登録された伝統的特産品保護は、登録人に如何なる排他権も付与しないものとする。

(5) 本法に基づいて伝統的特産品保護に与えられる保護は、他の工業所有権、特に地理的表

示及び商標の範囲内で取得されている権利を害さないものとする。

第 46 条 登録された地理的表示及び伝統的特産品保護の使用

(1) 登録された地理的表示及び伝統的特産品保護は、登録に規定された仕様に合致する製品の生産又は販売の事業を行う者により使用されるものとする。これらの者は、地理的表示及び伝統的特産品保護の対象である製品に係る自己の生産及び販売活動に関して、登録人に通知するものとする。

(2) 登録された地理的表示又は伝統的特産品保護を使用する権利を有する者は、当該地理的表示又は伝統的特産品保護を記章とともに、製品又はその包装において使用するものとする。地理的表示については、記章を使用することが必須である。

(3) 製品の性質により、地理的表示又は伝統的特産品保護を記章とともに製品自体又はその包装において使用することができない場合は、それらを使用する権利を有する者は、その事業所において、記章及び登録された表示又は名称を見ることができする方法で表示するものとする。

(4) 記章を伴わない伝統的特産品保護の使用には、本法の規定は適用されないものとする。

(5) 登録された地理的表示、伝統的特産品保護及び記章の使用に関する手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

第 47 条 善意の使用

(1) 商業上公衆に誤解を与えるために使用されていないことを条件として、自然人又は法人の名称の当該人又はその承継人による使用は、第 44 条及び第 45 条に定める条件の侵害とはみなされない。

第 48 条 商標との関係

(1) 地理的表示の登録後は、第 44 条に定める方式で使用するため又は地理的表示に係る商品若しくはサービスに使用するためになされた商標出願は、拒絶されるものとし、登録されている場合は、法的手続により無効とすることができる。

(2) 地理的表示と同一若しくは類似の商標が善意で登録された場合又は当該商標を使用する権利が地理的表示の保護前の善意の使用により取得された場合は、地理的表示から生じる権利は、商標出願の登録又は商標を善意で使用する権利を害さないものとする。

(3) 登録商標の評判、名声及び使用期間を考慮に入れて、当該商標と同一又は類似であることにより、当該商標の存在に害を及ぼすか又はその真正な原産地につき誤解を与える虞がある名称は、先の権利所有者による異議申立により、地理的表示又は伝統的特産品保護としての登録を許可されないものとする。

第 49 条 使用の管理

(1) 地理的表示及び伝統的特産品保護の使用の管理は、その使用が、生産、販売若しくは流通段階又は市場におけるその使用中に、登録簿に表示された仕様に合致していることの管理に関するあらゆる種類の活動を含むものとする。

(2) 管理は、出願において指定され、その権限が庁により承認されている管理当局により行われるものとする。登録簿に記載された管理当局の変更は、庁の承認によりなすことができ

る。

(3) 登録が公報に公告された後は、年に1度、管理報告書を庁に提出するものとする。ただし、苦情があった場合は、庁は、報告書のより早い提出を請求することができる。

(4) 管理報告書の審査時に欠陥が判明した場合は、登録人は、通知され、6月以内に欠陥を修正するよう請求されるものとする。欠陥が所定の期間内に是正されない場合又は管理活動が手続に則して行われなかったと決定された場合は、第43条の規定が適用されるものとする。

(5) 登録人は、当該管理の対象者に対し、管理に関する費用を請求することができる。

(6) 管理に係る手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

(7) 本編に定める管理は、出願人により設立された管理当局によりなされる管理を含み、2010年6月11日付けの獣医療・植物衛生・食品・飼料に関する法律第5996号並びに地理的表示及び伝統的特産品保護の管理に関する他の法律の規定を害さないものとする。

第5部 権利の終結

第1章 無効

第50条 無効請求及び無効理由

(1) 地理的表示又は伝統的特産品保護の無効は、利害関係を有する者が、裁判所に対し請求することができる。

(2) 裁判所は、次の場合は、登録された地理的表示又は伝統的特産品保護の無効を決定するものとする。

a) 登録が第33条、第34条、第35条、第37条又は第39条に定める条件の何れか1を遵守していない場合

b) 登録が第36条に則して出願権を有する者によりなされていない場合

c) 管理が第49条に定めるように行われない場合

(3) 地理的表示又は伝統的特産品保護の無効に関する法的手続は、登録人として登録簿に記録されている者に対して提起されるものとする。庁は、これらの手続の当事者として指定されないものとする。

第51条 無効の効力

(1) 地理的表示又は伝統的特産品保護が裁判所により無効と決定された場合は、登録された地理的標識又は伝統的産物名についての本法により与えられる法的保護は、生じなかったものとみなされる。

(2) 登録された地理的標識又は伝統的産物名を使用する権利を有する者による、悪意に起因する損害に対する補償請求を害することなく、無効の遡及効果は、次の事項には及ばないものとする。

a) 無効の決定前に下され執行された登録権の侵害の最終判決

b) 無効の決定前に締結され履行された契約

(3) 契約に基づいて支払われた金額の一部又は全部の払戻は、(2)(b)の範囲内で、衡平に基づいて請求することができる。

(4) 裁判所は、職権をもって、最終裁判所決定を庁に通知するものとする。無効とみなされた地理的標識又は伝統的産物名は、登録簿から取り消されるものとし、取消に関する情報は、公報に公告される。

第2章 権利及び義務の放棄

第52条 登録により与えられる権利及び義務の放棄

(1) 登録人は、登録により与えられる権利及び検査に関する義務を放棄することができる。放棄請求は、公報に公告される。

(2) 第36条に定める規定を満たす自然人又は法人が、公報における公告後3月以内に、登録人の変更請求を提出した場合は、この請求は、第43条に定める規定の範囲内で審査されるものとする。

(3) 3月以内に登録人の変更請求がない場合は、地理的標識又は伝統的産物名は、庁により登録簿から取り消されるものとし、取消に関する情報は、公報に公告されるものとする。放棄は、登録簿へのその登録の日から効力を生じるものとする。

(4) 放棄に関する手続及び原則は、施行規則により決定されるものとする。

第6部 権利の侵害

第53条 地理的標識の権利の侵害とみなされる行為

(1) 登録された地理的標識の次の使用は、侵害とみなされる。

a) 登録された地理的標識又は第46条に概説する記章を、製品が登録簿に指定された特性を有さない場合に、登録簿の範囲内にある製品又は同等の製品に関して、登録された地理的標識の評判を利用する方法で直接的又は間接的に商業上使用すること

b) 「様式」、「型」、「方法」、「～産と同様」などの表現を伴う場合でも、原産地又は地理的標識の翻訳若しくは地理的標識自体についての欺瞞的使用、模造品又は連想させる使用

c) 内側若しくは外側の包装、販売促進資料又は製品に関するあらゆる種類の文書における、製品の地理的標識登録簿に指定された原産地又は特性についての虚偽の又は誤解を与える表示又は説明の使用

c) 登録された地理的標識の記章の欺瞞的使用

(2) 地理的標識を使用する権利を有する者は、公証人を通じて登録人に通知することにより、裁判所に対して訴訟を提起するよう請求することができる。登録人が、通知日から3月以内に、この請求を受理しないか又は訴訟を提起しない場合は、地理的標識を使用する権利を有する者は、登録人に対してなされた通知を含めることにより、訴訟を提起することができる。法的手続は、登録人に通知されるものとする。ただし、重大な損害の虞がある場合は、使用权を有する者は、期間要件に拘らず、裁判所に対し、予防的決定を下すよう請求することができる。予防的決定が下された場合は、訴訟を提起するための所定の期間要件は適用されない。

(3) 地理的標識の登録の記録が製品、包装又は送り状に提示されていないという事実は、行為が侵害行為であることを排除するものではない。ただし、過失の評価においては、登録に関する記録及び標識を考慮に入れるものとする。

(4) 地理的標識の出願が公告された場合は、出願人は、本条に定める侵害行為につき裁判所に提訴する権原を有する。侵害者が出願及びその範囲について情報を得ている場合は、出願が公告されるという要件は考慮されない。侵害者が権利を悪意で侵害したと裁判所が決定した場合は、侵害行為は、出願の公告前に認められるものとする。

第 54 条 伝統的産物名の権利の侵害とみなされる行為

(1) 登録された伝統的産物名の次の使用は、侵害とみなされる。

a) 登録された伝統的産物名を第 46 条に概説する記章とともに、登録簿に指定された特性を有さない製品につき、登録された伝統的産物名の評判を利用するために商業上使用すること又は伝統的産物名に割り当てられた記章を、登録された製品に類似する製品において商業上使用すること

b) 記章の欺瞞的使用

c) 伝統的産物名登録簿に指定された特性及び第 46 条に概説する記章を有さない製品に関する内側若しくは外側の包装、販売促進及び広告資料又はあらゆる種類の文書における、誤解を与える表示又は説明の使用

(2) 伝統的産物名の権利の侵害が、伝統的産物名を使用する権利を有する者により発見された場合は、その者は、公証人を通じて登録人に通知することにより、裁判所に対して訴訟を提起するよう請求することができる。登録人が、通知日から 3 月以内に、この請求を受理しないか又は訴訟を提起しない場合は、伝統的産物名を使用する権利を有する者は、登録人に対してなされた通知を含めることにより、訴訟を提起することができる。法的手続は、登録人に通知されるものとする。ただし、重大な損害の虞がある場合は、使用権を有する者は、期間要件に拘らず、裁判所に対し、予防的決定を下すよう請求することができる。予防的決定が下された場合は、訴訟を提起するための所定の期間要件は適用されない。

(3) 伝統的産物名の出願が公告された場合は、出願人は、本条に定める侵害行為につき裁判所に提訴する権原を有する。侵害者が出願及びその範囲について情報を得ている場合は、出願が公告されるという要件は考慮されない。侵害者が権利を悪意で侵害したと裁判所が決定した場合は、侵害行為は、出願の公告前に認められるものとする。

第3編 意匠

第1章 意匠権及びその範囲

第55条 意匠及び製品

- (1) 意匠とは、製品の全体又は一部の外観であつて、製品自体又はその装飾の線、輪郭、色彩、形状、素材又は織り方の特徴から生じるものをいうものとする。
- (2) 製品とは、工業又は手工芸による物品を意味し、複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、一緒に知覚される2以上の物体の表現、図形的表象及び活字書体のような製品を含むが、コンピュータ・プログラムを除く。
- (3) 複合製品とは、製品の分解及び再組立により交換又は新調することができる構成部品から構成される製品をいうものとする。
- (4) 意匠は、この法律の規定に従つて登録された場合は、登録意匠として保護されるものとする。また、意匠は、トルコにおいて最初に公表された場合は、未登録意匠として保護されるものとする。

第56条 新規性及び独自性

- (1) 意匠は、新規であり独自性を有することを条件として、本法により保護されるものとする。
- (2) 複合製品の部品の意匠は、次の場合は、新規であり識別性を有するものとみなされる。
 - a) 構成部品が複合製品に取り付けられ、複合製品の通常の使用中に引き続き見ることができる場合
 - b) 構成部品の可視的特徴が、新規性及び独自性に関する要件を満たす場合
- (3) 本条で説明する通常の使用とは、保守、整備又は修理作業を除く、最終使用者による使用を意味するものとする。
- (4) 同一の意匠が、次の時点で世界の何れかの場所において公表されていない場合は、新規な意匠と認められるものとする。
 - a) 登録意匠については、出願日又は優先日前
 - b) 未登録意匠については、意匠が最初に公表される前意匠が重要でない細部においてのみ異なる場合は、当該意匠もまた、同一と認められるものとする。
- (5) 意匠は、それが情報に通じた使用者に与える全体的印象が、公表された意匠により当該使用者に与える全体的印象と異なる場合、独自性を有すると認められるものとする。
 - a) 登録意匠については、出願日又は優先日前
 - b) 未登録意匠については、意匠が最初に公表される前
- (6) 識別性を判定するに当たっては、創作者の意匠を開発する際の自由度を考慮に入れるものとする。

第57条 開示

- (1) 公衆の利用に供するとは、展示及び販売による、市場化、使用、記載、公表、販売促進などを意味する。秘密保持の条件下での第三者への開示は、公衆の利用に供することとはみ

なされない。

(2) 保護が請求された意匠が、出願日又は優先権を主張する場合は優先日に先立つ 12 月の期間中に、創作者、その権原承継人又は創作者若しくはその承継人と合意しているか若しくは創作者若しくはその承継人との関係を濫用する第三者により、公衆の利用に供されている場合は、開示は、新規性又は独自性に影響を及ぼさないものとする。

第 58 条 保護の範囲及び保護の範囲外の条件

(1) 意匠所有者は、自己の意匠と比較して独自性を有さない意匠に対して、本法から生じる自己の権利を行使することができる。

(2) 保護の範囲を判定するに当たっては、創作者の自己の意匠を開発する際の自由度を考慮に入れるものとする。

(3) この法律に規定する意匠保護は、本法が定める条件を含む場合は、1951 年 12 月 5 日付けの知的及び美術的著作物に関する法律第 5846 号が規定する保護を害さないものとする。

(4) 次のものは、保護の範囲内にないものとする。

a) 公の秩序又は道徳に反する意匠

b) 技術的機能により決定付けられる外観の特徴

c) 製品の外観の特徴であって、意匠が一体化又は適用された製品を機械的に連結するか又は設置することができるようにするために、必然的にその正確な形態及び寸法で再現しなければならないもの

c) パリ条約第 6 条の 3 の範囲内で行われる、並びにこの範囲外であるが、公の秩序に関係し、宗教的、歴史的及び文化的価値について公知となっており、かつ、関係当局により登録許可が付与されない標識、紋章、勲章又は呼称を含む、主権の標識の不適切な使用を含む意匠

(5) 異なる又は同等のユニットで構成されるモジュール・システムにおいて、これらユニット相互の、有限又は無限の異なる方法による結合の設定を示す意匠は、第 56 条に定める要件が満たされることを条件とする。

第 59 条 意匠権の範囲及びその制限

(1) 意匠は、その所有者にそれを使用する排他権を付与するものとする。第三者は、意匠権所有者の同意なく、意匠が一体化又は適用された製品を生産し、市場に投入し、販売し、輸入し、商業目的で使用し、若しくはそれらの目的で在庫保持することができず、又は契約の申出をすることができない。

(2) 未登録意匠は、権利所有者に、同一の意匠の複製又は全体的印象につき識別できない程類似の意匠の複製が使用された場合は、(1)にいう行為を防止する権利を与える。自己の意匠の前に保護意匠が公表されたことを合理的な方法により知ることができない独立した創作者による意匠は、保護の範囲内にある意匠を複製したものとはみなされない。

(3) 意匠権により付与される権利は、次の事項については行使されないものとする。

(a) 個人的に非商業目的でなされる行為

(b) 実験目的でなされる行為

(c) 引用又は教授の目的での複製行為。ただし、当該行為が公正な取引慣行に合致しており、かつ、意匠の通常の利用を不当に害さないこと及び出所についての言及がなされることを条

件とする。

c) 教育又は引用目的の複製。ただし、善意に従うものであること、意匠の通常の使用を不必要に害さないこと及び出所を示すことを条件とする。

c) 他国において登録された船舶及び航空機がトルコの関係領域に一時的に入るときにその装備品、当該船舶及び航空機を修理する目的での予備部品及び付属品の輸入並びに当該船舶及び航空機に係る修理の実施

(4) 意匠が最初に市場化された後3年以内に、複合製品の修理の目的で、その原初の外観を回復するように使用される構成部品の意匠の使用は、これらの部品の出所につき誤解を与え情報を与えられないことを条件として、意匠権の侵害とはみなされない。

(5) (4)の範囲内で科学産業技術省により公示された同等部品の使用及び意匠が最初に市場化された後3年以内の使用は、意匠権の侵害とはみなされない。

(6) 公告延期が請求された意匠に関しては、意匠の視覚的表示が公報に公告されるまでは、(2)の規定が適用されるものとする。

第60条 先使用から生じる権利

(1) 登録された保護範囲内にある意匠を、登録意匠とは独立に、国内において商業目的で、善意で使用したか又は使用のための真摯かつ真正な措置を講じた自然人及び法人は、先使用による使用権を与えられるものとし、事業の合理的な必要性を満たすこれらの準備に限定されるものとする。先使用から生じる権利は、登録され、公報に公告されるものとする。

(2) 先使用から生じる権利は、ライセンスの付与により拡大及び移転することができない。この権利の移転は、事業の移転によりすることができる。

第2章 出願、審査及び登録

第1部 意匠出願、優先権及び審査

第61条 出願要件、分類及び複合出願

- (1) 意匠出願は、次のものを含むものとする。
 - a) 出願人の身元証明についての情報を含む出願様式
 - b) 意匠の外観を反映し、公告により複製を可能にする視覚的表示
 - c) 意匠が一体化又は適用される製品の名称
 - d) 創作者の名称又は意匠を創作した集団の構成員の名称
 - e) 創作から登録請求権を取得した方法を含む情報
 - f) もしあれば、公告延期の請求
 - f) 選任している場合は、代理人に関する情報
- (2) 出願の主題が平面意匠から構成され、かつ、第66条による公告延期の請求がなされた場合は、(1)(b)において求められる視覚的表示の代わりに、意匠の見本を提出することができる。
- (3) また、視覚的表示又は意匠の見本の説明を提示することができ、意匠が使用又は適用される製品の分類に関する情報を願書に表示することができる。製品名、製品分類及び説明に記載された情報は、保護の範囲に影響を及ぼさないものとする。
- (4) 出願に関する手数料が納付されない場合及び納付証明書が期間内に庁に提出されない場合は、出願は、無効であるとみなされる。
- (5) 意匠が使用又は適用される製品の分類については、トルコが1997年8月5日付けの閣僚会議令第97/9731号により批准した、意匠の国際分類に関するロカルノ協定の規定が適用されるものとする。
- (6) (1)(b)に定める視覚的表示の説明書は、それらが表現する概念に関する排他権を与えないものとする。
- (7) 複数の意匠の登録請求は、追加出願手数料が納付されることを条件として、複合出願としてなすことができる。複合出願においては、装飾を除き、意匠が使用及び適用される各製品は、同一の分類に属するものとする。
- (8) 複合出願又は複合登録を構成する意匠は、この法律の施行上、個別に評価されるものとする。
- (9) 複合出願の場合において、(7)に定める条件を遵守していない意匠の登録が請求されたとき又は意匠の数が所定の数を超えるときは、庁は、関係当事者に対し、これらの意匠につき個別の出願を行うよう請求する。各分割出願については、出願日は、最初の出願の日とする。最初の出願において優先権が請求された場合は、この権利は、各分割出願において認定されるものとする。
- (10) 創作者は、自己の名称が出願様式に表示されていない場合は、自己の名称を創作者として表示するよう請求する権利を有する。ただし、創作者は、自己の名称が守秘されるよう請求することができる。出願人は、創作者でない場合又は創作者の1若しくは一部である場合は、意匠出願権を取得した方法を説明するものとする。
- (11) 意匠出願における事実の綴りの誤り及び自明な誤りは、意匠の見本の変更がなされな

いことを条件として、出願人の請求により補正されるものとする。

(12) 複合出願の一部となる意匠の数又は出願に関する他の手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第 62 条 優先権主張及びその効力

(1) パリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の締約国の 1 の市民である自然人、法人若しくはその承継人又はこれらの国の市民でない場合でも、これらの国の 1 において居所若しくは商業組織を有する自然人、法人若しくはその承継人は、パリ条約の規定の範囲内で、当該人が管轄当局に正規になした意匠又は実用新案の登録出願の日から開始する 6 月以内に、トルコにおいて同一の意匠を出願するための優先権の利益を享受する。この期間内に使用されない優先権は、喪失するものとする。優先権の利益を享受するためには、最初の出願がなされた管轄当局からの優先権書類を入手するものとする。

(2) (1)にいう自然人若しくは法人又はその承継人は、当該人がパリ条約又は世界貿易機関設立協定の非加盟国において正規になした意匠出願に基づいて、(1)の規定の範囲内で優先権の利益を享受する。

(3) 先の最初の出願と同一の国においてなされ、かつ、同一の主題を対象とする後の出願は、先の出願が、後の出願の日の時点で、精査のために公衆に提示されることなく、かつ、如何なる権利も付与することなく、取り下げられ、取り下げられたと認められ、若しくは拒絶されていること又は優先権の基礎となっていないことを条件として、優先権を決定するに当たって最初の出願とみなされる。先の出願は、優先権請求の基礎としてはならない。

(4) 本条の規定は、第 3 条(1)(c)にいう自然人又は法人に適用されるものとする。

(5) 第 3 条にいう自然人又は法人であつて、トルコにおける国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の締約国における公式国際博覧会若しくは公式と認定された博覧会で、出願がなされている意匠又は意匠が適用されている製品を展示する者は、博覧会の日から開始する 6 月以内に、トルコにおいて出願するための優先権の利益を享受する。

(6) 出願がなされている意匠又は意匠が適用されている製品が、博覧会において公式開会日前に見ることができる方法で展示された場合は、優先権は、製品の展示日から開始するものとする。

(7) 博覧会において展示された製品と同一又は類似の製品につき 2 以上の出願がなされた場合は、最初の出展者が、優先権の利益を享受する。製品が同時に展示された場合は、最初の出願が、優先権の利益を享受する。

(8) (1)及び(5)に定める期間内に優先権に基づいて出願がなされた場合は、優先日後の第三者による出願及び第三者の名義での意匠登録は、無効であるものとする。

第 63 条 優先権及びその効力

(1) 優先権の請求は、出願とともになされるものとする。関係書類は、出願日後 3 月以内に庁に提出するものとする。そうでない場合は、優先権の請求は、無効であるとみなされる。

(2) 優先権及び規定は、第 62 条による優先権出願日又は第 62 条(5)及び(6)の日に従って生じる。

(3) 1 の意匠につき 2 以上の優先権が請求された場合は、優先権は、最初の優先権の日から

開始するものとする。

(4) 博覧会に基づく優先権は、第 62 条(1)により付与される優先期間を延長しないものとする。

(5) 優先権の請求に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第 64 条 審査

(1) 庁は、出願を第 61 条及び第 63 条に定める条件の遵守について審査する。審査の結果、第 61 条(1)(a)及び(b)に定める条件について欠陥が決定されていない場合は、出願日は、庁による出願の受領日の時点で確定する。

(2) 第 61 条及び第 63 条に従う審査の結果決定された欠陥が期限内に是正された場合は、出願日は、出願の日として確定する。第 61 条(1)(a)及び(b)に掲げる情報及び書類に関する欠陥が期限内に是正された場合は、出願日は、当該欠陥の是正日の時点で確定する。

(3) 意匠保護は、出願の確定日から開始するものとする。

(4) 欠陥を期限内に是正できなかった場合は、出願は、無効とみなされる。

(5) 優先権に関する欠陥を期限内に是正しない場合は、単に優先権を喪失する結果となるものとする。

(6) 庁は、次の場合は、意匠登録請求を拒絶する。

a) 意匠及び製品の説明に合致しない場合

b) 公の秩序又は道徳に違反する場合

c) 第 3 条の範囲内に含まれない自然人及び法人によりなされた場合

c) 前記パリ条約第 6 条の 3 の範囲内で行われる、並びにこの範囲外であるが、公の秩序に関係し、宗教的、歴史的及び文化的価値について公知となっており、かつ、関係当局により登録許可が付与されない標識、紋章、勲章又は呼称を含む、主権の標識の不適切な使用を含む場合

d) 新規でないと決定された場合

(7) (6)(b)及び(c)にいう拒絶決定が意匠の一部分のみに関する場合は、当該部分のみにつき、一部拒絶の決定が下されるものとする。一部拒絶の結果、登録の継続性を確保するためには、残存する部分が保護条件を満たし、意匠の同一性を維持しなければならない。

第 2 部 登録及び公告

第 65 条 登録及び公告

(1) 第 64 条に従って拒絶されず確定された出願は、登録意匠として登録簿に記録され、公報に公告されるものとする。

(2) 登録簿は、公衆に公開されるものとする。請求及び関係手数料の納付により、登録の例示が提供される。

(3) 登録簿への記録、公告処理及び登録処理に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第 66 条 公告の延期

(1) 出願人は、出願とともに、出願日又はもしあれば、優先日から開始する 30 月の期間の公

告の延期を請求することができる。

(2) 公告の延期を請求し、かつ、第 64 条に従って拒絶されない出願は、登録され、登録簿に記録されるものとする。ただし、意匠の視覚的表示に関する情報及び書類並びに出願ファイルは、第三者審査のための利用に供されるものとする。

(3) 登録簿に記録された意匠に関する公告延期の請求は、公報に公告されるものとする。

(4) 庁は、公告延期の満了日に又は権利所有者の請求により、より早い日に、出願に関するすべての記録及び書類を精査のために第三者に提出し、公告するものとする。ただし、公告前に公告手数料を納付するものとする。意匠が使用又は適用される製品の見本のみが出願中に提出された場合は、公告に適する意匠の視覚的表示もまた、提出するものとする。これらの条件が期限内に満たされない場合は、登録簿に記録された意匠の出願日から本法により与えられる保護は、無効とみなされる。

(5) 公告の延期期間内に侵害訴訟を提起することができるよう確保するためには、登録簿及び出願ファイル中の情報を被告に通知しなければならない。

(6) 公告延期が請求されている意匠の公告日は、視覚的表示の公告日とする。

(7) これらの規定は、複合出願における意匠の一部にも適用することができる。

第 3 部 異議申立及び異議申立の審査

第 67 条 決定及び登録に対する異議申立

(1) 出願人は、第 64 条に従って下された決定に対して、通知日から 2 月以内に、正当な書面による異議申立をすることができる。

(2) 第三者は、登録証の交付に対して、公告日から 3 月以内に、手数料を納付することにより、意匠が第 55 条(1)及び(2)に定める定義を満たしていないこと、第 56 条及び第 57 条に定める条件を満たしていないこと、意匠が第 58 条(4)及び第 64 条(6)(c)の範囲内にあること、出願が悪意でなされたこと並びに知的所有権の無権原の使用を含むことを主張して、書面で異議申立をすることができる。

(3) (2)に従ってなされた異議申立の手数料が納付されていない場合又は納付証明書が期限内に庁に提出されていない場合は、異議申立は、無効とみなされる。

第 68 条 異議申立の審査

(1) 第 67 条によりなされた異議申立は、委員会により審査されるものとする。

(2) 第 64 条に従って下された決定に対してなされた異議申立の審査の段階で、必要な場合は、出願人の意見が聴取されるものとする。

(3) 第 67 条(2)によりなされた異議申立は、出願人が自己の意見を陳述することができるように、出願人に通知されるものとする。委員会は、異議申立人に対し、通知日後 1 月以内に到着するように、追加の情報及び書類を提出するよう請求することができる。請求された追加の情報及び書類が期間内に庁に提出されない場合は、異議申立は、既存の情報及び書類の範囲内で審査されるものとする。

(4) 第 64 条及び異議申立期間中の規則の規定の範囲内では又は異議申立の審査の段階で、出願に欠陥があると決定された場合は、完了していない段階から開始して処理が維持されるものとし、下された決定は、必要な場合は、公報に公告されるものとする。

(5) 第 67 条(2)に基づいてなされた異議申立が受理された場合は、意匠登録は、無効とみなされる。意匠の一部につき第 64 条(2)により知的所有権の無権原の使用に対してなされた異議申立が受理された場合は、登録の当該部分のみが、無効とみなされる。一部無効の結果、登録の継続性を確保するためには、残存する部分が保護に関する条件を満たし、意匠の同一性を保持するものとする。複合出願の審査の段階で、異議申立の対象を構成しないが、異議申立書に添付された追加書類に従って無効とみなされると解される意匠登録は、(3)に定める手続に従って職権をもって無効とみなされる。

(6) 本条に基づいて登録が無効であると決定された場合は、第 79 条に定める無効の効果が効力を生じる。無効決定は、公報に公告されるものとする。

第 4 部 保護期間及び更新

第 69 条 意匠の保護期間及び更新

(1) 登録意匠の保護期間は、出願日から 5 年の期間に及ぶ。この期間は、5 年の期間を単位として更新することによって、合計 25 年まで延長することができる。

(2) 未登録意匠の保護期間は、保護が請求された意匠が最初に公衆に提示された日から 3 年の期間に及ぶ。

(3) 意匠登録は、更新手数料の納付証明書が期間内に庁に提出されることを条件として、意匠所有者の請求により更新される。

(4) 更新請求は、保護の満了日前 6 月以内に意匠所有者によりなされるものとし、更新手数料の納付を証明する情報を、当該期間内に庁に提出するものとする。この期間内に請求がなされない場合又は更新手数料の納付を証明する情報が庁に提出されない場合は、更新請求は、追加手数料が納付されることを条件として、保護の満了日後 6 月以内になすことができる。

(5) 更新は、従前の保護期間の満了日の翌日から効力を発するものとする。更新処理は、登録簿に記録され、公報に公告されるものとする。

(6) 更新できない意匠に関する意匠権は、保護期間が終了する日に満了する。

第3章 権利の所有権及び侵奪

第70条 権利の所有権

(1) 意匠権は、創作者又はその承継人に属し、移転することができる。

(2) 意匠出願又は意匠が2以上の者に属する場合は、権利に係るパートナーシップ請求は、当事者間で締結された合意に従って決定されるものとする。当事者間に係る合意がない場合は、2001年11月22日付けのトルコ民法第4721号における共同所有権に関する規定に従って決定される。各権利所有者は、他の権利所有者とは独立に、自己の名義で、次の行為をなすことができる。

a) 自己に属する持分を自由に処分することができる。

b) 他の権利所有者に通知することによって、意匠を使用することができる。

c) 意匠から生じる権利が何らかの方法で侵害された場合は、第三者に対して訴訟を提起することができる。この場合は、他の権利所有者が当該法的手続に参加することができるように、原告によりそれらの者に通知が送付されるものとする。

(3) 権利所有者は、第三者が意匠を使用するためのライセンスを第三者に付与することを全員の一致により決定する義務を負うものとする。ただし、ライセンスを付与することに全員の一致が得られない場合は、裁判所は、衡平に基づいて、権利所有者の1又は2以上にライセンス許諾権原を付与することができる。

(4) 2以上の者が権利所有者となった場合でも、意匠出願又は意匠登録を移転又は分割してそれらに権利を設定することはできない。

第71条 意匠の侵奪

(1) 意匠出願が法律上の権利所有者でない者によりなされた場合、意匠がこの者の名義で登録された場合又は未登録意匠が法律上の権利所有者でない者により公表された場合は、法律上の権利所有者であると主張する者は、裁判所に対し、意匠権から生じる自己の権利及び請求を害することなく、意匠所有者の権利を自身に移転し、又は意匠の所有者として認定するよう請求することができる。

(2) 意匠に係る部分的権利が主張される場合は、権利所有者の認定を(1)及び共同所有権に関する原則に従って請求することができる。

(3) (1)及び(2)に定める請求が、登録意匠の公告又は未登録意匠の公衆への提示後3年以内に主張されない場合は、これらは無効となる。ただし、法律上の権利所有者でない者が悪意で行為した場合は、期間の経過は適用されないものとする。

(4) 本条の規定に従って提起された法的手続において主張された請求、裁判所により下された最終決定又は法的手続を確定させる他の状況は、登録され、請求により公報に公告され、登録簿への登録日から善意の第三者に対して効力を有するものとする。

(5) 法的手続の継続中に出願が登録された場合は、出願の侵奪に関する手続は、意匠の侵奪に関する手続となる。

第72条 侵奪の終結の効果

(1) 第71条の規定に従って意匠の所有権の変更が発生した場合は、当該意匠に関する第三者のすべての権利は、この変更が登録簿に登録されたときに終了する。

(2) 後に法律上の権利所有者でないと解された者又はこの者とライセンス契約を締結する者が、法律上の権利所有者の登録簿への記録日前に意匠の使用を開始したか又はライセンスを使用するために真摯な準備を行った場合は、その者は、法律上の権利所有者に対し、2月以内に、非排他的ライセンスを付与するよう請求することができる。この期間は、庁により関係人に実権利所有者の登録が通知された日から開始する。

(3) 後に法律上の権利所有者でないと解された者又はこの者からライセンスを受ける者が、使用するとき又はライセンスを使用するために真摯な準備をするときに悪意で行為した場合は、(2)の規定は適用されないものとする。

第4章 従業者意匠

第73条 役務関係及びその他の業務関係における所有権

- (1) 当事者間で締結された特別な契約による又は業務の性質を理由とする別段の合意がない限り、従業者が事業組織におけるその職務により創作した意匠の権利所有者又は従業者が事業組織の経験及び活動に基づいて創作した意匠の権利所有者は、使用者とする。
- (2) (1)の範囲外の従業者が、その事業組織における一般的活動に係る情報及び用具の恩恵を享受することによって創作した意匠の権利所有者は、請求により、使用者とする。
- (3) 従業者意匠に関する規定は、一定の時間に従うことなく無償で役務を提供する学生及び実習生による意匠並びに1981年11月4日付けの高等教育法第2547号第3条(1)(1)に定める教職員により学術研究の結果創作された意匠にも適用されるものとする。
- (4) 役務関係の範囲に含まれない雇用契約の範囲内で創作された意匠においては、権利所有者は、当事者間で締結された契約の規定の範囲内で決定されるものとする。

第74条 従業者により創作された意匠に関する権利の価格決定

- (1) 従業者は、第73条(2)の範囲内で、意匠の重要性を考慮に入れて、価格を決定するよう請求する権利を有する。当事者が価格につき合意することができない場合は、価格は、裁判所により決定されるものとする。
- (2) 第73条(3)の範囲内で教職員により創作された意匠から取得される収益の、高等教育機関と創作者との間の分配は、関係高等教育機関の理事会により、収益の少なくとも半分を創作者に与えるように決定されるものとする。

第5章 ライセンス

第75条 ライセンス

- (1) 意匠権は、ライセンス契約の対象とすることができる。
- (2) ライセンスは、排他的又は非排他的方式で付与することができる。ライセンス契約において別段の合意がない限り、ライセンスは、排他的でないものとする。非排他的ライセンスにおいては、ライセンサーは、意匠を自身で使用するものとし、又は第三者に他のライセンスを付与することができる。排他的ライセンス契約においては、ライセンサーは、他人にライセンスを付与してはならず、自己の権利を明示的に留保しない限り、意匠を自身で使用してはならない。
- (3) ライセンス契約に別段の合意がない限り、ライセンシーは、ライセンスから生じる自己の権利を第三者に移転すること又はサブライセンスを付与することができない。
- (4) ライセンス契約に別段の合意がない限り、ライセンサーは、ライセンス期間中に意匠の使用に関するあらゆる行為を行うことができる。ライセンシーは、ライセンス契約の条件を遵守する義務を負うものとする。そうでない場合は、意匠所有者は、ライセンシーに対して意匠から生じる自己の権利を主張することができる。

第76条 権利の移転又はライセンスの付与から生じる責任

- (1) 出願若しくは登録から生じる意匠権を移転する者又はライセンスを付与する者が当該処理をする権原を有しないと後に決定された場合は、当該人は、それにより、関係者に対して責任を負うものとする。
- (2) 意匠出願が取り下げられ、若しくは拒絶された場合又は意匠登録が取り消され、若しくは無効とみなされた場合は、第79条の規定が適用されるものとする。ただし、当事者が、契約により、自己の意匠権を移転する者又はライセンサーについて、より広範な責任を想定していないことを条件とする。本条の規定から生じる補償請求期間は、責任手続の基礎となる最終裁判所決定の日を開始する。

第6章 権利の消滅

第1部 無効

第77条 無効

(1) 次の状況においては、意匠の無効に関する決定が裁判所により下されるものとする。

(a) 意匠が第55条(1)及び(2)に定める定義を満たしていないこと、第56条及び第57条に定める条件を満たしていないこと、意匠が第58条(4)及び第64条(6)(c)の範囲内にあること、出願が悪意でなされたこと並びに知的所有権の無権原の使用を含むことが証明された場合

b) 権利が他人に属することが証明された場合

c) 後に公衆に公開された同一又は類似の意匠の出願日が、登録意匠の出願日前である場合

(2) 意匠の一部につき第64条(6)(b)及び(c)により知的所有権の無権原の使用に対してなされた無効請求が受理された場合は、登録の当該部分のみが、無効とみなされる。一部無効の結果、登録の継続性を確保するためには、残存する部分が保護に関する条件を満たし、意匠の同一性を保持しなければならない。

第78条 無効請求

(1) (2)に定める場合を除き、関係人は、裁判所に対し、意匠の無効に関する決定を下すよう請求することができる。

(2) 意匠の無効は、先の権利所有者のみが第77条(1)(c)の規定どおり、主張することができる。意匠権所有者のみが第70条及び第73条の規定どおり主張することができる。

(3) 意匠の無効に関する法的手続は、保護期間中又は意匠権の満了後5年以内に提起することができる。

(4) 無効手続は、請求日に権利所有者として登録簿に登録されている者に対して提起されるものとする。また、意匠権所有者として登録簿に登録されている者が手続に参加することができるように、それらの者に通知が送付されるものとする。

(5) 未登録意匠の無効手続は、権利所有者であると主張する者に対して提起されるものとする。

第79条 無効の効力

(1) 意匠の無効に関する決定は、遡及効果を生じ、本法による保護は、無効とみなされる。

(2) 意匠所有者の重大な過失又は悪意により被害者が被った損害の補償請求を害することなく、無効決定の遡及効果は、次の状況には影響を及ぼさないものとする。

(a) 無効決定前の、意匠により与えられる権利の侵害による最終かつ執行された裁判所決定

(b) 無効決定前に締結され履行された契約

(3) (2)(b)の範囲内で契約に従って支払われた料金の返還は、衡平に基づいて、一部又は全部請求することができる。

(4) 意匠の無効に関する最終決定は、すべての者に対して効力を有するものとする。無効決定の確定後に、裁判所は、職権をもって、この決定を庁に送付するものとする。意匠は、庁により登録簿から取り消され、公報に公告されるものとする。

第2部 他の消滅条件及びその効果

第80条 消滅及びその効果

- (1) 意匠権は、次の条件において消滅するものとする。
 - a) 保護期間が満了し、登録が期間内に更新されない場合
 - b) 権利所有者が自己の権利を放棄した場合
- (2) 出願又は登録の所有者は、自己の意匠権を全部又は一部放棄することができる。
- (3) 放棄行為は、庁に対して書面で通知されるものとする。放棄行為は、登録の記録日から効力を有するものとし、公報に公告されるものとする。
- (4) 意匠所有者は、登録簿に登録された権利者及びライセンス所有者の同意なく、自己の意匠権を放棄することができないものとする。
- (5) 意匠に係る権利の所有権が第三者により主張され、この件に関して発せられた仮差止命令が登録簿に登録された場合は、意匠から生じる権利は、この者の同意なく放棄することができない。

第7章 意匠権の侵害

第81条 意匠権の侵害とみなされる行為

(1) 次の行為は、意匠権の侵害とみなされる。

- a) 権利所有者の同意なく、意匠が一体化又は適用された同一又は類似の製品を生産し、市場に投入し、販売し、契約の申出をし、輸入し、商業目的で使用し、又はそれらの目的で在庫すること
- b) ライセンス許諾によって意匠所有者により付与された権利を、同意なく拡大すること又は第三者に移転すること
- c) 意匠権を侵奪すること

(2) 出願が第65条の規定のとおり登録され公告された場合は、登録所有者は、本条に定める意匠権の侵害により民事訴訟を提起する権利を有する。侵害者が出願及び出願範囲について情報を得ている場合は、出願の公告は、考慮に入れないものとする。侵害者が悪意で行為したと裁判所が決定した場合は、この侵害は、公告前にも存在するものとみなされる。

(3) 製品、包装又は送り状に保護の範囲内にある意匠が登録されていることを示す記録がないことは、本条に示す行為が意匠権の侵害と認められないことを意味しないものとする。

(4) 未登録意匠、第57条に従って公表された意匠については、権利所有者は、意匠権の侵害により法的手続を提起する権原を有する。

第4編 特許及び実用新案

第1章 特許権

第1部 特許性の条件

第82条 特許性のある発明及び特許性の例外

(1) 特許は、発明が新規であり、進歩性を伴い、産業に応用されることを条件として、すべての技術分野の発明に付与されるものとする。

(2) 以下に掲げるものは、発明とはみなされない。特許出願又は特許自体が以下に掲げる主題又は活動に関与する場合は、この主題のみ又は活動自体は、特許性から除外されるものとする。

- a) 発見、科学理論及び数学的方法
- b) 精神的行為、事業活動又は遊戯に関する計画、規則及び方法
- c) コンピュータ・プログラム
- d) 美的創造物、文学作品、芸術作品及び学術論文
- e) 情報の提示

(3) 以下に掲げる発明には、特許が付与されないものとする。

- a) 公の秩序又は道徳に違反する発明
- b) 植物品種若しくは動物品種に関するか又は植物品種若しくは動物品種を生み出すことを目的とする生物学的方法であって、微生物学的方法又はかかる方法の結果取得される製品を除くもの
- c) 人体又は動物の身体に適用することを目的とする診断方法を含むすべての治療法及び手術方法
- d) 発生及び進化の様々な段階にある人体及び遺伝子配列又は部分遺伝子配列を含む人体の部分の1のみの発見
- e) ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法、工業又は商業上の目的でのヒト胚の使用、ヒト又は動物に顕著な医学的利益を与えることなく動物に苦痛をもたらす虞がある方法で遺伝子同一性を変更する方法及びかかる操作の結果取得される動物

(4) (3) (a)の範囲内において、法規により禁止されている発明の商業的实施は、この実施が公の秩序又は道徳に違反していることを必ずしも意味しないものとする。

(5) (3) (b)に定める微生物学的方法とは、微生物学的材料を含み、微生物学的材料で処理され、又はその結果微生物学的材料が形成される何らかの操作、完全に自然である生物学的方法、交配又は選別から基本的に構成される植物又は動物の生産手順を表す。

(6) (3) (c)に定める規定は、当該項目にいう方法において使用される製品、特に物質及び組成物には適用されないものとする。

第83条 新規性、進歩性、産業上の利用可能性

(1) 技術水準に含まれない発明は、新規とみなされる。

(2) 技術水準は、社会が利用可能なすべてのものであって、出願が提出される前に、書面で

若しくは口頭で発表することにより世界の何れかの場所において提示されたか又は実施若しくはその他の方法により公開されたものを含むものとする。

(3) 出願日以後の提出された出願の公開内容並びに出願日前になされた国内特許及び実用新案出願の最初の内容は、技術水準とみなされる。本規定は、次のものにも適用される。

(a) 1996年5月1日付けの閣僚会議決定第96/7772号により批准された、特許協力条約に従ってなされる特許出願の範囲内で、特許協力条約第22条及び第39条による規則に定める条件に従って国内段階に移行する特許及び実用新案の出願

(b) 2000年7月6日付けの閣僚会議決定第2000/842号により批准された、欧州特許出願に要する手続に関する欧州条約第153条(5)に定める要件を満たす出願、国際出願に基づく特許出願及び欧州特許条約第79条(2)に従ってトルコが指定され、関係手数料が納付された欧州特許出願

(4) 技術水準を考慮するに当たっては、発明が関係する分野の熟練者により自明でない発明は、進歩性を含むものとみなされる。

(5) (3)に従って技術水準について考慮に入れられる出願及び書類の内容は、進歩性の評価に当たっては考慮されないものとする。

(6) 発明は、農業を含む何れかの産業分野において生産可能及び実施可能である場合は、産業上利用可能とみなされる。

第84条 発明又は考案への特許又は実用新案付与に影響を及ぼさない公表

(1) 発明又は考案への特許又は実用新案付与に影響を与える以外に、出願日前12月以内又は優先権が請求された場合は優先権日前12月以内に公表がなされた場合及び以下に掲げる状況の場合は、発明又は考案への特許又は実用新案付与に影響を及ぼさないものとする。

a) 発明者又は考案者により公表がなされた場合

b) 特許出願先の当局により公表がなされ、かつ、この当局により開示された情報が次のものに記述されている場合

1) 発明者又は考案者の他の出願であって、公開しないよう請求されたにも拘らず、関係当局により公開されたもの

2) 発明者又は考案者の許可なく、発明者又は考案者から直接的又は間接的に情報を取得した第三者によりなされた出願

c) 発明又は考案に関する公表が発明者又は考案者から直接的又は間接的に情報を取得した第三者によりなされた場合

(2) (1)に従って、出願時に特許又は実用新案を請求する権利の所有者であるすべての者は、発明者又は考案者とみなされる。

(3) (1)の実施によりもたらされる結果は、期限を付されないものとし、何時でも主張することができる。

(4) (1)を実施すべき旨を主張する者は、条件が満たされていることを証明するか又は満たされる予定であることを証明する義務を負うものとする。

第 2 部 特許権の範囲

第 85 条 特許権の範囲及びその制限

(1) 特許権者は、発明がなされた場所、その技術分野及び製品が輸入品であるか又は国産品であるかの例外なく、特許権を享受する。

(2) 特許権者は、以下に掲げる行為が自己の同意なく行われた場合は、当該行為の差止を請求する権利を有する。

a) 特許の対象である商品を生産し、販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること

b) 特許の対象である方法を使用すること

c) 他人に対し、実施が禁止されていると知られているか又は知られている筈である方法特許を実施するよう申し出ること

c) 特許の対象である方法により直接取得される商品を販売し、使用し、若しくは輸入すること又は当該目的で及び個人的必要性以外の理由で所持すること

(3) 以下に掲げる行為は、特許により与えられる権利の範囲外とする。

a) 工業又は商業上の目的を伴わず、特別な目的に限定される行為

b) 特許の対象である発明を伴う試行的行為

c) 薬物を登録するための特許の対象である発明の実施を伴う試行的行為であって、この目的で必要とされる所要の試験及び実験を含むもの

c) 1 の処方薬のみを調合するために大量生産を伴わずに薬局において調合された薬物を使用すること及びこのように調合された薬物に関する行為

d) パリ条約の加盟国の船舶、宇宙船、航空機若しくは陸上輸送車両の製造及び走行の際又は当該運搬手段の必要性を満たす際に特許の対象である発明を実施すること、前記運搬手段が一時的又は偶発的にトルコ共和国の国境内にあることを条件としてそれらを使用すること

e) 1945 年 5 月 6 日付けの法律第 4749 号により承認された、国際民間航空条約第 27 条の規定及び本条の規定が適用される国の航空機に関する行為

(4) 2004 年 8 月 1 日付けの植物新品種の育成者権の保護に関する法律第 5042 号において定義がなされた小規模農家は、自ら経営する自己の土地において新たな生産を行うために、自ら経営する自己の土地において、特許権者から提供され、特許権者の許可により販売され、又は別の商業的方法により取得される特許製品によりなされた生産の結果製品から得られた繁殖材料を使用する権利を有する。この借用権は、法律第 5042 号の規定に従うものとする。

(5) 農家は、特許権者から提供され、特許権者の許可により販売され、又は別の商業的方法により取得される特許育種材料又はその他の動物繁殖材料を農業目的で使用する権利を有する。この借用権は、自己の農業力を維持するための動物又はその他の動物繁殖材料の使用を含む。この権利の使用に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

(6) 特許の主題は、法律、道徳及び公の秩序に害を及ぼす方法で実施してはならない。この実施はまた、現在又は将来の明確又は不明確な法定の禁止事項及び制限事項により拘束されるものとする。

第 86 条 発明の間接的実施の防止

(1) 特許権者は、特許の対象である発明の実施を可能にし、かつ、発明の基礎を構成する部

分に関する要素又は手段を、第三者が、特許の対象である発明を実施する権限を有さない者に開示することを防止する権利を有する。本規定を実施するためには、対象の第三者は、当該要素又は手段が発明を実施するのに十分であることを知っていなければならない。かつ、当該要素又は手段をこの目的で使用することを知っていなければならない、又はその状況が十分に明確でなければならない。

(2) (1)にいう要素又は手段が市場において何時でも見つけることができる製品である場合において、第三者が対象の権限のない者を教唆して当該行為を行わせないときは、(1)の規定は、実施されないものとする。

(3) 第85条(3)(a), (b), (c)及び(c)に定める行為の実施者は、(1)の規定に従って特許を実施する権限のない者とはみなされない。

第87条 先使用により付与される権利

(1) 特許出願人又は特許権者は、出願日以前に発明を国内において善意で実施した者又はその実施のための真摯かつ実際の措置を講じている者が、特許の対象である発明を同一の方法で実施し続けること又は講じた措置に従って当該発明の実施を開始することを防止する権利を有さないものとする。ただし、特許の対象である発明を実施し続けるか又は講じた措置に従って当該発明を実施する対象者は、自己が所有する事業の合理的な必要性を満たす程度において許可を受けることができる。先使用から存続する付与された権利は、ライセンスの発行により拡大することができず、この権利は、事業とともにのみ移転することができる。

(2) (1)にいう者が販売の申出をした製品に関する行為は、特許により与えられる権利の範囲外とする。

第88条 法的独占

(1) 全資本が国に属する国有営利企業であって、公益性を遵守して独占的商品及びサービスを生産及び商業化するために設立され、かつ、当該企業が行う公共事業により当該企業が提供する商品及びサービスにおいて独占権を有する企業の活動分野に含まれる主題に関する発明につき特許が付与された場合は、独占権所有者が発明を実施することができるか否かは、特許権者の許可によるものとする。独占権所有者は、実施権を取得することにより、自己が扱う産業分野において相当の経済的利益及び顕著な技術的進歩を提供することができる発明を実施する義務を負うものとする。

(2) 独占権所有者は、特許の対象である発明を実施する権利を取得するために、特許権者に対し、許可を請求する権利を有する。特許権者は、独占権所有者に対し、特許を引き継ぐよう請求することができる。特許の対象である発明の実施と引換に又は独占権所有者が特許を引き継ぐ場合に支払われるべき価格は、当事者により決定されるものとする。当事者が合意に至らない場合は、対象の価格は、裁判所により決定されるものとする。

(3) (2)の規定が留保されることを条件として、特許が付与された後に独占が確立された場合は、特許権者は、独占権所有者に対し、発明が実施されている事業又は設備も引き継ぐよう請求する権利を有する。当事者が合意に至らない場合は、対象の価格は、裁判所により決定されるものとする。

(4) 特許の対象である発明が既存の法的独占により実施可能でない場合は、対象の特許の年金は、納付されないものとする。

第 89 条 保護の範囲

(1) 特許出願又は特許自体により与えられる保護の範囲は、クレームにより決定されるものとする。ただし、クレームを解釈するに当たっては、明細書及び図面が使用されるものとする。

(2) クレームは、使用されている語の意味の限定に基づいて解釈してはならない。ただし、保護の範囲を決定する際には、クレームは、発明者が想到していたがクレームにおいて請求されなかった概念を含むように、また、当該技術の熟練者が明細書及び図面を解釈することにより生じると予想する特徴を含むように拡大されないものとする。

(3) クレームは、出願又は特許権者に適格な保護を与え、かつ、保護の範囲について合理的な水準の明確な主張を示す状況を第三者に提供する方法で解釈される。

(4) 特許出願により与えられる保護の範囲は、特許が付与されるまでの経過期間は、出願の公開されたクレームにより決定されるものとする。ただし、付与時の特許の状況又は異議申立若しくは無効手続後のその状況は、保護範囲が拡大されないことを条件として、出願により与えられる保護を遡及的に決定するものとする。

(5) 特許出願又は特許自体により与えられる保護の範囲を決定するに当たっては、侵害の存在が主張された時点までに、クレームに記述された要素と均等である要素もまた考慮される。ある要素は、本質的に、クレームにおいて請求された要素と同様の機能を果たし、同一の方法で機能要件を満たし、かつ、同一の結果に至る場合は、一般的にクレームにおいて請求される要素と均等とみなされる。

(6) クレームの範囲を決定するために必要な特許付与に関する手続中又は特許の有効期間中は、保護の範囲を決定するために、特許出願又は特許権者の陳述が考慮されるものとする。

(7) 特許が発明に関する例を含む場合は、クレームは、当該例に限定されるものと解釈してはならない。製品又は方法は、特に、製品又は方法の追加の特徴が特許に記述された例の中に存在しない場合、当該例の特徴を含まない場合又は当該例に指定された目的若しくは特徴をすべては達成することができない場合に、クレームにより与えられる保護の範囲から除外されないものとする。

第2章 出願，特許付与及び異議申立

第1部 出願及び優先権

第90条 特許出願の必要書類及び出願日の確定

(1) 特許出願は，次のものを含む。

- a) 願書
- b) 発明の主題を説明する明細書
- c) クレーム
- d) 明細書又はクレームにおいて言及される図面
- e) 要約
- e) 出願手数料の納付の情報

(2) 出願において，明細書，クレーム，要約及び図面(もしあれば)は，パリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の加盟国又は相互主義の原則を履行する国の1の言語により提出することができる。

(3) 以下に掲げるすべての要素が庁に提出された日の時点で，特許出願日が確定されるものとし，出願処理が開始される。

- a) 特許付与の請求
- b) 出願人の身元証明及び連絡先情報
- c) トルコ語若しくは(2)にいう言語の1により記述された明細書又は先の出願への言及

(4) 発明が遺伝資源又は遺伝資源に関する伝統的知識に基づく場合は，特許出願において，当該資源の入手場所に関する説明を行うものとする。

(5) 出願には，発明者を明記するものとする。ただし，発明者は，匿名性を保持するよう請求することができる。出願人が発明者でない場合又は発明者の1若しくは一部のみである場合は，当該人は，出願書類において，特許出願の出願権を取得した方法を説明する義務を負うものとする。

(6) 発明者は，出願人又は特許権者に対し，発明者として行為し，自己の名称を明記するよう請求する権利を有する。

(7) 出願に関する手続及び原則は，規則により決定されるものとする。

第91条 発明の単一性及び分割出願

(1) 特許又は実用新案出願は，単一の発明若しくは考案又は集合して単一の一般的発明若しくは考案概念を構成する一群の発明若しくは考案を含む。本規定の要件を満たさない出願は，出願人の請求又は庁の通知により，個別の出願に分割されるものとする。

(2) 発明の単一性に拘らず，出願人の請求により，各出願につき分割出願をなすことができる。

(3) 分割出願は，処理されている出願に関するこの出願の主題の範囲を超えない方法でなされるものとする。過去の年次から残存する年金もまた，分割出願とともに納付されるものとする。

(4) 各分割出願の出願日は，最初の出願の日とする。最初の出願とともに優先権が主張された場合は，各分割出願は，この権利を得る資格を有する。

(5) 分割出願に関する他の手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

(6) 本条に従ってなされない分割出願は、処理を認められないものとする。

第 92 条 発明の説明、明細書、クレーム及び要約

(1) 発明は、特許出願、明細書及びクレームに存在するか又は明細書若しくはクレームにおいて言及される図面を使用して、発明の主題に関する技術の熟練者により、発明を実施可能とすることができる非常に明確かつ完全な方法で説明されるものとする。

(2) 発明が、公衆が入手することができず、かつ、特許出願において指定された技術の熟練者が発明を利用するために理解可能とするのに十分に定義することができない生物学的材料に関する場合又は発明がこの材料の使用を含む場合は、発明は、当該材料が寄託されることを条件として、(1)を遵守して説明されているものとみなされる。

(3) (2)に従って寄託されている生物学的材料が既に当該材料の寄託機関により入手可能でなくなった場合は、この材料が、1997年5月8日付けの閣僚会議決定第97/9731号により批准された、特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約に従って再寄託され、かつ、当該材料の寄託機関により交付された当該材料の受領に関する証明書の写しが、寄託日から4月以内に、特許出願又はその書類の番号を表示することにより庁に送付されることを条件として、この入手は、中止されていないものとみなされる。

(4) クレームの基礎は、明細書とする。クレームは、保護を請求する主題を定義し、明確かつ不可欠なものでなければならず、明細書に定義された発明を超えてはならない。

(5) 要約は、技術的情報を提供することを目的とする。これは、その他の目的、特に保護の範囲の決定又は第83条(3)の実施のために使用してはならない。

(6) 生物学的材料の寄託に関する要件は、規則により決定されるものとする。

第 93 条 優先権及びその効力

(1) トルコを含むパリ条約又は世界貿易機関設立協定の加盟国において特許又は実用新案の出願をなした者又はその承継人は、トルコにおいて同一の発明又は考案の出願をなすために、最初の出願がなされた日から12月以内に優先権の利益を享受する。

(2) パリ条約若しくは世界貿易機関設立協定の加盟国の国内法規に従って、当該国により締結された二国間若しくは多国間協定に従って又は本法に従って、正規になされた国内出願と同等である各出願は、優先権を得る資格を有する結果となることが承認されるものとする。

(3) 正規になされた国内出願の日は、出願の結果に拘らず、出願日とみなされる。

(4) 同一の主題から構成され、何れも同一の国になされた先の出願及び現出願の状況でも、先の出願が、現出願の日に、ただし公衆の閲覧に供される前に、かつ、如何なる権利も残すことなく、取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、又は拒絶されていること及び優先権の基礎となることができないことを条件として、現出願は、優先権を決定する際に最初の出願とみなすことができる。この場合は、先の出願は、優先権の基礎として使用してはならない。

(5) 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関設立協定の非加盟国の工業所有権当局になされた場合において、この当局が、トルコになされる最初の出願がパリ条約に定める効果及び条件と同等の効果及び条件の下で優先権を生じさせることを確認したときは、(1)及び(4)の規定がこの出願に適用されるものとする。

(6) トルコにおいて開催される国内若しくは国際博覧会で又はパリ条約の加盟国における公式博覧会若しくは公式であると知られている博覧会で、特許又は実用新案の主題を含む製品を提示する自然人又は法人は、博覧会における提示日から12月以内に、トルコにおける特許又は実用新案付与の出願に関して優先権の利益を享受する。

(7) 優先日は、第83条(2)及び(3)並びに第109条(3)の要件を満たすに当たって、出願日の拘束を受けるものとする。

第94条 優先権の主張及び関係規定

(1) 優先権の主張は、それにより手数料を納付して、出願とともに又は出願日から2月以内になされ、この主張に関する書類は、出願日から3月以内に庁に提出するものとする。これを怠った場合は、優先権の主張は、なされていないものとみなされる。

(2) 請求が異なる国から発生する場合でも、出願において2以上の優先権請求がなされるものとする。該当する場合は、各クレームにつき2以上の優先権を請求することができる。2以上の優先権が請求された場合は、優先権日から起算する期間は、最先の優先日から開始する。

(3) 1又は2以上の優先権が請求された場合は、優先権は、優先権が発生する出願に含まれる要素のみに適用されるものとする。

(4) 優先権が請求された発明の特定の要素が、優先権が発生する特許出願のクレームに記述されていない場合でも、優先権が発生する特許出願が全体としてこれらの要素を明確に特定していたことを条件として、優先権は、これらの要素にも適用されると認められるものとする。

(5) 優先権請求に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第2部 特許付与

第95条 発明の方式条件の遵守についての分析

(1) 第90条(3)に定める要素の何れかが不足している場合は、出願は、処理されないものとする。

(2) 処理を認められた出願において、第90条(1)に定める要素の少なくとも1が不足している場合又は要素が第90条(2)に従って外国語により記載されている場合は、通知する必要なく、出願日から2月以内に、欠陥を補正し、又はトルコ語翻訳文を提出するものとする。それを怠った場合は、出願が取り下げられたものとみなす結果となるものとする。

(3) 庁は、(1)に定める要件をすべて満たすか又は(2)による要件を満たしている出願を、(4)及び(5)並びに規則に基づいて決定される他の方式条件の遵守について分析する。

(4) 出願が方式条件に合致していないと認められる場合は、出願人は、出願日から2月以内に欠陥を補正するよう請求されるものとする。欠陥をこの期間内に補わない場合は、出願は、拒絶されるものとする。

(5) 出願が方式条件に合致していると認められる場合は、第96条の規定に従って調査報告書が作成されるものとする。

第96条 調査請求、調査報告書の作成及び公開

(1) 出願人は、手数料を納付することを条件として、出願とともに又は通知する必要なく、

出願日から12月以内に、調査を請求する。それを怠った場合は、出願が取り下げられたものとみなす結果となるものとする。

(2) (5)の規定に従って出願人が調査を請求した場合において、出願が方式条件に合致していると認められたとき又は欠陥が必要な期間内に補正されたときは、調査報告書が作成されるものとし、出願人に通知されるものとし、公報に公開されるものとする。第97条に従って出願が公開された場合は、調査報告書は、別個に公開されるものとし、公開されていない場合は、出願とともに公報に公開されるものとする。

(3) 出願の主題が第82条(2)及び(3)の範囲に含まれるとの結論が下された場合又は明細書若しくはすべてのクレームが十分に明確ではなく報告書の作成を妨げる場合は、調査報告書は、作成されないものとする。出願人は、通知日から3月以内に、この件に関する自己の異論又は出願における変更を提出するよう請求されるものとする。異論をこの期間内に提出しない場合又はなされた異論若しくは変更が庁により受理されない場合は、出願は、拒絶されるものとする。なされた異論又は変更(もしあれば)が受理された場合は、調査報告書が作成され、出願人に通知されるものとし、公報に公開されるものとする。

(4) 閣僚会議は、(1)にいう12月の調査請求期間を半分に短縮する権限を有する。

(5) 調査請求及び調査報告書の作成に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第97条 出願の公開及びその効力

(1) 出願日又は優先日(もしあれば)から18月の期間の満了時に、特許又は実用新案の出願は、公報に公開されるものとする。

(2) 第三者は、特許出願の公開日から、特許の主題である発明の特許適合性に関する自己の意見書を提出することができる。ただし、当該第三者は、この段階で庁により行われている処理に加わることはできない。

(3) (1)にいう18月の期間が満了する前に特許を付与することが決定された場合は、特許出願及び特許は、一緒に公開されるものとする。

(4) 本法の規定に従って特許に与えられる保護は、特許出願が公報に公開される日から出願人が暫定的に受ける資格を有する。

(5) 出願の主題である発明を特許出願人の許可なく実施した者が特許出願及びその範囲について情報を得ている場合は、(4)に定める保護は、出願の公開前にも関係するものとする。

(6) 特許出願の主題である発明が微生物に関する場合は、保護は、当該微生物が入手可能となった後に開始するものとする。

(7) 出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、又は拒絶された場合は、上記の各項に定める効果は、生じていないものとみなされる。

(8) 出願の公開又は第三者の意見書の提出に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第98条 審査請求、審査報告書の作成及び特許付与

(1) 出願人は、審査報告書の通知日から3月以内に、手数料を納付することにより、審査を行うよう請求するものとする。そうでない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。

(2) 出願人の審査請求により、庁は、出願及び関係する発明を本法の規定の遵守について分析する。

(3) 出願及び関係する発明が本法の規定を遵守していないことが決定された場合は、出願人は、出願人が自己の意見書を提出し、かつ、出願の範囲を超えないことを条件として、変更をなすよう通知されるものとする。かかる通知は、適切とみなされる限り繰り返されるものとする。ただし、この文脈においてなされる通知は、3回を超えて繰り返すことができない。

(4) 出願人は、(3)に定める通知に関する自己の意見書を提出し、又は変更をなすことができるように、通知日から3月の期間を与えられるものとする。この期間内に意見書が提出されない場合又は変更がなされない場合は、出願は、取り下げられるものとする。

(5) 審査後に作成された審査報告書において、出願及び関係する発明が本法の規定を遵守していると特定された場合は、特許は、付与されると決定されるものとし、出願人に宣言されるものとし、特許は、公報に公告されるものとする。

(6) 審査報告書に従って特許を付与することができるように、変更をなす必要がある場合は、当該変更は、通知日から2月以内になすよう請求されるものとする。なされた変更が確認された場合は、特許は、付与されると決定されるものとし、出願人に宣言されるものとし、特許は、公報に公告されるものとする。変更がなされない場合又はなされた変更が庁により確認されない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされ、この決定は、出願人に通知されるものとし、公報に公告されるものとする。

(7) 特許付与に関する公告後に、請求により、かつ、登録証作成手数料の納付により、特許権者は、作成された書類を交付されるものとする。

(8) 審査報告書において、出願及び関係する発明が本法の規定を遵守していないと特定された場合は、出願は、庁により拒絶されるものとし、出願人に宣言されるものとし、公報に公告されるものとする。

(9) 付与された特許は、その有効性及び有用性を庁が保証するものと解釈することはできず、庁に責任を発生させるものではない。

(10) 審査請求、審査報告書の作成及び特許付与に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第3部 異議申立及び異議申立の評価

第99条 異議申立及び異議申立の評価

(1) 第三者は、手数料を納付することにより、対象の特許に対して、特許付与の決定が公報に公告された日から6月以内に、以下に定める主張をして、異議申立をすることができる。

a) 特許の主題が第82条及び第83条による特許性の特許適合性条件を遵守していないこと

b) 発明が第92条(1)から(3)までに従って十分に説明されていないこと

c) 特許の主題が、出願の初版の範囲を超えたこと又は第91条に従ってなされた分割出願に基づくか若しくは第110条(3)(b)に従ってなされた出願に基づく場合は、出願の前の版の範囲を超えたこと

(2) 異議申立に関する手数料が(1)に定める期間内に納付されない場合又は異議申立が、規則が定める条件を遵守してなされない場合は、異議申立は、なされていないものとみなされる。

- (3) 異議申立がなされない場合又は異議申立がなされていないものとみなされた場合は、特許付与に関する決定は、確定されるものとし、最終決定は、公報に公告されるものとする。
- (4) 庁は、異議申立を特許権者に通知するものとする。特許権者は、この通知日から3月以内に、自己の意見書を提出し、又は特許に変更をなすものとする。異議申立は、特許権者の意見書及び特許における変更の請求を考慮して、委員会により評価される。
- (5) 委員会は、特許又は変更版が本法を遵守しているとの意見を有する場合は、特許又は変更版(もしあれば)の状況の維持を決定するものとする。遵守していないとの意見を有する場合は、委員会は、特許の無効の決定を下すものとし、この場合は、第139条に定める無効の結果が生じるものとする。無効の決定は、公報に公告されるものとする。
- (6) 委員会は、特許又は変更版が本法を一部遵守しているとの意見を有する場合は、特許又は変更版のこの部分による状況の維持を決定するものとし、特許権者に対し、通知日から2月以内に必要な変更をなすよう促すものとする。対象の変更がなされなかった場合又はなされた変更が拒絶された場合は、委員会は、特許の無効の決定を下すものとし、この場合は、第139条に定める無効の結果が生じるものとする。無効の決定は、公報に公告されるものとする。
- (7) 異議申立の結果下された最終決定は、公報に公告されるものとする。特許が訂正版により継続することが決定された場合は、特許の訂正版は、公報に公告されるものとする。
- (8) 異議申立及び異議申立の評価に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第100条 庁の決定に対する異議申立

- (1) 第99条の規定を害することなく、特許出願人、特許権者又は関係する第三者は、庁の決定に対して、決定通知日から2月以内に、異議申立をすることができる。本条の文脈においてなされた異議申立は、委員会により評価されるものとする。

第4部 保護期間及び年金

第101条 保護期間及び年金

- (1) 出願日から開始して、特許保護の期間は20年であり、実用新案保護の期間は10年である。これらの期間は、延長されないものとする。
- (2) 特許出願又は特許の保護に必要とされる年金は、特許保護期間中、出願日から、2年目の終了時及び毎年の期限内に納付される。期日は、出願日に対応する月日とする。
- (3) 年金は、(2)に定める期限内に納付することができない場合は、期日後6月以内に、追加手数料とともに納付することができる。
- (4) 年金が(3)に定める期限内に納付されない場合は、特許権は、この年金の期日の時点で満了するものとし、特許権の満了に関する通知がなされるものとし、この状況は、公報に公告されるものとする。特許権の満了に関する通知日から2月以内に補償手数料が納付された場合は、特許権は、納付日の時点で有効性を再確認されるものとし、公報に公告されるものとする。特許権の満了に関する通知は、遅くとも、特許権が満了する期日である日から開始する1年の期間の終了までになされるものとする。
- (5) 特許の有効性の再確認は、特許権の満了の結果権利に適格である第三者の既得権を害す

ることができない。第三者の権利及びその範囲は、裁判所により決定されるものとする。

第3章 特許処理に関する手続

第102条 第三者による特許出願及び特許の分析

- (1) 未公開の特許出願は、出願人の書面による許可なく、第三者が分析することはできない。
- (2) 第三者であって、特許権者が出願により与えられる権利を自己に対抗して使用する意図であることを証明することができる者は、出願人の書面による許可なく、未公開の特許出願を分析することができる。
- (3) 第91条に従って分割された出願又は第110条(3)(b)に従ってなされた新たな特許出願が公開された場合は、先の出願は、出願が公開される前に、出願人の許可なく、第三者が分析することができる。
- (4) 第三者による特許出願及び特許の分析に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第103条 特許出願及び特許においてなされる補正及び訂正

- (1) 特許出願は、庁による手続中に、出願の初版の範囲を超えないことを条件として、出願人が補正することができる。
- (2) 特許に異議申立がなされた場合は、異議申立に関する最終決定が庁により下されるまでは、特許権者は、特許により与えられる保護の範囲を超えないことを条件として、特許を変更することができる。
- (3) 特許出願又は特許書類において起こり得る事実の綴りの誤り及び自明な誤りは、請求により修正されるものとする。
- (4) 特許出願及び特許においてなされる補正及び訂正に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第104条 特許出願の実用新案出願への変更及び実用新案出願の特許出願への変更

- (1) 特許出願人は、自己の係属中の出願を実用新案出願に変更するよう請求することができる。庁は、かかる請求がなされた場合は、出願人が通知日から1月以内に必要な書類を提出し、調査手数料を納付することにより調査を請求する必要がある旨を出願人に通知する。必要な条件がこの期間内に満たされない場合は、変更請求は、なされていないものとみなされ、出願は、特許出願として引き続き処理されるものとする。必要な条件がこの期間内に満たされた場合は、第143条(6)及び(11)の規定が出願に適用されるものとする。
- (2) 実用新案出願人は、遅くとも調査報告書の通知日後3月の期間の終了までは、自己の実用新案出願を特許出願に変更するよう請求することができる。庁は、かかる請求がなされた場合は、出願人が通知日から1月以内に必要な書類を提出し、調査手数料を納付することにより調査を請求する必要がある旨を出願人に通知する。必要な条件がこの期間内に満たされない場合は、変更請求は、なされていないものとみなされ、出願は、実用新案出願として引き続き処理されるものとする。必要な条件がこの期間内に満たされた場合は、特許付与に関する本法の規定が適用されるものとする。
- (3) 出願が公開された場合は、特許出願の実用新案出願への変更又は実用新案出願の特許出願への変更の確認に係る庁の決定は、公報に公告されるものとする。
- (4) 特許出願が実用新案出願に変更された場合又は実用新案出願が特許出願に変更された

場合において、変更前の出願につき優先権が請求されているときは、変更された出願についても同一の優先権が認定されるものとする。

(5) 実用新案出願に変更された特許出願又は特許出願に変更された実用新案出願についてなされた再変更請求は、処理を認められないものとする。

(6) 特許出願の実用新案出願への変更又は実用新案出願の特許出願への変更に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第 105 条 特許出願の取下げ

(1) 特許出願は、特許付与の宣言日前に何時でも出願人が取り下げることができる。公開済の特許出願の取下げは、公報に公告されるものとする。特許出願の取下げが公報に公告された後は、この請求は、撤回してはならない。

(2) 出願は、特許出願から発生した権利が登録簿に存在する第三者の同意なく取り下げてはならない。

(3) 未公開の特許出願が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、又は拒絶された場合は、同一の発明主題につき新たな特許出願をなすことができる。

(4) 公開済の出願が取り下げられた場合は、同一の発明主題につき再出願をなすことはできない。

第 106 条 登録及びその規定

(1) 特許出願及び特許は、登録簿に登録されるものとする。登録簿は、公開されるものとする。請求され、かつ、手数料が納付されることを条件として、特許証の認証謄本が交付されるものとする。登録、公告及び付与処理に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

(2) 第 111 条(1)の規定を害することなく、特許出願又は特許出願及び特許に関する譲渡及びライセンス並びに特許出願又は特許に影響を与える自発的又は強制的処分は、登録日から善意の第三者に対して発効する。

(3) 特許出願又は特許により与えられる権利は、正規に登録されない限り、善意の第三者に対して提示してはならない。

(4) 特許出願又は特許により与えられる権利を提示する者は、自己の権利を提示する相手方に特許出願又は特許の番号を通知する義務を有する。

(5) 製品、そのラベル及び包装、あらゆる種類の発表、広告又は印刷物において、特許出願又は特許により与えられる保護が存在するとの印象を残す説明が存在する場合は、その説明をなす者は、特許出願又は特許の番号を明示する義務を有する。

第 107 条 処理の継続及び権利の再認定

(1) 出願人は、特許出願の処理に関する期間を遵守しない場合は、期間不遵守の結果の通知日から 2 月以内に、手数料の納付により、処理を継続するよう請求することができる。それを怠った場合は、請求が拒絶されることになるものとする。請求が承認された場合は、期間不遵守の法的結果は、生じていないものとみなされる。

(2) 特許出願又は特許の処理中に特許出願人又は特許権者が状況により必要とされる相当の注意を払ったにも拘らず、必要とされる期間の不遵守により、特許出願が拒絶され、取り

下げられたものとみなされ、第 99 条に従って無効となり、又はその他の権利を喪失した場合は、権利の再認定を請求することができる。この請求は、遵守されなかった期間を 1 年を超えて超過しないことを条件として、期間不遵守の原因となる条件の解消時から 2 月以内に、手数料の納付によりなされるものとする。それを怠った場合は、請求が拒絶されることになるものとする。請求が承認された場合は、期間不遵守の法的結果は、生じていないものとみなされる。

(3) 権利が再認定された場合は、その状況は、公報に公告されるものとする。権利の喪失から開始して権利の再認定に係る決定の公告までの期間中は、特許の主題である発明をトルコにおいて善意で実施する者又は実施に当たって確固とした行為をなす者は、無償で発明の実施を継続することができる。

(4) 第 101 条(4)に定める回復手数料を納付するために与えられる期間、第 93 条(1)に定める期間及び規則により決定される処理に関する期間については、処理の継続を(1)に従って請求することができない。

(5) 本条の規定は、処理の継続又は権利の再認定に関する期間については適用されないものとする。

(6) 処理の継続及び権利の再認定に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第 108 条 誤処理

(1) 第 138 条及び第 144 条に定める無効理由を除き、特許若しくは実用新案出願又は登録証が本法に定める条件を満たさないにも拘らず、出願又は登録証の処理が誤って継続された場合及びこの状況が異議申立により又はおのずから発見された場合は、誤った手続及びその後の手続は、取り消されるものとし、誤りが犯された段階から処理が再開されるものとする。

第4章 権利の所有権及び侵奪

第109条 特許請求権

- (1) 特許請求権は、発明者又はその承継人に属し、当該権利は、移転することができる。
- (2) 発明が2以上の者により共同でなされた場合は、特許請求権は、別段の決定がない限り、これらすべての者に属する。
- (3) 1の発明が相互に独立した2以上の者によりなされた場合は、特許請求権は、先の日付の出願が公開されていることを条件として、先の出願に属する。
- (4) 反証がない限り、特許の最初の出願人が、特許請求権所有者とする。

第110条 特許出願における権利の所有権に関する処理

- (1) 庁は、特許請求権が出願人に属しないと提言することができない。反証がない限り、出願人は、特許請求権所有者であるものとみなされる。
- (2) 特許付与の処理中に、第109条(1)に従って真正な特許請求権所有者であることを主張する者は、出願人に対して訴訟を提起するものとし、この訴訟を庁に報告するものとする。裁判所は、法的手続に関する決定の確定日までは、特許付与の処理を中止することができる。
- (3) 権利の所有権に関する手続の結果下される決定が原告の勝訴で確定された場合は、原告である権利所有者は、引き続き有効な出願に係る決定の確定日から3月以内に、次の行為をなすことができる。
 - a) 庁に対し、特許出願を自己のものとして遂行するよう請求すること
 - b) 優先権(もしあれば)の利益を享受して同一の発明につき新たな出願をなすこと
 - c) 庁に対し、出願を拒絶するよう請求すること
- (4) (3)(b)に従ってなされた出願は、最初の出願の日付で処理が開始され、この場合は、最初の出願は、無効とみなされる。
- (5) 主題である出願は、原告である権利所有者が決定の確定日から3月以内に請求しない場合は、取り下げられたものとみなされる。
- (6) また、出願人とともに発明をなしたことを提示して部分的に権原を有することを主張する者は、権利の共同所有権を主張して告訴することができる。
- (7) (3)の規定は、第91条に従ってなされた分割出願にも適用される。
- (8) 出願は、特許請求権を決定するために(2)に従って提起される法的手続の結果下される決定の確定までは、原告の同意なく取り下げることができない。
- (9) 法的手続の係争中に出願が特許付与された場合は、出願侵奪の手続は、特許侵奪の手続となる。

第111条 特許侵奪及び侵奪の終了の結果

- (1) 真正な権利所有者以外の者に特許が付与された場合は、第109条(1)の規定に従って真正な権利所有者であると主張する者は、裁判所に対し、特許により与えられる他の権利及び請求を留保して、特許を自己に付与するよう請求することができる。
- (2) 特許に係る部分的権利を請求する場合は、(1)に従って、かつ、共同所有権の原則に基づいて、権利の所有権の認定を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)に定める権利は、特許付与に関する公告日から2年以内に実施することがで

き、悪意による場合は、特許保護の終了まで実施することができる。

(4) 本条に従って提起された法的手続及びこの事件の結果作成され確定された規定は、登録され、公報に公告され、登録日から善意の第三者に対して発効する。

(5) 本条に従って特許の権利の所有権が変更される場合は、特許に関する第三者のライセンス権及び他の認定された権利は、この変更の登録により満了する。

(6) (5)による真正な特許権者が登録される日前に、後に真正な特許権者でないと認められた者又は法的手続前にそれらの者と特許の主題に関するライセンス契約を締結した者が、発明の実施を既に開始している場合又は実施のための準備行為を既に開始している場合は、真正な特許権者に対し、非独占的ライセンスを自己に与えるよう請求することができる。

(7) 請求をなすための所定の期間は、登録簿において真正な特許権者であると既に知られている者については2月、特許受領者については4月とする。これらの期間は、真正な特許権者が登録されたと庁により権限のある者に報告された日から開始する。

(8) (6)に従って発行されるライセンスは、合理的な期間及び条件により発行されるものとする。これらの期間及び条件を定めるに当たっては、強制ライセンスの発行に関する規定が同等に適用される。

(9) 特許権者若しくはライセンス受領者が特許の実施を開始する間又は実施のための真摯な準備をする間に、それらの者に悪意があった場合は、(6)及び(7)の規定は適用されないものとする。

第 112 条 パートナーシップ関係及び特許の非分割性

(1) 特許出願又は特許が2以上の者に属する場合は、権利のパートナーシップは、当事者間の合意に従って決定される。かかる合意が存在しない場合は、これは、法律第 4721 号における共同所有権に関する規定に従って決定されるものとする。各権利所有者は、独立に、自己の名義で、以下の処理を行うことができる。

a) 自己の持分に係る行為を自由になすことができる。

b) 他の権利所有者に告知した後に、発明を実施することができる。

c) 特許出願又は特許の保護のために必要な措置を講じることができる。

d) 共同でなされた特許出願又は取得された特許により与えられる権利の何れかが侵害された場合は、第三者に対して法的手続を提起することができる。他の権利所有者を法的手続に加えるためには、原告当事者は、法的手続が提起された日から1月以内に、その状況をそれらの者に報告するものとする。

(2) 発明を実施するためのライセンスを第三者に発行するためには、権利所有者の意見の一致が必須である。ただし、意見の一致を得ることができない場合は、裁判所は、既存の条件を考慮して、衡平に基づいて、権利所有者の1又は一部にこの権限を与えることができる。

(3) 特許出願又は特許に係る2以上の者の権利の所有権が存在する場合でも、特許出願又は特許を分割してそれらを移転し、又はそれらに権利を生じさせることはできない。

第5章 従業者発明

第113条 職務発明及び独立発明

- (1) 従業者が施設若しくは公的機関において遂行する必要がある従業者の業務に基づく発明又は施設若しくは公的機関における経験及び業務に相当程度基づき、かつ、業務関係との関連においてなされた発明は、職務発明とする。
- (2) (1)に定める職務発明以外の発明は、独立発明とみなされる。
- (3) 従業者についての規定は、無報酬で時間の制限なく就業する学生及び実習生に適用されるものとする。
- (4) 従業者発明につき効力を有する規定は、他の法規制及び当事者間で締結された合意の規定を害することなく、国家機関の従業者によりなされた発明に適用されるものとする。
- (5) 国家機関の従業者に支払われる額は、発明から得られた収入の3分の1未満とすることができない。ただし、国家機関が1回限り発明を実施する場合に支払われる額は、当該額が支払われる月について従業者に支払われる給与の10倍を超えることができない。
- (6) 2014年3月7日付けの研究基盤促進法第6550号の適用範囲に基づいて資格を取得した研究基盤においてなされた発明には、法律第6550号に定める規定が適用されるものとする。法律第6550号に規定が存在しない場合は、本法第121条の規定が同等に適用される。

第114条 職務発明の通知義務

- (1) 従業者は、職務発明をなした場合は、発明を使用者に書面で遅滞なく報告する義務を負う。発明が2以上の従業者によりなされた場合は、通知は、共同でなすことができる。使用者は、受領日を報告者に書面で遅滞なく通知する。
- (2) 従業者は、報告書において、技術的課題、解決策及び職務発明がなされた方法を説明する義務を負うものとする。発明をより良い方法で説明するという観点から、従業者はまた、図面(もしあれば)を使用者に提供する。
- (3) 従業者はまた、依拠した経験及び業務、他の従業者の貢献(もしあれば)及び当該貢献の方式、自己の任務に関して受けた指示並びに前記貢献以外の自己の貢献を説明する。
- (4) 使用者は、報告書を受領した日から2月以内に、如何なる点において報告書を再編する必要があるかを従業者に通知する。請求がなされない場合は、(2)に定める通知は、有効とみなされる。
- (5) 使用者は、本法に定める通知をなすために、必要な援助を従業者に提供する義務を負うものとする。
- (6) 従業者は、職務発明が独立発明の資格を取得しない限り、職務発明の守秘義務を負うものとする。

第115条 発明に係る使用者の権利及び権利を主張する場合の額

- (1) 使用者は、職務発明に係る全権利又は部分的権利を請求することができる。使用者は、従業者の通知を受領した日から4月以内に、この請求を従業者に書面で通知する義務を負うものとする。通知期間内に従業者への通知がなされない場合又は如何なる権利も請求しない旨の通知がなされた場合は、職務発明は、独立発明の資格を取得するものとする。
- (2) 使用者が職務発明に係る全権利を請求した場合は、発明に係るすべての権利は、従業者

が通知を受領したときに、使用者に移転されるものとする。

(3) 使用者が職務発明に係る部分的権利を請求した場合は、職務発明は、独立発明の資格を取得するものとする。ただし、この場合は、使用者は、部分的権利に基づいて発明を実施することができる。この実施により従業者が自己の業務を評価することが相当に困難になる場合は、従業者は、使用者に対し、発明の全権利を引き受けるか又は部分的権利に基づく実施権を放棄するよう申し出ることができる。使用者が、従業者のこの申出に対して、通知日から2月以内に応答しない場合は、部分的権利に基づいて発明を実施する使用者の権利は、満了するものとする。

(4) 使用者が職務発明に関する権利を主張する前の発明に係る従業者の取組は、当該取組が使用者の権利を侵害する範囲において、無効とみなされる。

(5) 使用者が全権利を主張しない場合は、使用者は、従業者の適格な利害関係が継続する限り、自己に通知された発明に関する情報の守秘義務を負うものとする。

(6) 使用者が職務発明に係る全権利を主張した場合は、従業者は、使用者に対し、合理的な額を自己に支払うよう請求することができる。使用者が職務発明に係る部分的権利を主張した場合において、使用者が発明を実施したときは、合理的な額を従業者に支払うべき旨の従業者による請求が発生する。

(7) 報酬の額を算定するに当たっては、職務発明の経済的評価可能性、企業における従業者の任務、発明に対する企業の貢献を考慮するものとする。

(8) 使用者は、職務発明に関する主張をなした後に、発明が保護に値しないことを主張して報酬の支払を回避することはできない。ただし、非特許性を確認するために提起された法的手続が裁判所により承認された場合は、従業者は、報酬を自己に支払うよう請求することができない。

(9) 使用者が職務発明に係る部分的権利又は全権利を主張した後の支払方法は、使用者及び従業者により署名された合意又は類似の法的取決の規定に従って決定されるものとする。

(10) 職務発明が2以上の従業者によりなされた場合は、支払及び方法は、(9)に従って各人につき個別に決定されるものとする。

(11) 従業者発明に関する報酬料金表及び不都合の場合における仲裁による手続は、規則により決定されるものとする。

(12) 従業者は、適切と認めるときは、第119条の規定を遵守する義務を負うことなく、独立発明となった職務発明に取り組むことができる。

第116条 職務発明の特許出願

(1) 使用者は、自己に通知された職務発明に係る全権利を主張している場合は、庁に対して特許付与の最初の出願をなす義務を負うものとする。ただし、使用者は、事業の利害関係により必要とされる場合は、出願を回避することができる。(2)の規定を害することなく、出願が回避される場合は、発明につき使用者が支払うべき報酬を決定するに当たって、特許を取得しないことに起因する従業者に対する経済的損失の可能性が考慮される。

(2) 庁に対して最初の出願をなす使用者の義務は、以下に掲げる場合の少なくとも1において消滅する。

a) 職務発明が独立発明の資格を取得する場合

b) 従業者が自己の発明の特許出願をなさないことに同意する場合

c) 企業秘密の保護のため出願を控える必要がある場合

(3) 従業者は、職務発明が独立発明の資格を取得した場合は、自身で出願する権利を有する。

(4) 使用者が、全権利を主張した職務発明に係る出願をなさない場合又は従業者により決定される期間内に出願しない場合は、発明は、独立発明の資格を取得する。

(5) 使用者は、職務発明に係る全権利を主張している場合は、対象の発明につき外国において保護を受けるための出願をなすことができる。

(6) 従業者の請求により、使用者は、自己が特許の取得を希望しない外国につき発明に係る権利を与え、当該国において特許を請求する出願をなすための条件に従業者に与える義務を負うものとする。発明の譲渡は、優先権期間の遵守の観点から合理的な期間内になされるものとする。

(7) 従業者が外国において特許を取得することを可能にするために発明を譲渡する使用者は、適正な料金と引換に、当該国において発明を実施することができる非独占的借用権を留保する権利を有し、この留保される権利から生じる自己の利益の保護を請求する権利を有する。

第 117 条 従業者発明に関する規定の強制的事項及び衡平性の条件

(1) 本編の従業者発明に関する規定に反する方法での使用者による従業者に対する規制及び申請は、許可されないものとする。従業者発明に関する当事者の契約締結権限は、職務発明については特許出願後に、独立発明については従業者による使用者への通知義務の後に開始する。

(2) 使用者と従業者との間で締結された職務発明及び独立発明に関する合意は、相当に衡平でない場合は、従業者発明に関する規定の強制的事項に反していない場合でも、有効とはみなされない。同一の原則が、決定された報酬にも適用される。

(3) 衡平でない合意及び決定された報酬に関する異議申立は、遅くとも業務契約の終了から 6 月以内に、書面でなすことができる。

第 118 条 特許出願に関する当事者の権利及び義務

(1) 従業者は、特許を取得することができるように、必要な情報及び援助を提供する義務を負うものとする。また、使用者は、特許を取得するためになされた出願及び追加書類の写しを従業者に提供し、従業者の請求により、出願の処理中に進捗状況を通知する義務を負うものとする。

(2) 使用者は、特許出願又は特許権を放棄する場合、職務発明により従業者が請求した報酬を支払う前に、その状況を従業者に通知する義務を負うものとする。従業者の請求により、使用者は、従業者自身の費用において、特許権又は特許取得に必要な書類を従業者に移転しなければならない。従業者が、この件に関してなされた通知に対して、通知日から 3 月以内に応答しない場合は、使用者は、特許出願及び特許により与えられる権利を放棄することができる。

(3) 使用者は、(2)に定める通知とともに、適正な料金と引換に、職務発明の利益を享受する非独占権を留保することができる。

(4) 従業者発明から生じる権利及び義務は、業務契約の満了により影響を受けないものとする。

る。

第 119 条 独立発明、通知義務及び申出義務

(1) 従業者は、事業上の関係にある間に独立発明をなした場合は、その状況を使用者に遅滞なく通知する義務を負うものとする。通知においては、発明及び必要な場合は、発明の形態についての情報を提供することによって、発明が実際に独立発明とみなされるか否かの結論に達するための情報提供条件を使用者に提供するものとする。

(2) 使用者は、自己に対してなされた通知の日から 3 月以内に、書面で通知することにより、発明の独立性に関する異議申立をなすことができる。

(3) 従業者は、独立発明が使用者の活動分野内にあるとみなされないことが明確である場合は、通知する義務を負わないものとする。

(4) 独立発明が使用者の活動分野内とみなされた場合又は企業が、対象の発明が属する分野の活動を行うために相当の行為をなす準備をしている場合は、従業者は、業務関係の継続中に自己の独立発明を異なる角度から評価することを開始する前に、全権利を譲渡することなく適正な状況下で自己の発明の利益を享受するための条件を使用者に与えるために、使用者に申出をする義務を負うものとする。使用者は、通知を受領した日から 3 月以内に応答しない場合は、この件に関する優先権を喪失するものとする。使用者が受領した申出を確認したが所定の条件に同意しない場合は、条件は、当事者の請求により、裁判所により決定されるものとする。

第 120 条 従業者の先買権

(1) 使用者が破産し、破産管財人がこの発明を事業とは別個に移転することを希望した場合は、従業者は、自己がなした発明であって使用者が全権利を主張した発明に係る先買権を有する。

(2) 従業者発明から生じる残高は、優先的債権残高であるものとする。破産管財人は、この種類の 2 以上の残高を、債権者の間でその債権残高の割合で配分する。従業者は、自己の債権残高と引換に、自己の発明を独立発明とするよう請求することができる。

第 121 条 高等教育機関においてなされた発明

(1) 従業者発明に関する規定は、本条の文脈における特別法及び規則の規定を害することなく、法律第 2547 号第 3 条(1)(c)に定める高等教育機関並びに国防省及び内務省に係る高等教育機関において行われた学術研究の結果なされた発明に適用されるものとする。

(2) 高等教育機関において行われた学術研究の結果、発明がなされた場合は、発明者は、自己の発明を高等教育機関に書面で遅滞なく通知する義務を負うものとする。特許出願がなされた場合は、高等教育機関に対して特許出願に関する通知がなされるものとする。

(3) 高等教育機関は、発明に係る権利を主張した場合は、特許出願をなす義務を負うものとする。そうでない場合は、発明は、独立発明の資格を取得する。

(4) 高等教育機関の権利主張に対抗して、発明者は、発明が独立発明であることを主張して異議申立をなすことができる。異議申立は、書面による理由も明示して、高等教育機関により終結される。そうでない場合は、発明は、独立発明の資格を取得する。

(5) 第 115 条、第 116 条、第 118 条及び第 119 条(4)は、高等教育機関においてなされた発

明には適用されないものとする。

(6) 高等教育機関が出願若しくは特許権の放棄を希望する場合又は発明が特許出願後に独立発明の資格を取得した場合は、高等教育機関は、最初に、発明者に対し、出願又は特許権を引き継ぐよう申し出る。発明者が申出を検討した場合は、権利は、移転されるものとする。この場合は、高等教育機関は、特許の取得及び保護のために必要な書類を発明者に引き渡す。高等教育機関が出願又は特許権を発明者に移転する場合は、適正な料金と引換に、非独占的借用権を留保することができる。発明者が申出を拒絶した場合は、特許出願又は特許に係る処分権限は、高等教育機関に属するものとする。

(7) 高等教育機関は、自己の過失により出願処理又は特許権の喪失を引き起こした場合は、発明者の持続的損失を負担する義務を負うものとする。

(8) 発明から稼得された収益の高等教育機関と発明者との間の分配方式は、収益の少なくとも3分の1が発明者に支払われる方法により決定されるものとする。収益のうち高等教育機関の持分は、高等教育機関の予算に持分収益として登録されるものとし、高等教育機関の必要性を満たすため、特に、学術研究に使用されるものとする。

(9) 法律第2547号第3条(1)(b)に定める教職員並びに実習生及び学生と他の公的機関又は民間機関との間の具体的な合意との関連において行われた研究の結果なされた発明に係る権利の所有権を決定するに当たっては、他の法律の規定を害することなく、合意の規定に基づくものとする。

(10) 本条の施行に関する手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

第122条 国家が支援するプロジェクトにおいてなされた発明

(1) 国家機関が支援するプロジェクトにおいてなされた発明は、規則を遵守して、支援機関に通知しなければならない。プロジェクト支援の受益者は、通知日から1年以内に、発明の主題に係る権利の所有権を請求するか否かに係る自己の決定に関して公的機関に書面で通知する。プロジェクト支援の受益者が権利の所有権を主張しない場合又は権利の所有権に係る自己の決定を書面でなさない場合は、支援国家機関は、発明の権利の所有権を引き継ぐことができる。プロジェクト支援の受益者は、権利の所有権に関する処理が終わるまでは、特許又は実用新案の資格を取得するに当たって発明に影響を及ぼす方法で陳述をなすことができない。

(2) プロジェクト支援の受益者は、発明に係る権利の所有権を主張する場合、発明の特許出願をなす義務を負うものとする。支援国家機関は、出願において明示されるものとする。

(3) 国家機関は、プロジェクト支援の受益者に対し、特許の主題である発明の実施に関して又は実施のために行われた努力に関して定期的に最新情報を提供するよう請求する権利を有する。国家機関により請求されたこれらの商業的及び財務的情報は、守秘されるものとする。発明の実施から稼得された収益の分配方式は、合意により決定されるものとする。

(4) プロジェクト支援の受益者が発明に係る権利の所有権を主張した場合は、国家機関は、無償で、自己の必要性のための発明の実施に関するライセンスを取得する。この権利の放棄は、合意に定められていることを条件としてすることができる。以下に掲げる場合は、国家機関は、特許の主題である発明の実施を請求するか又は第三者が合理的な条件で発明を実施するためのライセンスを付与されるよう請求する権利を有する。

a) 第130条の規定に従って、プロジェクト支援の受益者が、特許の主題である発明を実施

しないか又は実施のための努力をしない場合

b) プロジェクト支援の受益者又はライセンシーにより生産された特許の主題である製品が、公衆衛生又は国家の安全の理由から生じる必要性を満たすことができない場合

c) プロジェクト支援の受益者又はライセンシーにより生産された特許の主題である製品が、国家機関の必要性を満たすことができない場合

(5) (4)の文脈におけるライセンスの実施は、強制ライセンスに関する規定の実施に影響を及ぼさない。

(6) 本条の規定は、2008年2月28日付けの研究・開発・設計活動の奨励に関する法律第5746号の範囲内で設立された研究開発若しくは設計センター又は2001年6月26日付けの技術開発区法第4691号の範囲内で設立された技術開発区、国家機関の支援を受けて遂行されない業務又はプロジェクト型でない国家支援によりなされる発明には適用されないものとする。

第 6 章 追加特許及び秘密特許

第 123 条 追加特許

- (1) 特許出願人は、特許の主題である発明を補完するか又は発展させ、かつ、第 91 条の文脈において主特許の主題と一貫性のある発明を保護するために、主特許出願に加え、追加特許出願をなすことができる。
- (2) 追加特許出願は、主特許出願の付与に係る決定の公告までなすことができる。追加特許出願の出願日は、追加特許出願が第 90 条に従って庁に提出された日である。
- (3) 追加特許出願の調査報告書は、主特許出願の調査報告書とともに又は後に作成されるものとする。追加特許出願につき第 83 条(4)に定める進歩性を評価するに当たっては、主特許出願は、技術水準とはみなされない。
- (4) 主特許出願の特許付与に係る決定前に、追加特許出願につき特許を付与することはできない。
- (5) 追加特許出願の期間は、追加特許出願の日から開始し、主特許出願の期間の終了まで有効である。
- (6) 追加特許出願及び追加特許については、年金は納付されないものとする。
- (7) 追加特許出願は、出願処理中に何時でも、出願人の請求により、独立特許出願に変更することができる。追加特許出願が主特許出願との必要な関連性を示さないことが庁により発見された場合は、追加特許出願は、通知日から 3 月以内に、主特許出願に変更されるものとする。
- (8) 主特許が無効となった場合、主特許権者が自己の特許権を放棄した場合又は主特許が年金の不納付により無効となった場合は、追加特許は、主特許に変更されるものとする。
- (9) 特許の無効に係る決定は、必ずしも追加特許の無効を招かない。ただし、第 99 条に従って下された無効決定の通知から 3 月以内に、追加特許を独立特許に変更する申請がなされない場合は、特許の無効により、追加特許が無効となるものとする。
- (10) 主特許が取り下げられ、取り下げられたものとみなされ、拒絶され、又は年金の不納付により無効とみなされた場合は、追加特許出願は、独立特許出願に変更されるものとする。
- (11) 主特許出願につき 2 以上の追加特許出願がなされた場合は、最初の追加特許出願又は追加特許は、(7)、(8)及び(9)に従って独立特許又は独立特許出願に変更することができる。他の追加特許出願は、変更された独立特許又は出願の追加とみなされる。
- (12) 追加特許出願又は追加特許が独立特許出願又は独立特許に変更された場合は、変更日から年金の対象となるものとし、その保護期間は、(5)に定める期間である。
- (13) 別段の規定がある場合を除き、かつ、追加特許が追加特許の性質に反しない場合は、特許に関する本法の規定は、追加特許にも適用されるものとする。
- (14) 実用新案については、追加出願をなすことができない。

第 124 条 秘密特許

- (1) 庁は、出願の主題である発明が国家の安全の観点から重要であるとの意見を有する場合は、国防省の意見を得るために、出願の写しを国防省に送付し、その状況を出願人に通知する。
- (2) 国防省は、出願処理を秘密裡に行うことに係る決定を下した場合、通知日から 3 月以内

に、その決定を庁に通知する。秘密保持の決定がなされない場合又は所定の期間内に庁に通知されない場合は、庁は、出願に関する処理を開始する。

(3) 特許出願が秘密保持の対象である場合は、庁は、その状況を出願人に通知し、出願に関するその他の処理をすることなく、出願を機密指定された特許出願として登録する。

(4) 特許出願人は、秘密特許出願の主題である発明を権限のない者に公表することを許可されないものとする。

(5) 特許出願人の請求により、国防省は、特許出願の主題である発明の一部又は全部の実施を許可することができる。

(6) 特許出願人は、政府に対し、特許出願が機密指定されていた期間の補償を請求することができる。補償手当に係る合意が得られない場合は、手当は、裁判所により決定されるものとする。補償金は、発明の重要性及び特許出願人が自由に実施する権限を有する場合に稼得することができる期待収益の額を考慮して算定されるものとする。

(7) 秘密特許出願の年金は、機密指定されていた期間中は、庁に納付されないものとする。

(8) 庁は、国防省の請求により、特許出願の機密指定を解除することができる。機密指定を解除された特許出願は、機密指定の解除日から特許出願として処理されるものとする。

(9) トルコにおいてなされた発明が国家の安全の観点から重要である場合は、他国において対象の発明につき特許出願をなすことは、許可されないものとする。トルコにおいてなされた発明につき庁に対してなされた特許出願が(1)及び(8)の規定の対象である場合は、国防省の許可なく他国において対象の発明につき特許出願をなすことは、許可されないものとする。

(10) 発明者の居所がトルコにある場合は、反証がない限り、発明は、トルコにおいてなされたものとみなされる。

第7章 ライセンス

第1部 契約によるライセンス

第125条 契約によるライセンス

- (1) 特許出願又は特許は、ライセンス契約の対象とすることができる。
- (2) ライセンスは、排他的ライセンス又は非排他的ライセンスとして発行することができる。契約に別段の合意がない限り、ライセンスは、非排他的である。非排他的ライセンス契約においては、ライセンサーは、特許の主題である発明を自身で実施することができ、かつ、同一の発明に関して第三者に他のライセンスを発行することができる。排他的ライセンスが対象である場合は、ライセンサーは、他人にライセンスを発行することができず、自己の権利を明確に留保していない限り、特許の主題である発明を実施することができない。
- (3) 契約に別段の合意がない限り、ライセンシーは、自己のライセンス権を第三者に移転することができず、又はサブライセンスを発行することができない。
- (4) 契約に別段の合意がない限り、契約によるライセンシーは、特許保護の期間中、特許の主題である発明の実施に関する自由裁量を行使することができる。ライセンシーは、ライセンス契約に定める条件を遵守する義務を負うものとする。そうでない場合は、特許権者は、ライセンシーに対して特許から生じる自己の権利を使用することができる。

第126条 情報開示義務

- (1) 契約に別段の合意がない限り、特許出願若しくは特許の譲渡人又はライセンサーは、特許の主題である発明の通常の実施に必要なとされる所要の技術的情報を譲受人及びライセンシーに開示する義務を負うものとする。
- (2) 譲受人又はライセンシーは、自己に開示された機密情報の公開を防止するために、相当の予防措置を講じる義務を負うものとする。

第127条 権利の移転及びライセンス許諾から生じる義務

- (1) 特許出願若しくは特許により与えられる権利の移転者又はライセンサーが当該手続を行う権限を有しないと後に解された場合は、当該人は、その状況により、関係者に対して説明責任を負う。
- (2) 特許出願が取り下げられ、出願が拒絶され、又は裁判所により特許権の無効が宣告された場合において、当事者が、契約において権利移転者及びライセンサーに関してより広範な責任を定めなかったときは、第139条の規定が適用されるものとする。
- (3) 移転者又はライセンサーが悪意で行為した場合は、当該当事者は、常に自己の行為の責任を負うものとする。移転者又はライセンサーが、相手方に対し、行為がなされる特許出願若しくは特許の主題である発明の保護可能性に関するトルコ語若しくは外国語による報告書若しくは決定又は当該事項について知っていることを通知しなかった場合又はこれらすべてに関する説明を含む書類について契約に記述しなかった場合は、悪意の存在が認められるものとする。
- (4) 本条の規定から生じる補償を請求する期間は、義務の根拠となる裁判所決定の確定日に開始する。

第 128 条 ライセンスの申出

(1) 特許出願人又は特許権者は、特許の主題である発明を実施する意思を有する何人かにライセンスを発行する旨を、庁に対して書面で告知することができる。この申出は、公報に公告されるものとする。

(2) 登録された排他的ライセンスが存在する場合は、特許出願人又は特許権者は、何人にもライセンスを申し出ることができない。

(3) 特許出願人又は特許権者は、何時でも自己のライセンスの申出を取り下げることができる。申出の取下げは、公報に公告されるものとする。

第 2 部 強制ライセンス

第 129 条 強制ライセンス

(1) 以下に定める条件の少なくとも 1 が存在する場合は、強制ライセンスを与えることができる。

a) 特許の主題を構成する発明が第 130 条の規定に従って実施されない場合

b) 第 131 条にいう特許の主題の従属性が問題となった場合

c) 第 132 条にいう公益性が問題となった場合

ç) 2013 年 4 月 30 日付けの法律第 6471 号によりトルコの参加が適切とみなされた、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定を改正する議定書に定める条件が満たされた場合において、医薬品の輸出が他国における公衆衛生問題により問題となったとき

d) 育成者が先の特許を侵害することなく新植物品種を開発することができない場合

e) 特許を実施する間、特許所有者が競争をゆがめ、妨害し、又は制限する活動を行った場合

(2) (1) (a), (b) 及び (ç) の範囲内で付与される強制ライセンスは、裁判所に対し請求されるものとし、(1) (e) の範囲内で付与される強制ライセンスは、競争当局に対し請求されるものとする。緊急の場合及び(1) (e) を除き、(1) (ç) に従ってなされた強制ライセンス請求においては、強制ライセンスの請求人が、特許所有者に対し、合理的な商業上の条件下で契約によるライセンスを請求しているが、合理的な期間内に契約によるライセンスを受領することができないことの証拠が、請求書に追加されるものとする。裁判所は、強制ライセンス請求書の写し及び添付書類の写しを特許所有者に遅滞なく送付するものとする。特許所有者は、自己の意見書を証拠とともに提出することができるように、通知日から 1 月の必要な期間を与えられるものとする。

(3) 裁判所は、特許所有者の意見(もしあれば)を強制ライセンスの請求人に通知し、請求の拒絶又は強制ライセンスの付与の何れかを 1 月以内に決定するものとする。この期間は、延長することができない。特許所有者が強制ライセンスの請求に異議申立をしていない場合は、裁判所は、遅滞なく強制ライセンスを決定する。

(4) 強制ライセンスに関して下される判決においては、ライセンスの範囲、料金及び期間、ライセンシーにより提供される保証、実施の開始時期並びに特許の真摯かつ有効な実施を実現する措置が特定されるものとする。

(5) 裁判所決定に対して法的救済が申請された場合において、強制ライセンス申請を停止するために特許所有者により提出された証拠が裁判所により十分と判断されたときは、発明の

実施は、ライセンスに係る決定の確定まで延期されるものとする。

(6) 特許所有者が先の植物品種に属する育成者権を侵害することなく特許権を実施することができない場合は、この状況は、強制ライセンス許諾の対象とすることができる。この場合は、法律第 5042 号の規定が適用されるものとする。

(7) (1) (d)に従ってライセンスが付与された場合は、特許所有者は、保護された植物品種を使用するためのライセンスを自己に与えることを請求することができる。(6)に従ってライセンスが付与された場合は、育成者権の所有者は、相互に、合理的な条件下で保護された植物品種を使用するためのライセンスを自己に与えることを請求することができる。

(8) (1) (d)及び(6)に定めるライセンスについては、請求人は、裁判所に対し、次の事項を証明することによって、強制ライセンスを発行するよう請求することができる。

a) 特許権者又は新植物品種に属する育成者権の所有者に対し、契約によるライセンスの取得を申請しているが、如何なる成果も得ることができないこと

b) 保護された植物品種又は特許により保護された発明と比較して、次の発明又は植物品種が多大な経済的利益を提供する顕著な技術的進歩を示すこと

(9) (1) (c)の規定を害することなく、強制ライセンスは、主として国内市場に供給するために付与されるものとする。

第 130 条 不実施の場合における強制ライセンス

(1) 特許所有者又は特許所有者により授権された者は、特許により保護された発明を実施する義務を負うものとする。実施の判定に当たっては、市場の状況並びに特許権者の管理及び意思の及ばない状況の発生を考慮に入れるものとする。

(2) 特許に関する付与決定が公報に公告された後 3 年以内又は特許出願日後 4 年以内のうち、何れか後に満了する期間の満了日から、関係人は、特許の主題を構成する発明の実施が開始されなかったこと、特許の実施のための真摯かつ実際の取組がなされていないこと又は特許の実施がライセンス請求日に国内市場の必要性を満たす水準でなかったことを理由として、強制ライセンスを与えるよう請求することができる。これは、正当な理由なく、発明の実施を連続して 3 年を超えて中断する状況に適用されるものとする。

第 131 条 特許の主題の従属性の場合における強制ライセンス

(1) 先の特許により与えられた権利を侵害することなく特許の主題を構成する発明を実施することができない場合は、特許の主題間の従属性が問題となるものとする。したがって、後の日付の特許の所有者は、先の日付の特許の主題を構成する発明をその所有者の許可なく実施することができない。

(2) 特許の主題間に従属性がある場合は、後の日付の特許の所有者は、特許の主題を構成する発明が多大な経済的利益を提供する顕著な技術的進歩をもたらすことを条件として、当該発明を実施するための強制ライセンスを与えるよう請求することができる。後の日付の特許の所有者が強制ライセンスを与えられた場合は、先の日付の特許の所有者もまた、後の日付の特許の主題を構成する発明を実施するための強制ライセンスを付与するよう請求することができる。

(3) 従属特許の 1 が無効となった場合又は特許権が満了した場合は、強制ライセンス許諾の決定もまた、削除されるものとする。

第 132 条 公益性から生じる強制ライセンス

(1) 特許の主題を構成する発明の実施，その実施の増大，一般普及，有益な実施のための改善が，公衆衛生若しくは国家の安全の問題の理由により重大である場合又は特許の主題を構成する発明の不実施若しくは品質若しくは数量の何れかの観点から不十分なその実施が，国の経済的若しくは技術的発展の観点から重大な損害を引き起こす場合は，関係省の提案により，次の事項が閣僚会議により決定されるものとする。

a) 公益性のための強制ライセンスを与えること

b) 特許所有者が公益性を満たすための発明の有効な実施を実現することができることを条件として，発明が強制ライセンスの対象となる場合は，公益性が存在すること

(2) 特許出願又は特許の主題を構成する発明の実施が公衆衛生又は国家の安全の観点から重大である場合は，関係省は，国防省又は保健省の承認を受けることによって提案を行うものとする。

(3) 公益性の理由により付与される強制ライセンスは，排他的とすることができる。国家の安全の観点から重大であるとの理由で付与される強制ライセンスの決定は，1 又は 2 以上の企業による発明の実施に限定することができる。

第 133 条 強制ライセンスの法的性質及び信頼関係

(1) 強制ライセンスは排他的でないが，公益性の理由で付与される強制ライセンスは，排他的とすることができる。強制ライセンスは，期間，ライセンス料及び実施区域を考慮に入れて，一定の条件下で付与されるものとする。裁判所は，特許のライセンス料を決定するに当たって，特許の経済的価値を考慮する。第 129 条(1)(c)により付与される強制ライセンスにおいてライセンス料を決定する際には，非商業的及び人道的目的を考慮することによって，輸入国についての当該実施の経済的価値を考慮に入れるものとする。

(2) 強制ライセンスの場合，ライセンシーは，サブライセンスを与える権利及び特許対象物を輸入する権利を有さない。ただし，公益性の理由で付与された強制ライセンスにおいて，ライセンシーが公益性による輸入を明示的に授權されている場合は，特許対象物を輸入することができる。この輸入許可は，限定された必要性のために暫定的に付与されるものとする。

(3) 強制ライセンスの理由により，特許権者が特許所有者とライセンシーとの間の信頼関係に違反した場合は，ライセンシーは，発明の判定に当たっての違反の影響に応じて，特許所有者が請求することができるライセンス料の減額を請求することができる。

第 134 条 追加特許における強制ライセンスの範囲

(1) 強制ライセンスは，ライセンスの受諾日に存在する特許の追加を含む。新たな追加特許が強制ライセンスの発行後に付与され，ライセンスの対象を構成する特許と同一の実施目的に資する場合は，ライセンシーは，裁判所に対し，追加特許を強制ライセンスの範囲内に含めるよう請求することもできる。当事者がライセンス料及び追加特許による他の条件に合意しない場合は，これらは，裁判所により決定されるものとする。

第 135 条 強制ライセンスの移転

(1) 強制ライセンスの移転が有効であるよう確保するために，強制ライセンスは，ライセン

スが評価される事業又は事業の一部と併せて移転されるものとする。特許対象への従属性により強制ライセンスが付与された場合は、ライセンスは、従属特許とともに移転される。

第 136 条 強制ライセンスの条件変更及び取消の請求

(1) ライセンシー又は特許所有者は、強制ライセンスが付与された後に、裁判所に対し、強制ライセンスよりも有利な条件下での契約に従うライセンスの付与などの、後に発生し、変更をなすことを正当化する出来事に基づいて、強制ライセンスのライセンス料又は条件を変更するよう請求することができる。

(2) ライセンシーが強制ライセンスから生じるその義務に重大な違反をした場合又はその義務を果たすことを継続的に怠った場合は、裁判所は、特許所有者の請求により、特許所有者の補償に対する権利を害することなく、ライセンスを取り消すことができる。

(3) 強制ライセンスの付与の原因となった条件が終了し、再発の可能性が消滅した場合は、裁判所は、請求により強制ライセンスを取り消す。

第 137 条 契約によるライセンスの条件の適用性

(1) 第 126 条から第 136 条までの規定に反しない場合、第 125 条及び第 126 条に定める契約によるライセンスに関する規定は、強制ライセンスにも適用される。

第8章 権利の終結

第1部 無効

第138条

(1) 庁の最終決定後に、次の場合は、関係裁判所は、特許の無効を受理することを決定する。

a) 特許の主題が第82条及び第83条に従って特許性の条件を有さない場合

b) 発明が第92条(1)、(2)及び(3)に従って十分に説明されていない場合

c) 特許の主題が出願当初の範囲を超える場合又は特許が第91条に従う分割出願に基づくか若しくは第110条(3)(b)に従ってなされた出願に基づく場合において、特許の主題が最初の出願の当初の範囲を超えるとき

c) 特許所有者が第109条に従って特許を請求する権利を有さないことが証明された場合

d) 保護の範囲を超える場合

(2) 第99条(3)又は(7)に従って公告がなされる前は、裁判所は、(1)(a)、(b)及び(c)に従ってなされた無効請求について決定してはならない。

(3) 特許所有者が第109条に従って特許を請求する権利を有さない旨の主張は、発明の所有者又は発明の所有者の承継人のみが主張することができる。

(4) 無効の原因が特許の一部のみに関する場合は、当該部分のみに関するクレームは、取り消されるものとし、特許の一部無効が決定されるものとする。クレームの一部無効は、決定されないものとする。一部無効の結果取り消されないクレームが第82条及び第83条に従って特許要件を有する場合は、特許は、この部分につき有効に存続するものとする。独立クレームが取り消され、独立クレームに従属する各従属クレームが第82条及び第83条に従って個別に特許要件を有さない場合は、当該独立クレームに従属するクレームもまた、裁判所により取り消されるものとする。

(5) 特許の無効手続は、特許保護の期間中又は権利の終了後5年以内に、特許の所有者として登録簿に登録されている者に対して提起することができる。登録簿において特許に係る権利所有者とみなされる者が訴訟に参加することができるよう確保するために、それらの者に通知がなされるものとする。

(6) 関係人、公訴官又は関係公的機関は、特許の無効を請求することができる。特許所有者が第109条に従って特許を請求する権利を有さない場合は、特許の無効は、発明の所有者又は発明の所有者の承継人のみが請求することができる。

(7) 特許の無効に関する決定は、追加特許の無効を強制的にもたらさないものとする。無効決定の通知から3月以内に、追加特許を独立特許に変更する申請がなされない場合は、特許の無効により、追加特許も無効となるものとする。

第139条 特許の無効の効力

(1) 特許が無効であると決定された場合は、その決定の効力は、遡及的に効力を発し、この法律により与えられる特許又は特許出願の保護は、無効とみなされる。

(2) 特許所有者の重大な過失又は悪意に起因する被害者の補償請求を害することなく、無効の遡及効力は、以下に定める状況には影響を及ぼさないものとする。

a) 特許の無効に関する決定が下される前に、特許により与えられる権利の侵害により下さ

れ、法的に確定され、かつ執行された決定

b) 特許の無効に関する決定が下される前に締結され履行された契約

(3) (2) (b)に定める契約に従って、支払われた価格の一部又は全部の返還を、衡平に基づいて請求することができる。

(4) 特許の無効に関する最終決定は、すべての者を拘束するものとする。無効決定の確定後に、裁判所は、職権をもって、この決定を庁に通知する。最終判決により取り消される特許は、庁により登録簿から取り消されるものとし、この状況は、公報に公告されるものとする。

第2部 他の終結状況及びその効果

第140条 終結及びその効果

(1) 特許権は、以下に定める状況の1が認められる場合は終結する。

a) 保護期間の満了

b) 特許所有者による特許権の放棄

c) 年金を第101条において規定する期間内に納付しないこと

(2) 庁は、特許権が終結する旨を公報に公告する。権利が終結する特許の主題は、終結理由の発生日から公衆に属する。

(3) 特許所有者は、特許全体又は1若しくは2以上の特許クレームを放棄することができる。特許が一部放棄された場合は、特許は、放棄されないクレームにより有効に存続する。ただし、クレームが別個の特許の主題を構成すること及び放棄が特許の範囲の拡大に関係しないことを条件とする。

(4) 放棄は、庁に対して書面で報告しなければならない。放棄は、登録への記録日から効力を有するものとする。

(5) 特許所有者は、登録簿に登録された権利者及びライセンス所有者が許可を与えない限り、特許権を放棄することができない。

(6) 特許に係る権利の所有権が第三者により請求されており、この件に関して発せられた中間差止命令が登録簿に登録されている場合は、特許所有者は、当該第三者が許可を与えない限り、特許権を放棄することができない。

(7) 特許権に関する放棄の決定は、公報に公告されるものとする。

第9章 特許権の侵害

第141条 特許権又は実用新案権の侵害としてみなされる行為

(1) 次の行為は、特許権又は実用新案権の侵害とみなされる。

- a) 特許又は実用新案の所有者の同意を得ていない生産の結果、発明又は考案の主題を構成する製品を部分的に又は完全に模倣すること
- b) 発明又は考案の主題を構成する製品が部分的に又は完全に模倣により生産されたことを知りながら又は知る必要がありながら、当該製品を販売し、流通させ、若しくはその他の方法により商業化し、これらの目的で輸入し、商業目的で保持し、適用可能とすることによって使用し、又は侵害行為による製品に関する契約締結を提案すること
- c) 特許所有者の同意を得ることなく発明の主題を構成する方法を使用すること又はこの方法が許可なく使用されていることを知りながら若しくは知る必要がありながら、発明の主題を構成する方法により直接生産された製品を販売し、流通させ、商業化し、これらの目的で輸入し、商業目的で保持し、適用可能とすることによって使用し、若しくはこれらの製品に関する契約締結を提案すること
- d) 特許権又は実用新案権を侵奪すること

d) 契約によるライセンス若しくは強制ライセンスによって特許若しくは実用新案の所有者により付与された権利を許可なく拡大すること又はこれらの権利を第三者に移転すること

(2) 特許の主題が製品又は物質の取得に関する方法となる場合は、裁判所は、被告に対し、同一の製品又は物質の取得に関する方法が特許の主題を構成する方法と異なることを証明するよう請求することができる。特許の主題を構成する方法により取得される製品又は物質が新規である場合は、特許所有者の許可なく生産される同一の製品又は物質は、特許の主題を構成する方法により取得されたものとみなされる。別の主張をする者は、何人もそれを証明する義務を負うものとする。かかる場合は、被告の生産及び営業上の秘密を保護するために、被告の正当な利害が考慮されるものとする。

(3) 第97条による特許出願又は実用新案出願の公開日から、特許出願又は実用新案出願の所有者は、発明又は考案に対して行われた侵害により法的手続を提起する権限を有する。特許権を侵害する者が出願又は出願の範囲について情報を得ている場合、出願が公開されたか否かは、考慮に入れないものとする。特許権を侵害する者が悪意を有すると裁判所が決定した場合は、侵害の存在は、公開前に認められるものとする。

(4) 第99条(3)及び(7)並びに第143条(10)又は(12)に従って公告がなされる前は、裁判所は、主張された請求の有効性について決定してはならない。

第10章 実用新案

第142条 実用新案により保護することができる考案及びその例外

- (1) 第83条(1)に基づいて新規である考案及び第83条(6)の範囲内で産業上利用可能な考案は、実用新案の付与によって保護されるものとする。
- (2) 実用新案の革新性評価を行うに当たっては、考案の主題に寄与しない技術的特徴は、考慮されないものとする。
- (3) 第82条(2)及び(3)に加え、次のものは、実用新案により保護されないものとする。
 - a) 化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的的方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
 - b) 医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案
 - c) バイオテクノロジーに係る考案
 - d) 方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案

第143条 実用新案における方式審査、調査請求、反論及び権利付与

- (1) 第90条(3)に定める要素の何れかが欠けている場合は、実用新案出願は、処理に付されないものとする。
- (2) 処理に付された出願において、第90条(1)に定める要素の少なくとも1が欠けている場合又は要素が同条(2)に従って外国語により記載されている場合は、これらの欠陥は、通知の必要なく、出願日から2月以内に補正され、又はトルコ語翻訳文を提出するものとする。そうでない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (3) 庁は、第90条(1)に定めるすべての要素を有する出願につき、第90条(5)の遵守について方式審査を行い、又は(2)に従って要素がすべて満たされた出願を審査する。
- (4) 出願が方式要件について適切でないとして解された場合は、出願人は、通知日から2月以内に欠陥を補正するよう請求されるものとする。欠陥が当該期間内に解消されない場合は、出願は、拒絶されるものとする。
- (5) 出願人は、出願とともに又は申請手数料を納付することにより、規則に定める規定に従って、通知の必要なく、出願の方式審査に関する合致の通知若しくは期限内の欠陥の補正から2月以内に、調査をなすよう請求する。そうでない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされる。
- (6) 出願人が(5)又は第104条(1)に従って調査を請求した場合は、調査報告書が発行され、この報告書は、出願人に送付され、公報に公開されるものとする。
- (7) 出願の主題が第142条(3)の範囲に入るとの結論に達した場合又は明細書若しくはすべてのクレームが十分に明確ではないことを理由として調査報告書の作成が妨げられている場合は、調査報告書は、作成されず、出願人は、通知日から3月以内に、この件についての反論又は出願における変更を提出するよう請求される。この期間内に反論がなされない場合又はなされた変更が庁により受理されない場合は、出願は、拒絶される。なされた反論及び変更が庁により受理された場合は、調査報告書が発行されるものとし、この報告書は、出願人に送付され、公報に公開されるものとする。
- (8) 出願人は、調査報告書の公開から3月以内に、関係書類を追加することにより、調査報

告書の内容に反論することができる。第三者もまた、自己の意見書を提出することができる。

(9) 出願人が反論しない場合又は第三者が自己の意見書を提出しない場合は、調査報告書のみが考慮されるものとする。反論又は意見書の提出があった場合は、調査報告書、反論及び意見書が考慮されるものとする。

(10) 判定の結果、実用新案を付与することを庁が決定した場合は、この決定は、出願人に通知されるものとし、また、決定及び実用新案は、公報に公告されるものとする。なされた判定の結果、実用新案を付与するために変更を行うことが必要である場合は、通知日から2月以内に変更を完了するよう請求されるものとする。なされた補正が受理される場合は、実用新案を付与する決定が下され、この状況は、出願人に通知され、この決定及び実用新案は、公報に公告されるものとする。補正がなされない場合又はなされた補正が庁により受理されない場合は、出願は、取り下げられたものとみなされ、この決定は、出願人に通知され、公報に公告される。実用新案がその付与に関する公告後に請求され、かつ、書類作成手数料が納付された場合は、発行された書類が実用新案の所有者に交付されるものとする。

(11) 実用新案の付与後は、第99条に定める反論手続をとることはできないが、無効決定に限り、裁判所に対し請求されるものとする。

(12) 判定の結果、出願及び出願に関する考案がこの法律の規定を遵守していないと庁が決定した場合は、この出願は、拒絶されるものとし、その決定は、出願人に通知され、公報に公告されるものとする。この決定には、第100条に従って反論することができる。

(13) 実用新案の付与は、実用新案の有効性及び有用性についての保証が庁により与えられるものと解釈することはできず、庁に責任を生じさせるものではない。

(14) 本条の施行に係る原則及び手続は、規則により決定されるものとする。

第144条 実用新案の無効

(1) 管轄裁判所は、次の場合は、実用新案の無効を受理する決定を下すものとする。

a) 実用新案の主題が第142条に定める条件を満たさない場合

b) 考案が第92条(1)に従って十分に説明されていない場合

c) 実用新案の主題が当初の出願の範囲を超える場合又は実用新案が第91条に従う分割出願に基づくか若しくは第110条(3)(b)に従ってなされた出願に基づく場合において、実用新案が最初の出願の当初の範囲を超えるとき

c) 実用新案の所有者が第109条に従って実用新案を請求する権利を有さないことが証明された場合

(2) 利害関係を有する者、公訴官又は関係公的機関は、裁判所に対し、実用新案の無効を受理するよう請求することができる。実用新案の所有者が第109条に従って実用新案を請求する権利を有さない場合は、実用新案の無効は、考案の所有者又は考案の所有者の承継人のみが請求することができる。

(3) 実用新案の無効手続は、実用新案保護の期間中又は権利の終了後5年以内に、実用新案の所有者として登録簿に登録されている者に対して提起することができる。登録簿において実用新案に係る権利所有者とみなされる者が訴訟に参加することができるよう確保するために、それらの者に通知がなされるものとする。

(4) 実用新案の所有者が第109条に従って実用新案を請求する権利を有さない旨の主張は、考案の所有者又は考案の所有者の承継人のみが主張することができる。

(5) 無効の原因が実用新案の一部のみに関する場合は、当該部分のみに関するクレームは、取り消されるものとし、実用新案の一部無効が決定されるものとする。1 のクレームの一部無効は、決定することができない。

(6) 一部無効の結果、取り消されない実用新案のクレームが第 142 条の規定を遵守する場合は、実用新案は、このクレームにつき有効に存続する。

第 145 条 特許に関する規定の適用性及び二重保護

(1) 実用新案に関する明確な規定が存在せず、何らかの規定が実用新案の性質と矛盾しない場合は、本法において特許について想定する規定は、実用新案にも適用されるものとする。

(2) 同一人又はその承継人は、2 以上の特許若しくは実用新案又はこれらの書類の何れか 2 を、相互に独立に、同一の発明又は考案について同一の保護範囲内で付与されないものとする。

第5編 共通規定及び他の規定

第1章 共通規定

第146条 期間及び通知

(1) 審判請求を含む工業所有権に関して庁に対してなされるすべての行為において遵守すべき期間は、本法又は関係規則に別段の定めがない限り、通知日から2月とする。これらの期間に従わない場合は、請求は、なされなかったものとみなされる。

第147条 共通代理人

(1) 工業所有権が2以上の者に属する場合において、商標又は特許の代理人が任命されていないときは、取下げ及び放棄の請求を除く庁に対するすべての手続は、権利所有者により共通代理人として任命された権利所有者により行われるものとする。共通代理人が権利所有者により任命されていない場合は、願書に記述された最初の権利所有者が、共通代理人とみなされる。

(2) 共通代理人の居所がトルコ共和国の領域内にない場合は、すべての手続は、商標又は特許代理人により行われるものとする。

(3) 団体商標に関する規定は、留保される。

第148条 法的行為

(1) 工業所有権は、移転し、相続し、ライセンスの対象とし、質権設定し、担保として提示し、差し押さえ、又はその他の法的行為の対象とすることができる。地理的標識及び伝統的産物名に対する権利は、ライセンス、移転、相続、没収及び類似の法的行為の対象とすることができず、担保として使用することができない。

(2) (1)に定める法的行為は、事業とは独立に行うことができる。

(3) 2以上の工業所有権所有者が存在する場合において、所有者の何れかがその持分の一部又は全部を第三者に売却するときは、他の所有者は、先買権を有する。売却は、買主又は売主により他の所有者に報告されるものとする。先買権は、権利所有者への売却の通知日後3月の期間が経過した場合及び如何なる場合も、売却後2年の期間が経過した場合は、無効となるものとする。当事者が合意することができない場合は、先買権は、買主に対して訴訟を起すことにより行使されるものとする。先買権の所有者は、持分を所有者に移転する決定の前に、裁判所が指定した期間内に、裁判所が決定する場所に、売却価格を現金で支払う義務を負うものとする。先買権は、強制売却においては使用することができない。

(4) 法的行為は、書面様式を条件とするものとする。移転契約は、公証人により承認されている場合に限り有効であるものとする。

(5) 法的行為は、当事者の1の請求があり、手数料が納付され、規則に定める他の条件が満たされた場合は、登録され、公報に公告される。第115条の規定を害することなく、登録簿に登録されていない法的行為から生じる権利は、善意で行為する第三者に対して主張することができない。

(6) 商標は、その登録対象の商品又はサービスの全部又は一部につき移転することができる。

(7) 証明標章若しくは団体標章の移転又は団体商標のライセンス許諾は、登録簿に登録され

ている場合に有効であるものとする。

(8) 本条の規定は、工業所有権出願にも適用されるものとする。

第 149 条 工業所有権を侵害された権利所有者がなすことができる請求

(1) 工業所有権を侵害された権利所有者は、裁判所に対し、次の事項を請求することができる。

- a) 侵害の存在を決定すること
- b) 起こり得る侵害を差止めること
- c) 侵害行為を停止すること
- d) 侵害を救済し、物質的及び精神的損害を補償すること
- e) 侵害製品以外の製品の生産を妨げることなく、侵害を引き起こすか又は処罰を必要とする製品並びにその生産において専ら使用される装置及び機械などの手段を差し押さえること
- f) (d)に従って差し押さえられた製品、装置及び機械に係る所有権を付与すること
- g) 侵害の継続を防止するために措置を講じること、特に、侵害者の費用において、(d)に従って差し押さえられた製品並びに装置及び機械などの手段の形状を変更すること、それらから商標を削除すること又は工業所有権の侵害を防止するために不可避である場合は、それらを破棄すること
- g) 正当な理由又は利害関係がある場合は、相手方当事者の費用において、最終判決の全文若しくは要約を日刊紙若しくはその他の手段により公告すること又は関係当事者に通知すること

(2) (1) (e)に定める請求が受理される場合は、装置及び機械の価額は、補償額から控除されるものとする。この価額が合意された補償の額を超える場合は、超過部分は、権利所有者により相手方当事者に支払われるものとする。

(3) (1) (g)に定める請求が受理される場合は、公告の様式及び範囲は、判決において決定されるものとする。公告権は、最終判決後 3 月以内に請求されない限り、無効となるものとする。

(4) 地理的標識及び伝統的産物名については、精神的損害の補償を請求することができない。

第 150 条 補償

(1) 工業所有権の侵害とみなされる行為を犯す者は、権利所有者の損害を補償する義務を負うものとする。

(2) 工業所有権が侵害された場合において、権利の対象を構成する製品若しくはサービスが劣悪な方法で使用若しくは生産されること又はこの方法で生産されたかかる製品が不適切な方法で利用に供されるか若しくは市場化されることを理由として、工業所有権の評判が損害を被ったときは、追加の補償を請求することができる。

(3) 権利所有者は、工業所有権の侵害に関する補償を求める法的手続を提起する前に、証拠を発見するために又は補償を求める法的手続が提起されている場合は、損害賠償額を決定するために、裁判所に対し、補償責任を負う者に工業所有権の使用に関する書類の裁判所への提出を命じるよう請求することができる。

第 151 条 逸失利益

- (1) 権利所有者が被った損害は、実際の損失及び逸失利益を含む。
- (2) 逸失利益は、損害を被った権利所有者の選択に応じて、次の評価方法の 1 に従って算定されるものとする。
 - a) 工業所有権の侵害者による競合が存在しなかった場合に、権利所有者が獲得した筈の潜在的利益
 - b) 工業所有権の侵害者が取得した純利益
 - c) 工業所有権を侵害した者が法律に従ってライセンス契約によりこの権利を使用した場合に、この者が支払うべきライセンス料
- (3) 逸失利益を算定するに当たっては、特に工業所有権の経済的重要性又は侵害行為の間の工業所有権に関するライセンスの数、期間及び種類並びに侵害の性質及び規模などの要素を考慮に入れるものとする。
- (4) 逸失利益を算定するに当たって、(2) (a) 又は (b) に定める評価方法の 1 が選択された場合において、裁判所が、工業所有権が当該製品に対する需要の創出において決定的要素であったとの結論に達したときは、裁判所は、利益の算定に衡平な配分を追加することを決定するものとする。
- (5) 特許権の侵害の場合において、裁判所が、特許所有者が、本法が想定するように特許を実施する義務を果たさなかったとの結論に達したときは、逸失利益は、(2) (c) に従って算定されるものとする。
- (6) 本条の規定は、地理的標識又は伝統的産物名の侵害の場合は適用されないものとする。

第 152 条 権利の消尽

- (1) 工業所有権の保護の対象を構成する製品が権利所有者又はその同意を得た第三者により市場に投入された後は、これらの製品に関する行為は、権利の範囲外にとどまるものとする。
- (2) 商標の所有者は、(1) に基づく製品を第三者が変更又は劣化させることによって商業目的で使用することを防止する権利を有する。

第 153 条 訴訟の対象とすることができない者

- (1) 工業所有権の所有者は、侵害者が市場に投入した製品を自己の個人的必要性のために保持又は使用する者に対しては、本法に示す民事手続を提起すること又は刑事手続の告訴をすることができない。
- (2) 工業所有権の所有者は、権利所有者が没収しないことにより、権利所有者に損害補償金を支払う者が市場に投入した製品を商業目的で使用する者に対しては、本法に示す民事手続を提起すること又は刑事手続の告訴をすることができない。

第 154 条 非侵害に係る法的手続及び条件

- (1) 利害関係を有する者は、何人も、権利所有者に対し、トルコにおいて行われているか若しくは行われる予定である商工業活動又はこれらの目的で行われた真摯かつ実際の努力がその者の工業所有権の侵害を引き起こすことになるか否かについて、権利所有者の意見を提供するよう請求することができる。この請求の通知後 1 月以内に意見が提供されない場合又は

提供された意見が利害関係人により認められない場合は、利害関係人は、権利所有者に対して非侵害に係る決定を求める法的手続を提起することができる。意見書の提出は、法的手続を提起するための前提条件ではないものとする。侵害手続を提起されている者は、この手続を提起することができない。

(2) (1)に従って提起された法的手続は、登録簿に登録されたすべての権利所有者に通知される。

(3) (1)に従って提起された法的手続は、無効手続とともに開始することができる。

(4) 裁判所は、第 99 条(3)又は(7)及び第 143 条(10)又は(12)による公告前に、主張の有効性について決定してはならない。

第 155 条 先の権利の効力

(1) 商標、特許又は意匠の権利所有者は、自己の工業所有権を、自己の権利よりも先の優先日又は出願日を有する権利所有者により提起されている侵害手続において、抗弁として提示してはならない。

第 156 条 受任及び管轄裁判所

(1) 本法において想定する法的手続を受任する裁判所は、知的・工業所有権民事裁判所及び知的・工業所有権刑事裁判所とする。これらの裁判所は、裁判官・公訴官高等委員会の肯定的意見を取得することにより、司法省が必要であると認める場所において、第 1 審裁判所レベルで、単独の裁判官で設立されるものとする。これらの裁判所の権限範囲は、2004 年 9 月 26 日付けの第 1 審裁判所及び地方裁判所の設立、職務及び権限に関する法律第 5235 号の規定に則して特定されるものとする。知的・工業所有権民事裁判所が存在しない場所においては、第 1 審の地方民事裁判所が、知的・工業所有権刑事裁判所が存在しない場所においては、第 1 審の地方刑事裁判所が、これらの裁判所の範囲内にある法的手続及び業務を行うものとする。

(2) 本法の規定に従って庁により下されたすべての決定に対して提起される法的手続及び庁の決定により不利益を被る第三者により庁に対して提起される手続においては、受任及び管轄裁判所は、アンカラ知的・工業所有権民事裁判所とする。

(3) 工業所有権の所有者により第三者に対して提起される法的手続においては、管轄裁判所は、原告の居住地、法律に違反する行為が行われた場所又はこの行為の影響が見られる場所の裁判所とする。

(4) 原告がトルコに居所を有さない場合は、管轄裁判所は、法律手続の提起日に、登録簿に登録された代理人の事務所が所在する場所の裁判所とする。代理人の記録が抹消されている場合は、管轄裁判所は、庁の本庁が所在する場所の裁判所である。

(5) 第三者により工業所有権の所有者に対して提起される法的手続においては、管轄裁判所は、被告の居住地の裁判所である。工業所有権出願又は工業所有権の所有者がトルコに居所を有さない場合は、(4)の規定が適用されるものとする。

第 157 条 時効

(1) 工業所有権又は伝統的産物名から生じる私法に関する請求においては、2011 年 1 月 11 日付けのトルコ債務法第 6098 号の時効規定が適用されるものとする。

第 158 条 ライセンシーによる法的手続及び条件

(1) 契約に別段の合意がない限り、排他的ライセンスを有する者は、工業所有権が第三者により侵害された場合は、本法に則して権利所有者が提起することができる法的手続を自身で提起することができる。

(2) 非排他的ライセンスを有する者は、工業所有権の侵害により法的手続を提起する権利が契約において明示的に制限されていない場合は、通知により、権利所有者に対し、必要な法的手続を提起するよう請求するものとする。権利所有者が、3 月以内に、この請求を受理しないか又は必要な法的手続を提起しない場合は、ライセンシーは、自己の名義で、かつ、自己の利害関係の範囲において、法的手続を提起することができる。本項に従って法的手続を提起するライセンシーは、法的手続を権利所有者に通知するものとする。

(3) ライセンシーは、重大な損害の虞がある場合、関係する期間の満了前に、裁判所に対し、中間差止命令を発するよう請求することができる。裁判所が中間差止命令を発した場合は、ライセンシーは、法的手続を提起する権限を有する。かかる場合は、審理の継続中に、(2)に定める条件が満たされるものとする。

第 159 条 中間差止命令の請求及び中間差止命令の範囲

(1) 本法に基づいて法的手続を提起する権利を有する者は、法的手続の対象を構成する行為が国内で工業所有権を侵害していること又はその目的で真摯かつ有効な取組が行われていることを証明することを条件として、下される判決の有効性を確保するために、裁判所に対し、中間差止命令を発するよう請求することができる。

(2) 中間差止命令は、特に次の措置を含むべきである。

a) 原告の工業所有権の侵害を構成する行為を差止及び停止すること

b) 税関及び自由港又は自由貿易地域などの区域を含むトルコ共和国の領域内の何れかの場所において、侵害製品以外の製品の生産を妨げることなく、工業所有権の侵害により生産されたか若しくは輸入された工業所有権を侵害する製品、侵害商品の生産において専ら使用される手段又は特許方法の実施において使用される手段を差し押さえ、保管すること

c) 損害の補償について保証を提供すること

(3) 中間差止命令に関する本法に規定が存在しない事項については、2011 年 1 月 12 日付けの民事訴訟法第 6100 号の規定が適用されるものとする。

第 160 条 授権代理人及び通知

(1) 自然人又は法人及び当該人が授権した登録された商標又は特許の代理人は、庁に対する手続を行うことができる。

(2) 法人は、その授権機関が任命した自然人により代理されるものとする。

(3) 居所が国外にある者は、必ず商標又は特許の代理人により代理されるものとする。代理人により代理されることなく当該法人により行われた手続は、無効とみなされる。

(4) 商標又は特許の代理人が任命された場合は、すべての手続は、代理人により行われるものとする。代理人に対してなされた通知は、本人に対してなされたものとみなされる。

(5) 必要と認める場合は、庁は、代理人の権限を証明する委任状の原本又は認証謄本の提出を請求することができる。

(6) 本法の実施に当たってなすべき通知は、1959年2月11日付けの通知法 No. 7201 第 7/a 条に規定する電子通知に関する手続に拘束されることなく、庁により自然人又は法人に割り当てられた電子メールボックスに格納することにより、電子環境において送達されるものとする。ただし、受信者の承認を受けることを条件とする。この方法でなされた通知は、通知される書類が受信箱に格納された後、最初に受信者がメールボックスにログインした日に及び如何なる場合も、書類が受信箱に格納された後 10 日目の終了までに、送達されたものとみなされる。

(7) 本法の実施の範囲内でなすべき通知は、公告による通知様式に関する法律 No. 7201 第 29 条の規定に拘束されることなく、関係公報によりなされるものとする。この方法でなされた通知は、公報の公告日の 7 日後に送達されたものとみなされる。

(8) 庁は、電子環境における出願及び通知に関するあらゆる種類の技術基盤を確立し、又は既に確立された技術基盤を使用し、出願及び通知を電子的になすべきことを規定し、電子的に通知される事項並びに電子出願及び電子通知に関する他の手続及び原則を決定する権限を有する。

第 161 条 手数料，納付期間及び結果

(1) 工業所有権の付与又は登録に関する処理につき、義務的手数料が納付されている旨の情報を所定の期間内に庁に提出しない場合は、工業所有権出願は、取り下げられたものとみなされる。

(2) (1)が適用される処理以外の処理につき、登録簿に登録された工業所有権に関する義務的手数料が納付された旨の情報を所定の期間内に庁に提出しない場合は、関係する請求は、なされなかったものとみなされる。

(3) 第 15 条，第 18 条，第 20 条，第 23 条及び第 69 条を除き、出願又は工業所有権に関する処理につき義務的手数料が不足して納付された場合は、手数料の不足額は、庁により請求当事者に通知されるものとする。不足手数料が通知日から 1 月以内に納付されている旨の情報を期限内に庁に提出しない場合は、(1)及び(2)の規定が適用されるものとする。

(4) 別段の定めがない限り、納付された手数料は、返還されないものとし、庁により収益として記録されるものとする。

第 162 条 決定の執行

(1) 委員会決議の無効又は取消が請求された場合は、法的手続における決定は、最終判決までは執行することができない。本規定は、追加判決にも適用されるものとする。

第 163 条 早期破棄手続

(1) 本法にいう罪により差し押さえられたか又は保護下に置かれた侵害商品が、品質、寸法又は特徴により、管理局において保存することができない場合は、公訴官の指示に則して見本の収集に適する商品から十分な見本を採取した後に、残存する商品は、現地の金融機関に送付されるものとする。差し押さえられた商品に関する品質、型及び寸法などのすべての情報を含む公式記録を見本とともに、公訴局に引き渡すものとする。

(2) (1)により見本を採取した後に、現地の金融機関に引き渡された侵害商品が、損害を受けるか若しくは根本的に価値を喪失することになり、又はその保存が相当の負担となる虞があ

る場合は、鑑定が完了した後に、公訴官の請求に基づいて、捜査段階で裁判官は又は起訴段階で裁判所は、判決前に当該商品の破棄につき決定するものとする。破棄は、公訴官を議長とし、金融機関により設立された3名から構成される委員会の立会の下で行われるものとし、報告書が作成されるものとする。

第164条 伝統的産物名に適用される規定

(1) 第146条、第147条、第149条、第150条、第152条、第153条、第154条、第156条、第159条及び第161条の規定は、伝統的産物名にも適用されるものとする。

第165条 規則

(1) 本法の施行に関する規則は、庁により発効されるものとする。

第2章 他の規定

第166条

2003年11月6日付けのトルコ特許局の設立及び機能に関する法律 No. 5000 第3条(1)(a), (e), (i)及び(k)を次のように改正した。

「a) 関係法規に従い、特許、実用新案、商標、地理的標識、伝統的産物名、意匠及び集積回路の回路配置の登録に関する処理を行い、これらの権利の保護に係る手続を行うこと」

「e) 工業所有権の分野において欧州連合、国際機関及び外国と連携し、協力すること」

「i) 工業所有権に関する公告をなすこと」

「k) 工業所有権の分野において国内外で個人及び組織に対する研修を企画するために研究を行い、その職務分野に含まれる主題に関する研修活動及び学術研究を支援すること」

第167条

法律 No. 5000 第7条を次のように改めた。

「第7条

庁の諮問委員会は、司法省、欧州連合省、科学産業技術省、労働社会保障省、環境都市計画省、外務省、経済省、食料農業畜産省、税関通商省、内務省、開発省、文化観光省、財務省、国民教育省、国防省、森林・水省、保健省、運輸海事通信省、国庫庁、トルコ科学技術研究機構、トルコ原子力機構、中小企業開発機構、トルコ輸出業者会議、トルコ商工会議所連合、トルコ技術者・建築家会議所連合、トルコ医師連合、トルコ獣医師連合、トルコ薬剤師連合、トルコ商工業者連合から各1名の委員、最多の構成員を有する従業者及び使用者組合連合の各々から1名の委員並びに高等教育機構により大学の中から決定される5名の委員から構成される。

管理委員会は、必要な場合は、諮問委員会の会議に専門家を招聘することができる。

諮問委員会における在任期間は、2年とする。任期が満了した委員は、再選されることができる。

諮問委員会の業務手続及び原則は、規則により決定されるものとする。

諮問委員会は、少なくとも年に1度招集されるものとする。会議は、科学産業技術大臣又は大臣が任命する者が議長を務めるものとする。」

第168条

法律 No. 5000 第10条をその見出しとともに次のように改正した。

「第10条 知的所有権アカデミー及び工業所有権研修センター

知的所有権に関する研修、助言及び研究活動を行うために、知的所有権アカデミーが設立され、庁組織内において、工業所有権に関する研修活動を行うために、工業所有権研修センターが設立された。

アカデミーにおいて、著作権に関する研修活動は、文化観光省著作権研修センターにより行われるものとし、工業所有権に関する研修活動は、トルコ特許商標庁工業所有権研修センターにより行われるものとする。センターの費用は、関係に応じて、文化観光省又は庁により負担されるものとする。

知的所有権アカデミーにおいて行われる研修及び研究活動に関する計画及び助言を行うため

に、運営委員会が招集されるものとする。

この委員会は、次の8名の委員、すなわち、庁から1名の代表者、文化観光省の関係ユニットから1名の代表者、2名の大学教員(1名は工業所有権の専門家であり、もう1名は著作権の専門家である)、1名の特許又は商標代理人、著作権の分野において勤務する1名の部門代表者、破棄院により関係法廷の構成員の中から特定された1名の委員(当該委員の同意を条件とする)及び裁判官・公訴官高等委員会の関係部署により決定された知的・工業所有権民事又は刑事裁判所で勤務する1名の裁判官から構成されるものとする。運営委員会の会議は、庁の代表者及び文化観光省の代表者を共同議長として行われるものとする。裁判官以外の委員は、文化観光省又は該当する場合は庁により任命される。任期が満了した委員は、再任されることができる。

知的所有権アカデミー及び研修センターの業務手続及び原則、事務局業務、提供されたサービスにつき徴収される手数料、研修活動に関する事項並びに他の事項は、文化観光省及び庁により共同で施行される規則により決定されるものとする。」

第169条

法律 No. 5000 第11条(1)(c)及び(d)を次のように改正し、次の各号を追加した。

- 「c) 意匠部
- d) 欧州連合・外務部
- e) 革新促進部
- f) 地理的標識部
- g) 再審査評価部」

第170条

法律 No. 5000 第14条をその見出しとともに次のように改正した。

「第14条 意匠部

意匠部は、次の事項を行うものとする。

- a) 関係法規の規定に従い、意匠登録出願の記録、保管、調査、審査、判定及び登録処理を行うこと
- b) 関係法規の規定に従い、意匠及び意匠出願のライセンス許諾、移転及び様々な変更に係る手続を行うこと
- c) 意匠の公告、分類及び登録に係る手続を行うこと
- d) トルコ意匠諮問会議の事務局を引き受けること
- e) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第171条

法律 No. 5000 第15条をその見出しとともに次のように改正した。

「第15条 欧州連合・外務部

欧州連合・外務部は、次の事項を行うものとする。

- a) 欧州連合に関する庁の職務分野に含まれる主題に関して交渉の準備をし、会議に出席し、庁のユニット間の協調を確保すること
- b) 庁の職務分野に含まれる主題において外国及び国際機関と連携し、協調を確保し、二国

間及び多国間協力協定，地域協力協定並びに議定書の準備を援助すること

- c) 庁の職務分野に含まれる主題に関する外国の法規及び国際協定を監視及び検査し，責任を果たすために行う必要がある活動を行うこと
- d) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第 172 条

法律 No. 5000 第 15 条の後に次の第 15/A 条，第 15/B 条及び第 15/C 条を追加した。

「第 15/A 条 革新促進部

革新促進部は，次の事項を行うものとする。

- a) 工業所有権を通じて国の経済上の価値を創出するために，工業所有権の対象であるか又は対象とすることができる自然人及び法人の資産の決定などの活動を行い，これらの資産を利用する手段を決定し，関係部門を監視し，調査活動及びその他類似の活動を行うこと
- b) 工業所有権資産の価値及び経済的影響に関する活動を行うこと
- c) 新技術を特定し，技術移転処理の仲介などの商業化活動を行うこと
- d) 革新支援活動の結果取得されるすべてのデータを収集及び分類し，公衆の使用に供すること
- e) 革新支援活動に含まれる分野において助言サービスを提供すること
- f) 庁の職務に関するあらゆる媒体による資料，記録映像，工業所有権の対象を含む概念及び宣伝映像，法規，出願ガイドライン並びにパンフレットを作成し，公開すること
- g) 工業所有権の促進に関する目標及び戦略を決定し，計画し，実行すること
- h) 工業所有権に関するあらゆる種類の研修活動，セミナー，会議，討論会及び類似の活動を企画し，展示会に参加する準備を行うこと
- i) 庁の情報文書ユニットがその活動を行うよう確保するために，必要な共同研究を行うこと
- j) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること

第 15/B 条 地理的標識部

地理的標識部は，次の事項を行うものとする。

- a) 地理的標識及び伝統的産物名に関する記録，調査，審査，判定及び登録処理を行うこと
- b) 地理的標識及び伝統的産物名の公告及び登録処理を行うこと
- c) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること

第 15/C 条 再審査評価部

再審査評価部は，長官の直下で，工業所有権及び伝統的産物名についての手続に係る関係部署により下された最終決定に対して，前記決定の通知から 2 月以内に，当該手続の当事者であってその利害が影響を受けることになる者によりなされる審判請求を審査及び評価する処理を行うものとする。

審査及び評価を請求された対象に係る決定は，部長を議長とし，審査及び評価される分野を専門とし，かつ，審判請求されている庁の決定に関係しなかった少なくとも 2 名の専門委員が参加して構成される委員会により下されるものとする。

再審査評価部の決定は，最終のものとする。これらの決定に対する法的手続は，決定通知日から 2 月以内に，アンカラ知的・工業所有権民事裁判所に提起することができる。確定されるまでは，再審査評価委員会の決定の取消に関する判決は，執行することができない。本規

定は、追加判決にも適用されるものとする。上記判決の時効期間は、最終決定日から開始する。」

第 173 条

法律 No. 5000 第 16 条 (1) (b) 及び (c) を次のように改正した。

- 「b) 支援業務部
- c) 情報技術部」

第 174 条

法律 No. 5000 第 18 条をその見出しとともに次のように改正した。

「第 18 条 支援業務部

支援業務部は、次の事項を行うものとする。

- a) 2003 年 12 月 10 日付けの公共財政管理監督法 No. 5018 の規定の範囲内で賃借及び購入活動を行い、清掃、警備、照明、暖房、修理、輸送及び類似の業務を行い、又は調達すること
- b) 中央の登録及び記録保管活動を手配し、実行すること
- c) 関係法規に従い、庁の動産及び不動産に関する処理を行うこと
- d) 庁の民間防衛及び動員業務を計画し、実行すること
- e) 図書館業務を行うこと
- f) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第 175 条

法律 No. 5000 第 19 条をその見出しとともに次のように改正した。

「第 19 条 情報技術部

情報技術部は、次の事項を行うものとする。

- a) 情報技術を監視し、庁の自動化戦略を決定し、情報セキュリティにより必要とされる予防策を講じ、公的な情報技術規格に準拠した解決策を生み出すこと
- b) 庁の情報技術業務を行うこと
- c) 庁のウェブページ、電子署名及び電子文書申請に関する技術研究を行うこと
- d) 庁の業務に関する情報を収集し、データベースを作成すること
- e) 庁の既存の情報技術基盤の確立、保守、供給、開発及び更新に関する業務を行い、通信セキュリティを確保すること
- f) 庁、文書センター並びに庁が協力する国内及び国際機関の間のデータ転送を確保し、電子通信に必要な技術的協調を確立し、発展させること
- g) 電子媒体による工業所有権に関する国内外の情報源から集められた情報を収集し、当該情報を評価し、関係部門の使用に供すること
- h) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第 176 条

法律 No. 5000 第 20 条 (1) に次の号を追加した。

- 「c) 戦略開発部」

第 177 条

法律 No. 5000 第 22 条を次のように改正した。

「第 22 条

法律顧問は、次の事項を行うものとする。

- a) 2011 年 9 月 26 日付けの一般予算による公行政及び私的予算の行政における法律業務の遂行に関する法令 No. 659 の規定に従い、法務部門に割り当てられた任務を遂行すること
- b) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第 178 条

法律 No. 5000 第 22 条の後に次の第 22/A 条を追加した。

「第 22/A 条 戦略開発部

戦略開発部は、次の事項を行うものとする。

- a) 法律 No. 5018, 2005 年 12 月 22 日付けの法律 No. 5436 第 15 条及び他の法規に従い、戦略開発及び財務部門に割り当てられた任務を遂行すること
- b) 長官により割り当てられたその他の業務を遂行すること」

第 179 条

法律 No. 5000 第 23 条(1)を次のように改正し、(3)及び(4)並びに(6)(b)の「かつ、肯定的意見を取得する」との表現を廃止した。

「庁の管理委員会の委員は、少なくとも 4 年制の国内又は国外の高等教育機関を卒業しており、十分な職業知識及び 10 年の経験を有する者の中から任命されるものとする。司法省及び財務省の代表者は、関係省において少なくとも 10 年雇用されており、十分な職業知識及び経験を有するものとし、科学産業技術大臣により決定される委員の 1 名は、公的及び／又は民間部門において少なくとも 10 年の経験を有するトルコ商工会議所連合の代表者とする。これらの委員はまた、1965 年 7 月 14 日付けの公務員法 No. 657 第 48 条(a)の条件を有するべきである。」

第 180 条

法律 No. 5000 第 26 条を次のように改正した。

「第 26 条

庁の必要性に則して、管理委員会の承認に基づいて、国内外の専門家を、国内又は国外から暫定期間の契約の下で雇用することができる。これらの専門家に支払われる純賃金額は、管理委員会により、この賃金が第 1 級工業所有権専門官に支払われる月平均純給与を超えないように決定されるものとする。それらの者の雇用に関する手続及び原則は、庁の提言及び科学産業技術大臣の提案に基づいて閣僚会議決定により執行される規則により決定されるものとする。

特定の専門知識を必要とする業務については、管理委員会の決議に基づいて、業務契約が締結されるものとする。

庁は、工業所有権に関する処理の遂行に当たって、国内外の機関のサービスを利用することができる。当該サービスの手数料は、庁が提供するサービスの手数料とともに庁により徴収されるものとし、関係機関への支払は、庁によりなされるものとする。

管理委員会の議長及び委員への支払は、公共営利企業の管理委員会の議長及び委員の職務に対する賃金支払に従って処理されるものとする。」

第 181 条

法律 No. 5000 第 30 条を次のように改正した。

「第 30 条

工業所有権及び伝統的産物名に関して、助言を行い、出願人の代理として庁に対する手続を行う権限を有する自然人又は法人は、特許、実用新案及び集積回路の回路配置の主題については特許代理人、商標、地理的標識及び伝統的産物名については商標代理人、意匠については特許代理人と商標代理人の両方とする。

自然人は、特許代理人又は商標代理人となるには、次の条件を満たすものとする。

- a) トルコ共和国の市民であること
- b) 行為能力を有すること
- c) 少なくとも 4 年の学部教育を提供する高等教育機関又は当該高等教育機関との同等性が関係当局により認定されている国外の高等教育機関を卒業していること
- d) 国の安全に対する故意の犯罪により又は赦免された場合でも、2004 年 9 月 26 日付けのトルコ刑法 No. 5237 第 53 条に定める期間が満了している場合でも、憲法秩序及びその機能に対する犯罪、横領、恐喝、贈収賄、窃盗、詐欺、詐欺、信用の濫用、詐欺破産、談合入札、取得の画策、犯罪若しくは密輸から得た資産の洗浄により、5 年以上の拘禁に処せられていないこと
- e) トルコに居所を有すること
- f) 特許代理人又は商標代理人試験に合格していること

法人特許代理人又は商標代理人は、トルコ共和国の法律により、有限責任会社又は株式会社として設立しなければならず、手続対象は、特許代理人又は商標代理人の活動を含み、自然人特許代理人又は商標代理人により代表される。自然人代理人は、複数の法人代理人のパートナー又は従業者である場合でも、1 の法人代理人のみを代表する代理権限を使用することができる。自己の代理権限をこの方法で使用する者は、自然人代理人として行為することができない。自然人代理人は、自己の個人的刑事責任を害することなく、代表される法人代理人とともに、代理権付与者に対して連帯して責任を負うものとする。

特許代理人及び商標代理人試験は、管理委員会の決議により 2 年に 1 度実施される。(2) (a), (b), (c) 及び (d) の条件を満たす者に限り、受験を認められるものとする。

特許代理人又は商標代理人試験に合格した者は、特許代理人として行為するためには特許代理人登録簿に、商標代理人として行為するためには商標代理人登録簿に登録を受けなければならない。初回登録及び登録更新時に加入する必要がある職業賠償責任保険の期間及び額は、管理委員会により決定されるものとする。

特許代理人及び商標代理人に係る試験及び登録処理に関する手続及び原則並びに特許代理人及び商標代理人に関する他の事項は、規則により決定されるものとする。

特許代理人及び商標代理人に関する試験、証明書 of 交付、登録簿への登録並びに登録更新手数料は、庁により決定されるものとする。

委任状に関して、この法律が適用されない場合には、2011 年 1 月 11 日付けのトルコ債務法 No. 6098 の委任状に関する規定が適用されるものとする。」

第 182 条

法律 No. 5000 第 30 条の後に次の第 30/A 条を追加した。

「第 30/A 条 懲戒処分、処分を必要とする行為及び懲戒委員会

この法律に規定する懲戒処分は、トルコ商工会議所連合及び最多の構成員を有する代理人関係機関の意見を取得することにより作成され、庁の公式ウェブサイトで公開された特許代理人及び商標代理人の職業行動規範に違反する態度及び行動をとる者並びに代理人であることにより必要とされる義務を履行しない者につき執行されるものとする。

特許代理人及び商標代理人に対して執行される懲戒処分並びに懲戒処分を執行すべき行為及び状況は、次の通りである。

a) 注意：当該人が代理人業務の遂行並びにその職業上の態度及び行動により注意して行為すべき旨の書面による通知である。注意処分は、職業行動規範に違反する態度及び行動をとる代理人につき執行されるものとする。

b) 戒告：当該人が代理人業務の遂行並びにその職業上の態度及び行動において問題がある旨の書面による通知である。戒告処分は、注意処分を受けており、かつ、2 年以内に同一の処分を必要とする方法で行為した者又は代理人であることにより必要とされる義務を果たさない者又は庁に対して行われる何らかの手續において相反する利害関係を有する者の代理人業務を行う者につき執行されるものとする。

c) 代理人活動の一時停止：これは、3 月以上 1 年以下の期間の代理人活動の禁止とする。代理人活動の一時停止の処分は、戒告処分を受けており、かつ、5 年以内に同一の処分を必要とする方法で行為した者又は自己の代理権を委任状に反して利用した者又は庁の名称、インターネットドメインネーム若しくはその他の宣伝手段を、混同を生じるように利用した者につき執行されるものとする。

d) 代理人業務の禁止：これは、無期限の代理人活動の禁止である。代理人業務の禁止は、代理人活動の一時停止の処分を受けている者につき執行されるものとする。

(2) に掲げる行為を犯す者につき懲戒処分を下す権限は、当該行為が犯されたことを通知された後 3 月以内に捜査が開始されない場合及び如何なる場合も、処分を必要とする行為が犯されてから 2 年以内に懲戒処分が執行されない場合は、消滅するものとする。

(2) に掲げる処分は、捜査の終結から 30 日以内に下さなければならない。

懲戒処分は、代理人の抗弁の陳述書を取得することなく下すことができない。抗弁の陳述書が、捜査官が定める 7 日以上期間内又は所定の日に提出されない場合は、代理人は、自己の抗弁権を放棄するものとみなされる。

懲戒処分は、それが決定された日に効力を発するものとし、直ちに執行されるものとする。

懲戒処分を下すか否かの決定に対しては、行政裁判を申し立てることができる。確定された懲戒決定の結果、特許代理人業務又は商標代理人業務を禁止された者は、再度特許代理人又は商標代理人となることができない。

特許及び商標代理人懲戒委員会は、次の 7 名、すなわち、省から 1 名の委員、庁から 3 名の委員及び懲戒委員会の決定に基づいて (2) にいう処分の何れも科されていない特許代理人又は商標代理人の中から 3 名の委員から構成される。同一の数及び資格の補欠委員が決定されるものとする。すべての委員は、科学産業技術大臣により任命されるものとする。庁の長官は、特許代理人又は商標代理人の中から選任すべき委員を省に提案する前に、最多の構成員

を有する2の商工会議所及び最多の構成員を有する2の代理人協会の意見を取得するものとする。

懲戒委員会の委員の在任期間は、3年である。第30条(2)(d)にいう罪により委員に対して法的手続が提起されている場合は、この委員は、当該法的手続の終了まで会議に出席することができず、補欠委員が代わりに会議に参加するものとする。正当な理由により会議に出席することができない委員は、会議日前にその理由を伝達するものとする。理由なく2回連続して会議に出席しないか又はその選任適格性を喪失する委員の委員資格は、停止されるものとし、補欠委員が代わりに参加するものとする。

懲戒委員会及び懲戒処分を必要とする行為の決定に関する他の手続及び原則は、規則により規定されるものとする。」

第183条

法律No. 5000に次の附則条項を挿入した。

「附則第1条 職員

付表(1)の職員を創設し、1983年12月13日付けの一般職員及び手続に関する法令No. 190の付表の関係部分に追加し、付表(2)の職員を廃止し、法令No. 190の付表の関係部分から削除した。

法令No. 190の付表(I)中トルコ特許局に関する部分をトルコ特許商標庁と改め、同付表中空席及び在任中の商標審査官及び特許審査官の職としての名称を工業所有権審査官と改め、商標審査官補及び特許審査官補を工業所有権審査官補と改めた。」

第184条

法律No. 5000に次の経過条項を挿入した。

「経過第3条

付表(2)中長官、副長官及び部長の職に在任する者の職務は、この法律の発効日に終了するものとし、長官、副長官に在任する者は、付表(1)に掲げるトルコ特許商標庁長官及びトルコ特許商標庁副長官としての職に任命され、他の者は、この法律の付表(3)により創設された参与の職に任命されたものとみなされる。この法律の付表(3)により創設された参与の職は、何らかの理由で空席となった場合は、如何なる行為もなすことなく廃止されたものとみなされる。本条により参与職員に任命されたものとみなされる職員の新職位に任命された日の時点における前職位に関する最終月の契約賃金、報酬、補償金、給与、追加指標、賞与(1月に相当する純額)、あらゆる上乘金及び手当、役職手当、代表手当、職務手当、割増賃金、追加支払、報奨金支払並びに類似の名目でなされるあらゆる支払(関係法規に従う実際の業務に基づく残業代及び補習料を除く)の純合計額(これは固定価額とみなされる)が、新職位の契約賃金、報酬、補償金、給与、追加指標、賞与(1月に相当する純額)、あらゆる上乘金及び手当、役職手当、代表手当、職務手当、割増賃金、追加支払、報奨金支払並びに類似の名目でなされるあらゆる支払(関係法規に従う実際の業務に基づく残業代及び補習料を除く)の純合計額を超える場合は、その間の差分は、この差分が埋められるまでは、税金又は控除の対象となることなく、別個の補償金として支払われるものとする。当該人の請求に基づいて職名が変更されている者及び自己の請求により他の機関に配属された者については、この補償金支払は、停止されるものとする。

この法律の発効日に庁において特許審査官及び商標審査官として勤務する職員は、如何なる行為もなす必要なく、その現在の職員等級で、工業所有権審査官の職に任命されたものとみなされ、特許審査官補及び商標審査官補として勤務する職員は、工業所有権審査官補の職に任命されたものとみなされる。」

第 185 条

1963 年 7 月 17 日付けのトルコ科学技術研究機構の設立に関する法律 No. 278 第 21 条(1)の「工業意匠」との表現を「意匠」と改めた。

第 186 条

1964 年 7 月 2 日付けの手数料法 No. 492 の料金表(8)の「I- 生産ライセンス」「2. 特許及び実用新案」(e)中「局により」との文を「庁により」と改め、「3. 工業意匠」との見出しを「3. 意匠」と改め、同段落(m)の「工業意匠」との表現を「意匠」と改め、同節「4. 商標」(a)の「商標出願手数料(最初の 3 分類につき)」との表現を「商標出願手数料(各分類につき)」と改め、(e)の「商標登録証交付手数料」を「商標登録手数料」と改め、(1)の「担保手続登録手数料」を「質権設定手続登録手数料」と改め、(1)の「国際出願手数料」を「国際出願通知手数料」と改め、「5. 地理的表示 :」の見出しを「5. 地理的標識及び伝統的産物名 :」と改め、同段落(b)の「地理的表示の登録証及び登録手数料」を「地理的標識及び伝統的産物名の登録及び登録手数料」と改め、(c)の「地理的表示」との表現を「地理的標識及び伝統的産物名」と改め、「4. 商標」(b)を取り消した。

第 187 条

1965 年 7 月 14 日付けの公務員法 No. 657 において、

a) 第 36 条の「共通規定」中(A)(11)の「商標審査官補、特許審査官補」との表現を「工業所有権審査官補」と改め、「商標審査官として、特許審査官として」との表現を「工業所有権審査官として」と改めた。

b) 第 152 条の「II- 手当」「A- 特別業務手当」(g)の「商標審査官」及び「特許審査官」との表現を取り消し、同段落中「防衛産業専門官」の後に「工業所有権審査官」との表現を挿入した。

c) 経過第 41 条(a)(11)中「トルコ特許局の設立及び機能に関する法律」との表現を「トルコ特許商標庁の設立及び機能に関する法律」と改めた。

d) 付表(I)追加指標一覧の「I 一般行政職等級」(d)中「トルコ特許局長官」との表現を「トルコ特許商標庁長官」と改め、(g)中「商標審査官、特許審査官」を「工業所有権審査官」と改め、付表(II)追加指標一覧の「2. 司法機関、従属及び関係機関並びに高等教育機関」中「トルコ特許局副長官」を「トルコ特許商標庁副長官」と改めた。

第 188 条

a) 2003 年 11 月 6 日付けのトルコ特許局の設立及び機能に関する法律 No. 5000 の名称を「トルコ特許商標庁の設立及び機能に関する法律」と改め、同法第 1 条(1)中「トルコ特許局」との表現を「トルコ特許商標庁」と改め、「TPE」を「TÜRK PATENT」と改め、同条(2)中「TPE」を「TÜRK PATENT」と改め、同法第 2 条(1)(a)中「a) 局とは、トルコ特許局をいう」を「a) 庁

とは、トルコ特許商標庁をいう」と改め、(b)中「b) 管理委員会とは、トルコ特許局の管理委員会をいう」を「b) トルコ特許商標庁の管理委員会をいう」と改め、(c)中「c) 諮問委員会とは、トルコ特許局の諮問委員会をいう」を「c) 諮問委員会とは、トルコ特許商標庁の諮問委員会をいう」と改め、(d)中「d) 長官とは、トルコ特許局の長官をいう」を「d) 長官とは、トルコ特許商標庁の長官をいう」と改め、同法第3条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第4条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、(2)中「局」との表現を「庁」と改め、(4)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第6条(1)中「局に」との表現を「庁に」と改め、(2)(a)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(2)(b)中「局」との表現を「庁」と改め、(2)(c)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(2)(f)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(2)(j)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(2)(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第8条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、「局に」を「庁に」と改め、同法第9条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、「局」を「庁」と改め、(2)中「局」との表現を「庁」と改め、(4)中「局」との表現を「庁」と改め、「局の」を「庁の」と改め、「局において」を「庁において」と改め、同法第11条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第16条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第17条(1)(a)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第20条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第23条(5)及び(6)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第24条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第25条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、「局に」を「庁に」と改め、(2)、(3)、(4)及び(5)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(5)中「局」を「庁」と改め、同法第28条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第29条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第2条(1)中「局」との表現を「庁」と改めた。

b) 2003年12月10日付けの公共財政管理監督法 No. 5018, (II)特別予算の行政一覧のB)特別予算による他の機関中「トルコ特許局」という小段落を「トルコ特許商標庁」と改めた。

c) 2004年4月22日付けの集積回路の回路配置の保護に関する法律 No. 5147 第2条(1)(c)中「a) 局とは、トルコ特許局をいう」との表現を「a) トルコ特許商標庁をいう」と改め、(h)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第6条(3)中「局に」との表現を「庁に」と改め、同法第13条(1)中「局である」との表現を「庁である」と改め、同法第15条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、(2)及び(3)中「局に」との表現を「庁に」と改め、同法第16条(1)及び(2)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第18条(1)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第15条(4)中「局に」との表現を「庁に」と改め、「局」を「庁」と改め、同法第21条(2)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第22条(2)中「局に」との表現を「庁に」と改め、同法第23条見出し及び(1)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第26条(4)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第30条見出し及び(1)中「局」との表現を「庁」と改め、「局に」を「庁に」と改め、同法第31条(2)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第37条(2)中「局に」との表現を「庁に」と改め、「局の」との表現を「庁の」と改め、(3)中「局の」との表現を「庁の」と改め、(5)中「局により」との表現を「庁により」と改め、(6)中「局」との表現を「庁」と改め、同法第38条(1)中「局の」との表現を「庁の」と改め、同法第41条(1)中「局」との表現を「庁」と改めた。

第189条

1951年12月5日付けの知的及び美術的著作物に関する法律 No. 5846 第76条(1)

「この法律が規定する法的関係から生じる法的手続及びこの法律から生じる刑事手続に関しては、権限を有する裁判所は、産業財産法第 156 条に示す裁判所とする。」

第 190 条 言及

(1) 他の法規におけるトルコ特許局への言及は、トルコ特許商標庁への言及とみなされ、商標審査官及び特許審査官への言及は、工業所有権審査官への言及とみなされ、商標審査官補及び特許審査官補への言及は、工業所有権審査官補への言及とみなされる。

第 191 条 廃止法規

(1) 2003 年 11 月 6 日付けのトルコ特許局の設立及び機能に関する法律 No. 5000 第 4 条 (1) (d) 及び第 13 条 (1) (e) は、廃止するものとする。

(2) 2004 年 4 月 22 日付けの集積回路の回路配置の保護に関する法律 No. 5147 第 39 条は、廃止するものとする。

(3) 1995 年 6 月 24 日付けの特許権の保護に関する法令 No. 551, 1995 年 6 月 24 日付けの工業意匠の保護に関する法令 No. 554, 1995 年 6 月 24 日付けの地理的表示の保護に関する法令 No. 555, 1995 年 6 月 24 日付けの商標の保護に関する法令 No. 556 及び 1995 年 6 月 24 日付けの特許権の保護に関する法令 No. 551 を改正する 1995 年 9 月 22 日付けの法令 No. 566 は、廃止するものとする。

経過第 1 条 法令 No. 551, 554, 555 及び 556 の規定の実施

(1) 本法の公布日前に局に提出された商標、意匠及び地理的標識の国内及び国際出願は、出願時に有効な法規の規定に従って終結されるものとする。ただし、本法の公布日前に局に提出されたが、いまだ公告されていない地理的標識の出願は、異議申立期間に関する廃止法令 No. 555 の規定を害することなく、公報に公告されるものとする。

(2) 本法の公布日前になされた特許及び実用新案の国内出願は、出願時に有効な法規の規定に従って終結されるものとする。本規定の発効日後になされた追加特許出願を終結させる際、追加特許出願又は追加特許を独立特許出願又は特許に変更する際には、主特許出願の出願日に有効な法規の規定が適用されるものとする。審査によらず付与された特許を審査による特許に変更する際、特許出願を実用新案出願に又は実用新案出願を特許出願に変更する際、特許及び実用新案を無効にする際には、出願日に有効な法規の規定が適用されるものとする。国際協定又は地域協定によりなされた特許出願及び実用新案出願であって、本規定の発効日前に国内段階に移行したものは、国内段階への移行日に有効な法規の規定に則して終結されるものとする。

(3) 廃止法令 No. 551 経過第 4 条は、同条の範囲内にある特許に引き続き適用されるものとする。

(4) 旧法規の規定に則して付与された特許及び実用新案については、第 99 条, 第 138 条, 第 144 条, 第 113 条 (5) 及び第 121 条 (8) を除き、本法の規定が適用されるものとする。

経過第 2 条 現行規則の実施

(1) 本法において想定する規則が発効するまでは、本法に違反しない規定は、引き続き適用されるものとする。

経過第3条 侵害商品の破棄

(1) 2009年1月1日前に犯された罪により、廃止法令 No. 551, 554, 555 又は 556 の執行により侵害商品の没収の判決を受け、かつ、最終判決がまだ執行されていない者については、商品が管理局若しくは原告により保存されているか又は2004年12月4日付けの刑事訴訟法 No. 5271 に基づいて保存が第三者に委託されているかを考慮することなく、判決を下した裁判所の地域内に所在する公訴局は、結果を説明する通知を発するものとする。当該人は、1月以内に、裁判所に申請することにより、当該商品の返還を請求する権利を有することを通知されるものとする。所有者がこの期間内に返還請求をなさない場合又は裁判所による返還の決定から1月以内に商品が回収されない場合は、決定を下した裁判所は、公訴局の請求により、商品の破棄につき決定するものとする。破棄に係る決定は、直ちに執行するために公訴局に送付されるものとする。

(2) 廃止法令 No. 551, 554, 555 又は 556 の刑事規定により商品の返還の最終判決を受けており、かつ、裁判所により当該商品の返還が決定されているにも拘らず、本条の発効日前に自己の商品を回収していない者については、商品が管理局若しくは原告により保存されているか又は刑事訴訟法第132条に従って保存が他人に委託されているかを考慮することなく、判決を下した裁判所の地域内に所在する公訴局は、職権をもって、結果を説明する通知を発するものとし、1月以内に商品を回収するよう請求する。この期間内に商品が回収されない場合は、決定を下した裁判所は、公訴局の請求により、商品の破棄につき決定するものとする。破棄に係る決定は、直ちに執行するために公訴局に送付されるものとする。

(3) 本条に基づく破棄の手続は、公訴官を議長とし、管理局員及び2名の裁判所書記官から構成される委員会により行われるものとし、報告書が作成されるものとする。委員会に参加する裁判所書記官の特定は、司法委員会により決定されるものとする。破棄される商品の所有者に対しては、支払は、なされないものとする。破棄費用は、商品の所有者から司法手数料として徴収されることを条件として、国庫により負担されるものとする。

経過第4条 裁判所により行使される取消権限

(1) 第26条が発効するまでは、取消権限は、同条の手続及び原則に則して裁判所により行使されるものとする。

(2) 第26条の発効日に裁判所において係争中の取消手続は、裁判所により終結されるものとする。

(3) 本条の規定に則して裁判所により下された決定は、確定時に、職権をもって庁に送付されるものとする。

経過第5条 更新請求

(1) 第23条(2)及び第69条(4)の発効までは、廃止法令 No. 554 及び 556 の関係規定が、更新請求に関して適用されるものとする。

経過第6条 係争中の法的手続

(1) 法令 No. 551 第146条

法令 No. 554 第58条

法令 No. 555 第 30 条

法令 No. 556 第 71 条

に則して設立され、本法により廃止される特別裁判所は、本法第 152 条(1)により設立された裁判所とみなされ、これらの裁判所において係争中の法的手続は、継続するものとする。

第 192 条 発効

(1) 本法において、

a) 第 26 条は、公布日から 7 年後に発効するものとする。

b) 第 23 条(2)及び第 69 条(4)により定める更新請求期間に関する規定並びに第 46 条により定める記章の使用義務に関する規定は、公布日から 1 年後に発効するものとする。

c) 他の規定は、公布日に発効するものとする。

第 193 条 執行

(1) 閣僚会議は、本法の規定を執行するものとする。